

右善九郎儀、地改、致難遊、及強訴、品々之願を企、小割堤之寄合にてハ、最初より重立、不法之儀共取計、宮村寄合えも罷出候始末、徒黨強訴之頭取ニ相決、不届至極ニ付、於其所・獄門、

一、喜十郎儀、地改、致難遊、小割堤之寄合にてハ、最初より重立取計、傳次郎と申合、爪巢村之もの共より、仲ヶ間入之證文を取、爲加、伊兵衛・藤十郎・久々野村新太郎一同、願之手段を企、宮村寄合えも罷出、品々不法之儀共取計候始末、徒黨強訴之頭取ニ相決、不届至極ニ付、於其所・獄門、

一、伊兵衛儀、地改、致難遊、小割堤并宮村寄合にて、重立候もの共を引入、品々及相談、皆濟目錄引替之儀、願出、其上にて、御年貢差延之儀を相願、彼是、手間取候内ニハ、猶又、手段可有之旨、致發言、其身ハ、寄合え不罷出、宮村え一同寄合候事も、相極、存命を申出候始末、徒黨強訴之頭取ニ相決、不届至極ニ付、於其所・獄門、

此儀、前書、頭取傳次郎・又四郎同様、伺之通、三人共、於其所・獄門、
(本書)
評議之通濟

同人御代官所

同郡小八賀郷下坪村

百姓

次左衛門

右之もの儀、飛州村々地改之儀、一同、得心之印形差出置ながら、右改、難遊可致と、町方村・名主次兵衛・大沼村名主・久左衛門ニ隨ひ、重立取計、品々巧成儀を申聞、大野・吉城・益田三郡、村々之内、名主・組頭・百姓代等を申威、赦免之願書ニ爲致連印、御代官陣屋え、大勢願出、猶又、濃州大垣え罷出候手段申出之、其上、次兵衛・久左衛門、江戸え出候跡之儀も引受、雜用金之世話共いたし候始末、徒黨強訴之頭取ニ相決、不届至極ニ付、於其所・獄門、

一、次兵衛・久左衛門儀、吟味中、致病死候得共、一件申口も符合仕、發且之頭取ニ相違無御座候間、存命ニ候ハ、重科ニ行へき處、令病死候旨、於其所ニ、捨札相建、

此儀、強訴徒黨之頭取ハ、死罪、之御定ニ御座候得共、品ニ寄、獄門ニ相成候例、別紙之通、有之候間、伺之

同人御代官所

同郡灘郷下岡本村

名主

平兵衛

外登人

右之もの共儀、飛州村々地改、及難遊、町方村・名主次兵衛・大沼村・名主久左衛門、任申旨、所々寄合え出、右兩人、江戸え出候跡之取メり方、雜用金之世話、并江戸表吟味之様子、申遣候節、此もの宛名之書狀にて、可遣間、夫々、相届候様、申聞候ニ、致同意、頭取ニ差續、取計候始末、不届ニ付、兩人共、遠嶋、

此儀、次兵衛・久左衛門、任申旨、所々寄合え出、右兩人、江戸え出候跡々、取メ方等いたし、全、頭取ニ差續候ものと相聞候間、前書、次左衛門ニ見合、伺之通、
(本書)
評議之通濟

同人御代官所

通、於其所・獄門、申付、次兵衛・久左衛門は、發且之頭取ニ御座候間、是又、於其所・獄門、ニ相當り候處、捨札ニ、重科と認候よりハ、御仕置之品、相認候方、可然、奉存候付、存命ニ候ハ、於其所・獄門、可申付處、令病死候旨、次左衛門・捨札え、認入可申、
(本書)
評議之通濟

同人御代官所

同郡川上郷新宮村

百姓

藤十郎

右之もの儀、地改、致難遊、品々之願を企、伊兵衛方にて相談之節、同人、發言いたし候手段ニ、同意いたし、宮村寄合ニても、重立取計、一辨、村々之ものをも申動候始末、頭取同様之仕方、不届ニ付、死罪、

此儀、吟味書之趣にては、宮村寄合にて、諸事、重立取計、頭取ニ相當候得共、前書、頭取共ニ見合候ては、品輕方ニ御座候間、伺之通、死罪、
(本書)
評議之通濟

同郡久々野郷宮村

百姓

次 八

右之もの儀、地改、致難遊、及強訴、品々之願を企、官村寄合之最初より、頭取共ニ差續、不法之儀共、取計候始末、不届ニ付、速嶋

此儀、村内計之取計、いたし候儀とハ相聞不申、全、頭取ニ差續候もの、と相見候間、前書、頭取傳次郎、又四郎ニ見合、伺之通、速嶋
(本意) 評議之通濟

同人御代官所

同村

百姓

茂 七

外 登 人

右之もの共儀、地改、致難遊、及強訴、品々之願を企、官村寄合之最初より、頭取共ニ同意いたし、不法之儀共、取計候始末、不届ニ付、兩人共、中追放、

此儀、一件之内、頭取共は、他村迄、一同ニ申動候もの共ニて、差續候もの共も、他村まで申動候もの共は、右頭取傳次郎、又四郎ニ見合、速嶋ニ相當可申候處、此もの共、吟味書之趣ニては、他村迄申動候儀とハ相聞不申、差續之内ニてハ、品輕ク御座候間、速嶋より一等輕ク、伺之通、兩人とも、中追放、

(本意) 評議之通濟

同人御代官所

同郡灘郷片野村

百姓

彌 兵 衛

右之もの儀、地改、及難遊、頭取共任申、徒黨ニ加り、官村え寄合、御代官陣屋・門前え、大勢罷出、及強訴候節、不法之雜言申、外百姓共、散間敷杯、申候始末、不届ニ付、重追放、

此儀、他村迄申動候ものニ見合候てハ、品輕ク御座候得共、吟味書之趣ニては、御代官陣屋・門前え相詰候節、圍之小土手え登、不敬を働、散間敷杯、百姓共、え聲

懸、品々雜言を申候段、あはれものニも似寄、前書、茂

七、外登人よりハ、品重ク御座候間、蔽之上、重追放、
(本意) 評議之通濟

同人御代官所

同國吉城郡古川郷

古川町方村

名 主

善 左 衛 門

右之もの儀、地改、致難遊候、頭取共ニ被申威、大沼村、名主久左衛門差圖を受、江戸表ニて差出候願書を認、殊ニ、山口村、百姓新十郎、京都え参り、筋違之願いたし候を、虚實可札と存、京都町人、谷川久右衛門方え遺候書狀文段之内、地改赦免之儀、江戸表え願ひ候手寄も候ハ、頼候趣、認入遺候始末、名主役、勤ながら不届ニ付、役儀取放、過料錢拾貫文、

此儀、頭取共ニ被申威候は、村々名主共も同様ニ御座候處、此ものハ、久左衛門差圖を請、願書認、其上、京都町人、谷川久右衛門方え、地改赦免之儀、江戸表え

願候手寄も候ハ、頼候趣、書狀え認入遺候始末、外名主共よりハ、品不宜候得共、頭取ニ差續候と申趣意之ものトハ、相聞不申候間、伺之通、役儀取放、過料錢拾貫文、
(本意) 評議之通濟

同人御代官所

同郡灘郷高山二之町

細 江 屋

三 郎 右 衛 門

右之もの儀、地改、致難遊候、百姓共と致同意、江戸表え差出候由之願書添、垣内村、徳右衛門、持參候を、文段等及相談遣、并江戸表え致出立候もの共ニ、力を添可申と、途中迄見送り候始末、不届ニ付、田畑取上、親類え永ク預ケ、一生押込、

此儀、強訴ニ致荷擔、又ハ腰押ニも相當り候ものと相聞、品重ク候得共、速嶋ニては、強過候故、速嶋ニ准し、一生押込と相伺候趣ニ御座候間、伺之通、田畑取上、親類え永ク預ケ、一生押込、

同人御代官所

同郡廣瀨郷爪果村

百姓

彌平次

外三人

右之もの共儀、地改、難澁いたし、村内之もの共を申動、徒黨ニ爲加、名主之申付も不相用、宮村寄合え罷出、品々不法之儀共取計候始末、不届ニ付、四人共、重追放、此儀、他村迄申動候ものとは、相聞不申候得共、吟味書之趣ニては、徒黨致間敷旨、名主・喜右衛門、差留、寄合え難罷出由、村内にて申候ものも出来いたし候を、品々難題申掛、強て徒黨ニ爲加候ものと相聞、前書、茂七・八兵衛よりは品重ク御座候間、伺之通、四人共、重追放、

評議之通濟

同人御代官所

同郡大野郡灘郷

拾ケ村

外六拾ケ村

名主

三拾七人

百姓

貳千六百七拾六人

同郡吉城郡廣瀨郷

八ケ村

外百六ケ村

名主

拾六人

百姓

同郡益田郡阿多野郷

六ケ村

百姓

百八人

追て願ニ加り候村々

同郡大野郡大賀郷

壹ケ村

外貳拾貳ケ村

名主

七人

百姓

五百貳拾五人

同郡吉城郡古川郷

五ケ村

外四拾ケ村

名主

拾參人

百姓

千貳百八拾七人

同郡益田郡阿多野郷

拾ケ村

名主

貳人

百姓

貳百七拾八人

右之もの共儀、村々頭取之もの共、何様、申候候とも、不致承引、其旨相届可申處、最初、頭取共之任申、難立願書ニ、惣代之もの共、印形いたし、又は跡より強訴ニ加り、騒立、猶又、宮村寄合え、百姓共、代ル々罷出、及徒黨候段、不届ニ付、名主は、壹人、過料錢拾貫文ツ、百姓共ハ、御定之通、銘々、村高ニ應シ、過料、此儀、吟味書之趣ニてハ、頭取共ニ被申威、百姓共、騒立、村役人力ニも不及儀ニて、地改、致難澁候所存ハ、無之旨、有之、右、名主共は、御定書、強訴、徒黨之名主ニは相當不申、組頭も、高山町之外村々は、百姓之内より年番ニ相勤候故、惣百姓人數之内(六本内本)入、奉伺候趣、御仕置附、書付ニ有之候間、伺之通、名主ハ、壹人、過料錢拾貫文ツ、百姓共ハ、強訴徒黨之ケ條、惣百姓之御定にて、是又、伺之通、村高ニ應シ、過料、

評議之通濟

同人御代官所

同國吉城郡高原郷之内

拾九ヶ村

名主 三人
百姓 五百拾六人

右之もの共儀、村々頭取候もの共、何様、申威候とも、不致承引、其旨相届可申處、最初、頭取共之任申、難立願書ニ、惣代之もの共、致印形、強訴ニ加り、猶又、本郷村小割提并宮村寄合えも、百姓共代ル々罷出、及徒黨、殊、御代官陣屋より之呼出ニ、度々致不參候段、旁、不届ニ付、名主は、壹人、過料錢拾五貫文ツ、百姓共は、御定之通、銘々、村高ニ應し、過料、

此儀、前書、村々之もの共ニ見合、品不宜候間、伺之通、名主は、壹人、過料錢拾五貫文ツ、百姓共ハ、前書村々は、凡百石、貳貫文之積りを以、可申付旨、御仕置附、書付、朱書ニ有之候處、右前書之村々より重ク、凡百石、三貫文餘之積を以、可申付旨、是又御仕置附、書付、朱書ニ有之候間、伺之通、村高ニ應し、過料、

評議之通濟

二三五 安永六酉年御渡

拾三番

京都町奉行伺

一 江州若松村、勘兵衛、強訴いたし候一件、

織田大膳知行
江州神崎郡外ノ村枝郷
若松村
百姓
勘兵衛
外三人

右之もの共儀、七年以前、卯年、早損之節、年貢拾ヶ年賦相納度旨、願吳候様、本郷外ノ村、先庄屋、庄兵衛迄相頼置候處、其後、地頭、織田大膳より下知無之理、勘兵衛、虎松、久右衛門、豊八、重モ立、申合、村方罷出、江戸表え罷下候段、庄兵衛方え届拾ニいたし、途中迄罷越、又は五年以前、巳年、大膳方賄銀申付候處、初年差出、翌年より困窮申立、及難澁、右ニ付、大膳より尋之趣、村役

例も、相當ニは無御座候間、本罪より一等輕キ御仕置、死罪は遠嶋、重追放之御定ニ見合、輕キ方え附、重追放、

評議之通濟

此例可除哉之事

一、高持百姓半兵衛、万吉、清五郎、平六、伴與三八、與三次郎、寶藏坊、重次郎、佐助、善助相尋候處、半兵衛外八人之もの共儀、心得違之儀共有之、右、勘兵衛、此外三人之もの共え、致荷擔、大膳申渡、相背候段、不調法誤入、今更、致後悔、此上、返答之申方無之、恐入候ニ付、此後、幾重ニも相佗、致相續度候間、是迄心得違、強氣之儀共、赦免相願候旨、申之候得共、一旦、勘兵衛外三人之もの共え、致荷擔、大膳申渡、相背候段、致後悔、赦免相願候ニ付、急度叱り置可申旨、吟味書、朱書ニ申上候、

此儀、強訴、徒黨之ヶ條、惣百姓、村高ニ應し、過料、之御定ニ准し、半兵衛外八人え、過料錢三貫文、

評議之通濟

人共より申聞候處、返答も不致、其上、年貢之外ニ、地頭より用金申付候ハ、奉行所え申出候様、觸等有之候間、奉行所え相伺、差圖次第ニ可致旨、御役所より觸等無之儀を、村役人え申聞、剩、村方一同之旨、申之候得共、勘兵衛、虎松、久右衛門、豊八、頭取いたし、是迄度々、村方爲相騒候ニ付、自然と農業等も不精ニ相成、既ニ、大膳より所拂申付候處、不相受、殊ニ九年以前、丑年、百姓共之願之筋、有之候ハ、名主、村役人を以、相願候様、若、心得違、致徒黨候ハ、可取上、願たりとも、理非之不及沙汰、急度御仕置可申付旨、相觸置、猶又、翌寅年ニも、百姓大勢申合、徒黨、強訴、逃散等之儀ニ付相觸、村々え、高札も相建有之處、右之仕形、不届至極ニ付、中追放、

此儀、地頭ニて、所拂申付候處、受不致段は、一等重ク、江戸拂ニ相當り候得共、頭取いたし、村方を爲騒候は、徒黨、強訴之頭取ニ可有御座哉、徒黨、強訴之頭取ハ、死罪、之御定ニ御座候處、吟味書之趣ニては、此もの共、頭取、不取留、風聞を申立、村方を爲相騒、百姓共え強て申動候趣ニは無御座、京都町奉行差上候

二三六 安永六酉年御渡

戊拾番

京都町奉行

赤井越前守伺

一 江州築瀨村・外拾八ヶ村之者共、致徒黨、及狼藉候一件、

井伊掃部頭領分

江州神崎郡築瀨村

庄屋

五郎右衛門

百姓

吉兵衛

右之もの共儀、他領之水除蛇籠を切崩、立木可伐拂旨、五郎右衛門、發言いたし候ニ、吉兵衛俱々馴合、重立取計、横目清八・組頭三右衛門へ申談、追々申次セ、川南・川北拾九ヶ村之もの共を、爲致同意、不加候ハ、可及大變杯、申威し候故、百姓共、大勢騒立、鐘・太鼓を打、他

領え入込、箒を焚、銘々、鉈・斧・鎌等を持、和田村之水除蛇籠を切崩又は焼拂、和田外貳ヶ村地先之立木、伐倒候始末、徒黨狼藉之頭取ニ相決、不届至極ニ付、兩人共、於京都・獄門、

此儀、御定書ニ、地頭へ對し強訴、其上、致徒黨・逃散之百姓御仕置之ヶ條、頭取死罪、と有之候得共、徒黨狼藉之始末、別て不届ニ御座候、殊ニ、近年、飛州并信州ニて騒立候百姓共、御仕置之内、頭取ハ、於其所・獄門ニ相成候例有之候間、兩人共、於其所ニ・獄門、

但、五郎右衛門は、去酉十月十八日、病死仕候ニ付、死骸假埋、申付置候段、赤井越前寺、別紙を以申上候間、存命ニ候ハ、於其所・獄門、可申付處、致病死ニ付、其旨可存段、一件之もの共え申渡、科書拾札其所へ相建、死骸は取捨、定例之通、闕所、
(未考) 評議之通濟

同村

組頭三右衛門梓

百姓

仁兵衛

右之もの儀、他領・和田外貳ヶ村之堤近邊え、百姓共大勢集り候節、見合候勢ニ候連、竹之先え紙を附、振廻し、一同取懸り、蛇籠可切崩旨、致差圖、立木伐倒、或は箒を焚、蛇籠を燒候儀共、於場所、重立取計候段、不届ニ付、死罪、

此儀、吟味書之趣ニては、發端之頭取ニは無之候得共、及狼藉候場所ニて、重立取計候ものニ御座候、去ル午年、御仕置相濟候、飛州にて騒立候百姓共一件之内、片野村・吉左衛門儀、地改、及難澁、宮村え徒黨いたし、殊ニ、陣屋・門前え大勢相詰候砌、重立、百姓共え差圖いたし、爲致進退、不法之雜言を申、及強訴候始末、頭取同様之仕方、不届ニ付、死罪ニ相成候例ニ見合、伺之通、死罪、
(未考) 評議之通濟

同村

横目

清八

組頭

三右衛門

右之もの共儀、築瀨村・庄屋五郎右衛門・百姓吉兵衛申聞候企ニ、最初より同意いたし、追々申勸、川南・川北拾九ヶ村之もの共を、爲致同意候より、百姓共、大勢騒立、鐘・太鼓を打、他領え入込、箒を焚、銘々、鉈・斧・鎌等を持、和田村之水除蛇籠を切崩又は焼拂、和田外貳ヶ村地先之立木、伐倒、徒黨及狼藉候始末ニ相成候段、頭取ニ差續、不届ニ付、兩人共、遠嶋、
(未考) 評議之通濟

二三七 安永八亥年御渡

貳拾六番

京都町奉行伺

一 丹波國南金岐村・外貳ヶ村百姓共、強訴一件、

佐々又四郎知行

丹波國桑田郡南金岐村

百姓

喜右衛門

外貳人

右之もの共儀、前々より地頭屋敷え、百姓共、夫人足ニ罷出候手當として、三ヶ村高割ニ差出候五石夫米、寶曆十三未年より、南金岐村・百姓作左衛門、地頭え罷出、用役相勤候以來、夫人足相止、作左衛門給分ニ相成候を、難避いたし、百姓救米之由、申立、割返可願出旨、嘉右衛門、發言いたし、頭取不知ため、丸キ圖ニ連印取之、百姓を申動、猶又、百姓頼之一札えも連印致させ、地頭え相願、取上無之候迎、地頭家來、村役人等相手取、京都御役所え再應願出、其上、地頭之呼出を、難避いたし候付、地頭家來、村方え罷越候處、吟味を受、却て、右家來身分、疑敷杯申觸、如何様之儀も有之候ハ、村内寺院之鐘を撞、一同可罷出旨、申繼候ニ同意いたし、既ニ、嘉右衛門を、地頭家來召捕候節、百姓共、寺院之鐘を撞、集り、致徒黨騒立、猶又、京都御役所え願出、強訴及び

候始末、頭取嘉右衛門ニ差續不届ニ付、三人共、遠嶋、此儀、御定書ニ、地頭え對し強訴、其上、致徒黨・逃散之百姓・御仕置之ケ條ニ、頭取死罪、と有之、差續候も之の御定は無之候得共、徒黨狼藉之始末、別て不届ニ御座候、殊ニ、近年、飛州并信州にて、騒立候百姓共、御仕置之内、頭取ハ、於其所、獄門、差續ハ遠嶋ニ相成候例有之、此度、京都町奉行、別紙例ニ申上候、江州築瀬村・横目清八も、強訴差續之ものにて、遠嶋ニ相成候間、右例ニ見合、此度、強訴之頭取、嘉右衛門、存命ニ候得は、獄門ニ可相成ものニ御座候間、前書、喜右衛門・作助・次助は、伺之通、遠嶋、

二三八 天明元丑年御渡

大阪町奉行伺

一 河州福万寺村・外壹ヶ村并出作百姓共、徒黨強訴一件、

曾我又次郎知行

河州河内郡福万寺村

百姓

惣左衛門

外六人

右之もの共儀、拾五年以前、亥年より卯年迄、年貢割附、定免通より割増有之、右之分ハ、福万寺村・元庄屋六人之もの、私曲と存候間、可爲割戻由、死亡・嘉兵衛致發言、惣左衛門・庄左衛門え最初ニ咄聞セ、同意いたし、相殘ルもの共并死亡七人之ものえも、追々爲申聞、承知仕、右三人え任セ置候處、嘉兵衛、重立取計、多人數之惣代、連印爲仕、奉行所え訴出、吟味中、地頭えも、右ニ付、願之趣有之、爲吟味、又次郎より、家來・櫻井儀太夫と申もの、知行所え差登セ、呼出候處、病氣・他出等之由ニて、不罷出、殊ニ、風雨後、作物勝手ニ刈入、見分ハ難請、損毛引方ハ申立、地頭より申付候帳面も不差出、等閑ニいたし置、假免狀、渡候とも、地頭役人之取計ハ、受申間敷、江戸屋敷え直納可致由申之、又次郎・印形之書付、可讀聞旨、相觸候ても、不罷出、於奉行所も、元庄屋共、返答相疑、儀太夫をも相手取、不審申募、全、元庄屋共、

引込銀有之儀と、嘉兵衛發言ニ相泥ミ罷在、願之趣、非分ハ無之儀と一圖ニ存詰、文右衛門儀、於江戸表、虛病申立候譯ニは無之候得共、嘉兵衛快氣次第、召連可罷歸と、居残り罷在候内、同人任勤、差添、駕訴仕、其上、村方仕來とハ乍申、太鼓打候を承り、此もの共、官、寺え相集り候より、外百姓共迄も、追々罷越、自然と、村内騒立、徒黨・強訴ニ相當候始末、惣左衛門・庄左衛門ハ、頭取・嘉兵衛ニ差續、其外之もの共も、致同意候段、重々不届ニ御座候間、惣左衛門・庄左衛門ハ遠嶋、利助・平兵衛・文右衛門・小右衛門・長兵衛ハ、中追放、

此儀、吟味書之趣ニてハ、嘉兵衛ハ頭取、惣左衛門・庄左衛門ハ、全之差續、利助・平兵衛・文右衛門・小右衛門・長兵衛ハ、猶又、惣左衛門・庄左衛門ニ續、取計候もの共ニ御座候、御定書ニ、地頭え對し強訴、其上致徒黨・逃散之百姓・御仕置之箇條、頭取死罪と、有之、差續候もの之御仕置、御定は、無御座候得共、伺之上、遠嶋ニ相成來候間、嘉兵衛存命ニ候ハ、死罪ニ相當り、惣左衛門・庄左衛門ハ、伺之通、遠嶋、利助・平兵衛・文右衛門・小右衛門・長兵衛は、遠嶋ニ一等輕ク、

是又、伺之通、中追放、
(本意) 評議之通濟

同人知行
同郡 福万寺村
上之嶋村
右、貳ヶ村

百姓共之内
七拾五人

右之もの共儀、頭取、嘉兵衛任申、村方、高懸銀、相減候事と而已存込、文段も不承、願書を調印いたし、既、同人取計にて、地頭え差出年貢、直納可致旨之書付えも、連印いたし候ものも有之、追々地頭え對し、法外申募候仕儀ニ相成、殊ニ、趣意ハ不辨候とも、宮、寺え集り候場所え立交り、又ハ途中迄も罷越、徒黨強訴ニ相當り候始末、不届ニ御座候間、七拾五人え、過料錢八貫文、此儀、地頭え對し、強訴、徒黨之百姓、御仕置御定ヶ條之内、惣百姓、村高ニ應し、過料、と有之ニ見合、伺之通、七拾五人え、過料錢八貫文、

(本意) 評議之通濟

元 辻六郎左衛門御代官所
當時 万年七郎右衛門御代官所
河州河内郡池之嶋村より
福万寺村え出作

百姓
源 八
外 九人

右之もの共儀、同村百姓、死亡、太郎兵衛、同藤兵衛、長兵衛、任申、村方、高掛銀、相減候事と而已存込、惣代願ニ同意いたし、其餘之儀ハ、右三人之もの共不申聞、不存儀とハ乍申、地頭え對し、法外申募仕儀ニ相成、徒黨強訴ニ相當り候段、不届ニ御座候間、一同、急度叱り、此儀、吟味書之趣にては、宮、寺え集り候節、場所え立加り候儀無之、相聞、前書、福万寺村、上之嶋村、百姓、七拾五人之もの共ニ見合、品輕く御座候間、伺之通、一同、急度叱り、
(本意) 評議之通濟

一、福万寺村、百姓嘉兵衛、利兵衛、仁左衛門、茂右衛門、上之嶋村、百姓平兵衛、次郎右衛門、池之嶋村より出作

百姓、太郎兵衛、藤兵衛は、口書未申付内、病死仕候得共、嘉兵衛は、最初之發言にて、全、頭取ニ相決、外七人之もの共ハ、巨細之譯、不存旨ニ候得共、致同意候段ハ、一件申口にて相分、存命ニ候ハ、其段、吟味詰、嘉兵衛ハ死罪、利兵衛、仁左衛門、茂右衛門、平兵衛、次郎右衛門、太郎兵衛、藤兵衛は、中追放、と可奉伺もの共ニ御座候間、嘉兵衛は、田畑、家屋敷、家財關所、利兵衛外六人ハ、田畑、家屋敷關所、

此儀、吟味書之趣にては、嘉兵衛は頭取、利兵衛外六人ハ、一件之内、利助、平兵衛、文右衛門、小右衛門、長兵衛と、同様之趣意にて、一同存命ニ候ハ、嘉兵衛は死罪、利兵衛外六人ハ中追放、ニ相當候間、伺之通、嘉兵衛ハ、田畑、家屋敷、家財關所、利兵衛外六人は、田畑、家屋敷關所、
(本意) 評議之通濟

二三九 天明三卯年御渡

拾四番

大阪町奉行伺

一 泉州百姓共騒立候節、盗いたし候一件、

一橋領知、泉州大鳥郡
大鳥組新家村

百姓組頭、次兵衛悴
勘 七

右之もの儀、木綿凶作ニ付、年貢用捨之願、致度存候折節、信太組にて、年貢割合之、致寄合候を、用捨願之寄合と相察、大鳥組村々も寄合、相談可致旨、相組原田村、甚左衛門え、申聞、(同大鳥郡に作ス) 上代村東手、元祿堤え、原田村、甚左衛門外拾貳人寄合、外組々村方も、困窮は同様ニ付、一同申合、敷願可致旨、及發言、牛神山え參會可致旨之書面を、土生村、利兵衛親、了意ニ爲認、村々え通達及ひ、又々口上にて、申聞候より、事起、百姓共騒立、牛神山或は御館山え、徒黨いたし、剩、千原村、佐助宅を打崩候始

末、相成候段、頭取ニ相決、殊ニ、佐助宅を打崩候節も、一同罷越、徒黨之もの共、投散候。毛綿取歸候段、不届ニ御座候間、存命ニ候ハ、死罪、

此儀、佐助宅を、百姓共打崩候節、一同罷越、徒黨之もの共、投散し候木綿取歸候は、手元ニ有之品を、與風、盜取候類、金子は、拾兩より以下、雜物は、代金ニ積、拾兩位より以下は、入墨、之御定ニ准し可申處、頭取之科、重ニ御座候間、御定書ニ、地頭を對し強訴之上、致徒黨、逃散之百姓、御仕置之ケ條、頭取死罪、と有之候ニ見合、重キ方え附、伺之通、存命ニ候ハ、死罪、

評議之通濟

右同斷泉郡

山方組今在家村

百姓

平兵衛

右之もの儀、千原村、佐助宅を打崩候、徒黨之ものニ立交、俱々及狼藉、落散候品、拾取候段、不届ニ御座候間、

入墨、敲、

此儀、去寅年、安藤彈正少弼、御勘定奉行之節、山村信濃守兩人懸り、伺之上、御仕置申付候、上州村々百姓共騒立候砌、召捕候もの之内、無宿、岩次郎儀、上州村々百姓共騒立候節、徒黨之ものニ紛入、無宿、金藏と申合、藤岡町、百姓家并新町宿、旅籠屋十太夫方にて、徒黨之もの共、投出候。衣類、盜取候段、不届ニ付、入墨、敲可申付處、病死いたし候ニ付、其旨可存段、一件之もの共え申渡候例ニ見合、伺之通、入墨、敲、

評議之通濟

右同斷

信太組王子村

百姓

九兵衛

右之もの儀、去寅年、木綿凶作ニ付、年貢納方差支、難儀いたし候折節、御館山ニ、村々百姓共寄合有之候ニ付、爲名代、罷出吳候様、組頭、喜兵衛任申ニ、罷越、徒黨ニ加り、庄屋共、罷越、引取候様、利害申聞候節、願不叶節

は、庄屋共も百姓同様ニ成、願吳候哉之旨、重立申達候段、不届ニ御座候間、五十日手鎖、

此儀、強訴徒黨御定ケ條之内、惣百姓、村高ニ應し過料、と有之、徒黨ニ加り候迄ニ御座候得は、右御定ニ相當可申處、此ものは、庄屋共え、願筋、重立申達候段、品不宜候間、伺之通、五十日手鎖、

評議之通濟

片桐石見守領分

同郡池上村

百姓忠兵衛伴

安次

外拾三人

一橋領知

同郡府中組南王子村

穢多

辻右衛門

外壹人

右之もの共儀、千原村、佐助宅を、打崩候騒、見物可致

と、安次より丑松迄拾四人は、他領住居之身分にて、辻右衛門、三郎右衛門俱々、右場所え罷越、幸助、安松は、直ニ罷歸候由ニ候得共、徒黨ニ立交候上は、一同佐助宅打崩候ニ不携と之申口迄ハ難取用、殘拾四人は、落散候品拾取、持歸候段、不届ニ御座候間、幸助、安松ハ、三十日手鎖、外拾四人之内、六松、丑松を除、安次より種松迄拾人は、入墨、敲申付、辻右衛門、三郎右衛門儀も、同様可申付ものニ候得共、穢多之儀ニ付、相當之咎可申付段申渡、穢多年寄え引渡候様、可仕哉之旨、相伺、六松、丑松ハ、去寅、拾四歳にて之惡事ニ付、入墨ニ不及、敲、

此儀、幸助、安松は、落散候品、拾ひ候儀無之、徒黨之もの共ニ立交、狼藉いたし候迄ニ御座候間、伺之通、三十日手鎖申付、外拾四人之内、六松、丑松を除、安次より種松迄拾人は、落散候品、拾ひ取候ものにて、一件之内、沖藏外貳人同様之趣意ニ御座候間、伺之通、入墨、敲、辻右衛門、三郎右衛門も同様之趣意ニ御座候間、入墨、敲可申付處、穢多之儀ニ付、相當之仕置可申付段、申渡、穢多年寄え引渡、

但、六松、丑松は、安次より種松迄拾人之もの共と

同様之科ニ付、入墨・敵ニ相當候處、拾四歳之節之惡事ニ御座候間、別紙例ニ見合、右例は、敵ニ當り候もの、三十日過怠率ニ相成、此もの共は、入墨・敵ニ當り候間、五十日過怠率申付、出牢之上、六松は親・市兵衛、丑松は主人・五郎兵衛え、引渡、
(本番)
評議之通濟

例

當二月、安部平吉申上候、南新堀登丁目彦七店・佐平次甥・當時無宿・龜次郎儀、所々人立場にて、町人躰・中間躰之もの腰錢・袂錢・拔取、又は商人躰之財布切取、内ニ有之・錢、盜取候段、不届ニ付、敵之上、伯父・佐平次(内本)引渡可申哉之段、相伺候處、去寅、拾四歳之ものニ候處、當年ニ至、御仕置仕方、差別も可有之哉、評議仕、可申上旨、被仰聞候ニ付、評議仕候處、幼年ニて惡事いたし、大人ニ相成候ても、幼年之御定ニて、御仕置申付候例有之候、肩書ニ、當時無宿と有之候得共、伯父・佐平次、可引請旨申候間、無宿之取計ニては、有御座間敷候、大人之御仕置より一等輕ク、可申

付御定ニ御座候處、途中之小盜え引當、敵ニ御座候間、一等輕ク、去ル辰年、被仰渡候御書付之通、本罪過怠率ニ相當り申候間、三十日過怠率申付、出牢之上、伯父・佐平次え引渡可申旨、被仰渡、可然哉と申上、其通相濟申候、

二四〇 天明四辰年御渡

六番

駿府町奉行伺

一 駿州清水町・利助宇、打損候節、張紙いたし候同所上貳丁目・由右衛門一件、

駿州有渡郡

清水町

外七ヶ町

小前之者共

右町々小前之もの共儀、本町河岸え寄合、本町・柴田屋利助、新米、江戸積八百俵、買請、代金は、極月中、算用可致旨、無名之張紙有之候を取用、大勢騒立、利助宅打損

候段、不届ニ御座候間、一同、急度叱り、

此儀、強訴徒黨御仕置・御定ヶ條之内、惣百姓、村高ニ應し過料、と有之候處、清水七ヶ町ニて、高九拾石餘有之、一躰、湊稼・魚獲等ニて渡世仕、田地無之場所之由、吟味書・朱書ニ申上、其上、去々寅年、安藤彈正少弼、御勘定奉行之節、山村信濃守相懸ニて、伺之上、御仕置申付候、上州村々百姓共、騒立候一件之内、右村々百姓共儀、武州・上州村々より織出候反物并糸類とも、右國々市場え、會所相立、改料取立度旨、上州金井村・半兵衛外貳人相願候趣を以、御觸有之、織元村々、及難儀候由ニて、村々百姓共、徒黨を企、願人并内仲間有之、村々え押懸、家作可打毀、若、不罷出村々えハ、押寄、家作打毀或は可燒拂旨、被申威、徒黨ニ加り候段、不届ニ付、叱り置候例も有之、此もの共ハ、被申威候ニハ無之、張紙を取用、騒立候不届ニ御座候間、伺之通、一同、急度叱り、
(本番)
評議之通濟

二四一 天明四辰年御渡

貳拾九番

大阪町奉行伺

一、徒黨いたし、家宅打損候一件、

青山伯耆守領分

攝州武庫郡川西村

百姓

武右衛門

右之もの儀、米屋共打潰可申間、下郷之ものえ申通候様、新右衛門、申聞候節、一旦、同意之旨相答、尤、通達ハ不致趣ニ相聞候得共、徒黨いたし候百姓共之内え、一同ニ立交、騒動之場所えも罷出候上ハ、不致狼藉と之申口は、難取用、旁、不届ニ付、五十日手鎖、

此儀、強訴徒黨・御定ヶ條之内、惣百姓、村高ニ應し過料、と有之、徒黨ニ加り候迄ニ御座候得は、右御定ニ相當り可申處、此ものハ、米屋共打潰可申間、下郷之ものえ申通候様、新右衛門、申聞候節、一旦、同意之旨、相答候段、品不宜候間、伺之通、五十日手鎖、

評議之通濟

元 青木楠五郎當分御預所
當時石原清左衛門御代官所
同國有馬郡生瀨村

清兵衛
外 豊人

右之もの共儀、縦、淺右衛門・彦次郎、達て相頼候邊、米屋共可打潰由にて徒黨相催候旨、之不輕、書面、認遣候段、不届ニ付、清兵衛儀、中追放申付、助右衛門儀も、存命ニ候ハ、右同様、

此儀、去ル酉年、石谷淡路守・安藤彈正少弼、御勘定奉行動役之節、吟味伺之上、御仕置申付候、信州高井・水内兩郡村々百姓共、徒黨強訴一件之内、白井吉之丞、御代官所・信州高井郡山口新田村・百姓久右衛門儀、去申御年貢、當正月十五日限、可致皆濟旨、受印差出置、徒黨ニ加り、御年貢差延、免下ケ等之願を申立、陣屋元え押寄、強訴いたし、其上、御年貢取立候村々

名主之宅を打毀、及狼藉、一旦、引取候後、再應、可相願間、木嶋平、耕地え可罷出旨之廻狀、差出候様、斗見村・平六、申談候ニ同意いたし、右廻狀認、差出候段、不届ニ付、中追放申付候例ニ見合、伺之通、清兵衛は中追放申付、助右衛門儀も、存命ニ候ハ、同様、

評議之通濟

同村

百姓吉兵衛
庄 八

右之もの儀、米屋共家宅、打潰候取沙汰、承、見佐之森迄罷越、且、右騒動之場所、道筋ニ有之脇差、拾取候段、不届ニ付、入墨、赦、

此儀、吟味書之趣にては、拾有之候脇差、拾ひ取候迄にて、盗いたし候ニは無御座、御定書ニ、拾ひものいたし、不訴出儀、顯ニおゐてハ、過料、と有之、此ものは、大勢相集候場所迄、罷越候不届も御座候間、兩様を束、過料錢五貫文申付、相當可仕處、六十日以上入牢之ものニ御座候間、急度可申付處、令有免、御咎之

不及沙汰

評議之通濟

阿部能登守領分

同國川邊郡

小濱町

外八ヶ村

庄 屋
年 寄
百 姓 共

右之もの共儀、川西村伊兵衛・安場村新右衛門・生瀨村・淺右衛門、申合、米屋共を打潰候と之張紙いたし置、右場所え不出合村えは、押寄可申と之風聞ニ相怖、追々、見佐之森え大勢集、及徒黨、其上、小濱町・平助・仁兵衛・惣七・次右衛門・萬吉・儀兵衛、并米谷村・惣兵衛・小兵衛・忠藏・丈助、生瀨村・九郎右衛門・津右衛門・居宅、相損サシ、及狼藉候始末ニ泪成候段、一同不届ニ付、村高ニ應し過料、

此儀、吟味書之趣にてハ、村役人共ハ、取鎮候得共、力ニ及ひ不申儀にて、一同徒黨ニ加り候ニは無御座候

間、庄屋、年寄共ハ、御咎之不及沙汰、百姓共は、前書、強訴徒黨之惣百姓、村高ニ應し過料、之御定ニ相當り、村過料は、定例、凡高百石、貳貫文之積を以、申付來り候間、伺之通、村高ニ應し過料、

評議之通濟

二四二 天明五巳年御渡

御勘定奉行

桑原伊豫守伺

一下總國萩臺村・百姓五郎左衛門、地頭申付難澁いたし候一件、

中山助六郎知行

下總國千葉郡萩臺村

百姓

惣 八

五郎左衛門

外 八 人

四 番

右惣八儀、去々卯年、田畑不作ニ付、定免年貢之内、三分通之引方、地頭ニテ、申付候得共、右引方にてハ難納間、地頭屋敷え罷出、猶又、直ニ可相願旨、發言いたし候より、五郎左衛門外八人之もの共も、致同意、一旦、地頭門前え相詰、其上、地頭より、度々呼出有之處、不参いたし、右不参之段、不埒ニ付、其旨、書付印形可差出旨、地代官、申付候節も、致難遊候段、不埒ニ付、五十日手鎖、一、五郎左衛門外八人儀、惣八、致發言候より、一旦、地頭門前え相詰、其上、地頭より、度々呼出有之處、不参いたし、地代官、申付候書付印形、致難遊候段、不埒ニ付、三十日手鎖、

此儀、御定書ニ添候例書之内、明和八卯年御書付ニ、領主、地頭屋敷門前え大勢相詰、強訴いたし候もの、御仕置之ケ條ニ、頭取遠嶋、但、頭取不相分候ハ、致門訴候もの共之内、宗門人別帳突合、筆頭之もの遠嶋、惣百姓、惣代ニ出、門前え相詰候もの、三十日或は五十日手鎖、相殘百姓共ハ、急度叱り、品ニより村過料、と有之候間、頭取惣八ハ、遠嶋ニ相當り可申處、吟味書之趣ニテハ、吟味中、滞候年貢、不殘相納、一同後

柘植長門守伺

一 備中國井村、利助方え、可騒立旨之張札、投込又は張置候様申聞、差越候一件、

去月廿四日、御渡被成候、柘植長門守差上候、万年七郎右衛門御代官所、備中國井村、利助方え、可騒立旨之張札、投込又は張置候様申聞、差越候一件、御仕置伺書、一覽仕候處、關備前守領分、同國新見町、佐助儀、實々、可騒立旨、申合候ニは無之候得共、米高直ニテ、難儀ニ候迎、吉五郎申動候ニ荷擔いたし、高持百姓共え、無心ニ可参、同意不致もの之方えは、押懸可申間、上市河原ニテ、知セ之籌、燒候趣之張札、吉五郎より受取、重太郎え相渡、井村、利助方え、爲投込候段、不届ニ付、輕追放可被、仰付候哉之旨、相伺、同町、清左衛門儀も、右張札、吉五郎より受取、町内三ヶ所え張置候様、申聞、林藏え渡遣候段、不届ニ付、輕追放可被、仰付候哉之旨、相伺候處、頭取と申聞候吉五郎は、欠落いたし、威之ため、右及始末候由は、佐助、清左衛門申口迄ニ候上ハ、實は、可

悔いたし、以來地頭之申付、相背申間敷旨、申立候間、本文之通、御答相伺候儀と、相聞候得共、都て、取メリ之ため、門前詰之百姓、御仕置之儀、明和八卯年、前書、御書行出候儀と奉存候、御仕置も、區々ニ可相成哉ニ可有御座哉と、其所をも評議仕候處、名目重く相聞候とも、事實ニおひて、強て人之害ニならざるハ、罪科輕重、格別之事と有之、御定之跋ニ、名目ニ不泥、趣意を糺、可致評議、と有之候間、右ニ准し、一躰、本文之門前詰いたし候もの共ハ、明和八卯年之御書付ニ有之候、門前え大勢相詰候とは、品輕御座候間、以來、御仕置之ゆるみ又ハ區々ニ相成候筋ニも有御座間敷哉ニ付、伺之通、惣八ハ五十日手鎖、五郎左衛門外八人ハ、三十日手鎖、

御差圖、惣八ハ遠嶋、其外ハ評議之通濟、

二四三 天明七未年御渡

御勘定奉行

貳拾七番

騒立旨、大勢申合候ニは有之間敷哉之段、御尋ニ付、長門守御答之趣ハ、張札文段は、十二月十四日夜、上市河原ニテ、知セ之籌、燒可申趣ニ御座候得共、同夜、燒候儀は勿論、當正月十八日、井村ニテ、重太郎を差押、右申口を以、佐助、清左衛門を召捕候迄も、村方騒立候儀、無御座、其上、右之もの共、再應察度申聞、吟味仕候得共、全、威之ため迄ニテ、大勢申合候儀、無之由、申立候間、無間違見込、七郎右衛門、吟味仕、申聞候趣、振候儀も有御座間敷哉ニ奉存候間、右之趣を以、取調、奉伺候段、申上候處、猶又、一座評議仕、可申上旨、被仰聞候、

此儀、御尋之通、實は、可騒立旨、一旦、大勢申合候哉も難計儀ニは御座候得共、吟味書之趣ニテは、張札いたし候ハ、去年十二月十二日之夜ニテ、佐助、清左衛門其外引合之もの共を召捕候ハ、當正月下旬と相聞、日數三十日餘相立候得共、新見町井村よりも騒立候事實無之、勿論、上市河原にて、燒候ものも無御座、其上、佐助、清左衛門、再應吟味いたし候得共、吉五郎より外、申合候もの無之由、最初より之申口、相違不仕候上ハ、外百姓共を、強て吟味可仕筋ニも有之

間敷候間、右之もの共申口之通、張札いたし候は、威
之ため迄にて、大勢申合候ニハ無之儀と見込、吟味詰
候趣、振候儀も有御座間敷哉ニ付、伺之通、御仕置可
申付旨、被仰渡、可然哉ニ奉存候、
(本書)
評議之通濟

二四四 天明七未年御渡

申貳拾三番

大阪町奉行

小田切土佐守伺

一 青木楠五郎御代官所、於牧方宿、搗米屋共家
宅、打損し候一件、
(牧方之古書)

青木楠五郎御代官所

河州茨田郡泥町村

長兵衛

外五人

右之もの共儀、米拂底にて困窮之折柄、他所え、米買取、

歸候もの有之ニ付、藤四郎方え、藤助、罷越、致應對候様
子、同人より承、同意ニ存候趣、此もの共儀も、同様、藤
四郎方え罷越、聲高ニ遂對談候故、次第ニ多人數ニ相
成、其上、右藤助并多人數之内より申出候もの有之ニ任
セ、尙又、荷問屋・市右衛門、かね方え罷越、船積、差留候
儀、致對談候段、事を好候仕方、剩、搗米屋共、米下直ニ
賣出し候議定、仕候ため罷越候儀も、同意いたし、及狼
藉候場所えも罷越、兩人共、人數ニ立加り、忠兵衛儀
ハ、俱々、石瓦を打候段、頭取之ものニ差續、不届に付、
重追放、

此儀、吟味書之趣にては、他所より入込候もの共、土
地之米を買取候もの有之、右米買人共、藤四郎方ニ罷
在候段、承、右様子可承ため、同人方え罷越候處、兼て
知人、磯嶋村・清兵衛同家・新事・藤助儀、藤四郎宅よ
り表え出候ニ付、様子承候處、土地之米、減石いたし
候てハ難儀故、米調歸候ものえ對談いたし、相止させ
可申積にて參候得共、藤四郎方にて、米買人共ニ違セ
不申旨、不埒之段、申聞候ニ付、此もの共も、尤ニ存、
藤助一同、藤四郎方内え入、彼是申候より、表ニ立集

候名前不存もの共拾人餘り集、追々内え入、聲高ニ
申、藤兵衛方は立出、夫より、外、米屋共方えも押懸、
家宅打損し候趣ニ御座候間、全、此もの共、藤助申ニ
隨ひ、最初藤四郎方え立入候故、追々人數相増候趣ニ
御座候、御定書ニ、遺恨を以、拾人以上、結徒黨、致狼
藉、諸道具等損さし候もの、頭取重キ追放、荷擔人所
拂、と有之、此もの共ハ、藤助發言いたし候ニ隨ひ、
右始末及び候もの共ニ付、前書、荷擔人之御定ニ見
合、忠兵衛ハ所拂申付、長兵衛儀も、同様可申付もの
ニ候處、病死いたし候段、追て申上候間、存命ニ候ハ
、右之通、可申付處、病死いたし候間、其旨可存段、
(本書)
評議之通濟

同人御代官所

同郡伊加賀村

笠屋市右衛門同家梓

喜平次

外五人

右之もの共儀、他所え、米買取、歸候もの、差留可申旨ニ
て、藤助儀、藤四郎方え罷越、及應對候節、同人表迄立
集、次第ニ相増候人氣ニ被誘、酒屋・庄次郎方にて、長兵
衛相調候酒、濱邊ニ集、給候砌も、携、其上、右多人數ニ
立加り、米屋共家宅打損し候節、俱々、石瓦等を打、及狼
藉候段、不埒ニ付、所拂、

此儀、前書、長兵衛外五人、藤助と一同、藤四郎方え立
入、米買方之儀、彼是申候より、一同加り、外、米屋共
方えも、人氣ニ乘し罷越、及狼藉候得共、登人立候働
ハ、無御座候間、強訴徒黨之御定ニ、惣百姓、村高ニ應
し過料、と有之候ニ准し、喜平次外四人え、過料錢三
貫文申付、伊右衛門も、同様可申付處、六十日以上入
牢之ものニ付、令宥免、御咎之不及沙汰段、可申渡も
のニ候處、病死いたし候段、追て申上候間、存命ニ候
ハ、右之通、可申付處、病死いたし候間、其旨可存
段、一件之ものえ、可申渡、
(本書)
評議之通濟

二四五 天明八申年御渡

大阪町奉行伺

拾九番

一 徒黨強訴を企候一件、

一橋領知

播州印南郡行常村

庄屋

九郎 太夫

右之もの儀、近來不作打續候上、去年は、麥作不熟にて、百姓共及困窮、扶助願、一村毎、申立候ては、不聞届候ニ付、六郡之惣百姓、一同いたし、一橋役所へ可相願と、徒黨之筋、此もの發起いたし、三郎左衛門申合、人別ニ、麥三斗宛扶助有之候様、強訴可致旨、不輕儀を相企、廻狀差出置、強訴之砌、百姓共申合、定書并久右衛門へ願引受吳候様ニとの願書迄取持、法花山兩門ニ懸置、右山へ不罷出村方えは、押懸ケ可申旨、百姓共人氣を動し候廻文、差出、多人數相集、尙又、右願成就可致ため、法花山并加古川河原え、大勢再會爲致、剩、右願引受、一橋役所

え願ニ罷出、其上、右願、陳取候ニ付ては、此もの不身上にて、末々之もの、相救兼候恥辱迄も爲可押懸、異風之文辨ニ事寄、物成之内、差扣させ候積、他領百姓共迄、自然と悟取候様、人氣を狂へせ候怪敷廻文を作、右巧、不願様可致迎、彼是取持、初筆名前ニ印形を居、次村え押て相廻候手段、徒黨強訴之發頭、庄屋役相動候身分ニて、別て不届至極、御座候間、於居村・獄門、
此儀、去ル四年、石谷渡路守・安藤彈正少弼、御勘定奉行動役之節、連名を以、伺之上、御仕置申付候、信州高井・水内兩郡村々之内百姓共、及徒黨強訴候一件之内、高井郡野坂田村・百姓次部左衛門儀、申、御年貢、翌西正月十五日限、可致皆濟旨、請印乍差出置、差延之願企、名主・定右衛門方え寄合、同人并組頭・次左衛門と及相談、村々一統之願ニ候へ、可然旨、致發言、上新田村・藤助と申合、木嶋平・耕地え、百姓共可罷出旨、之出所不知様之廻狀、差出、又は口上にて申繼候故、百姓共騒立、木嶋平・耕地え集、徒黨いたし、陣屋元え押寄せ、御年貢差延免下等之願を申立、及強訴、其上、御年貢取立候村々、名主之宅を打毀、及狼藉候

始末ニ至候段、徒黨強訴之頭取ニ相決、不届至極ニ付、於其所ニ獄門、申付候例ニ見合、同様之趣意ニ御座候間、伺之通、於居村・獄門、

評議之通濟

(本巻)

同村

百姓

三郎左衛門

右之もの儀、近來不作打續候上、去年ハ麥作不熟にて、百姓共、及困窮、此もの儀も、取續のためニ可相成と存候迎、百姓共、一同いたし、飢扶持、相願候儀は、徒黨強訴之筋にて、毎々被 仰出も有之、不輕儀ニ候處、九郎太夫ニ同意いたし、右願之儀ニ付、百姓共寄合之廻狀、爲認、并法花山百姓共集會之砌、惣代ニ相成罷出、重ニ司取、彼是取計候始末、右發頭・九郎太夫ニ引續、重々不届、御座候間、存命ニ候へ、遠嶋、
此儀、全之頭取ニ差續候ものニ御座候、前書、九郎太夫例ニ申上候、信州村々強訴一件に付、差續之もの、遠嶋申付候例ニ見合、伺之通、存命ニ候へ、遠嶋、

酒井雅業頭領分

同郡西阿彌陀村

百姓

清左衛門

右之もの儀、三太夫を以、九郎太夫より頼越候書面へ、百姓共、飢扶持願之儀ニ付、法花山え寄合候上、一橋役所え願ニ出可申、徒黨強訴之筋にて、不輕儀ニ候處、得と様子をも不相糺、狼ニ、右書面并木札共相認候段、不届ニ御座候間、存命ニ候へ、中追放、

此儀、前書、信州村々強訴一件之内、高井郡山口新田村・久右衛門儀、申御年貢、翌西正月十五日限、可致皆濟旨、受印乍差出置、徒黨ニ加り、御年貢免下等之願を申立、陣屋元え押寄、強訴いたし、其上、御年貢取立候村々、名主之宅を打毀、及狼藉、一旦引取候後、再應、可相願間、木嶋平・耕地え可罷出旨之廻狀、差出候様、斗見村・平六申談候ニ、同意いたし、右廻狀認、差出候段、不届ニ付、中追放申付候例ニ見合、強訴又は

及狼藉候儀も無之、九郎太夫任頼、不届之書面、認候計ニ付、品輕、謀書と乍存、頼ニ任セ、認遣候もの、重キ追放、之御定ニ引當候ても、品輕御座候間、右例より一段輕く、存命ニ候ハ、輕追放、
(本書) 評議之通濟

右

- 行常村 百姓
- 三太夫

右之もの儀、九郎太夫より清左衛門之認、相頼候書面は、百姓共、徒黨強訴之筋、認候下書ニテ、不輕儀ニ候處、最初ハ不存候とも、中途ニテ、如何之書面と心附候ハ、九郎太夫え、得と様子承札、異見をも可仕處、無其儀、清左衛門え、達て相頼、認させ候段、不埒ニ御座候得共、九郎太夫元下人ニテ、同人差圖之通、使ニ參候ものニ付、最初より同意之ものニは、無御座候間、所拂、此儀、前書、清左衛門ニ見合、格別品輕く御座候間、伺之通、所拂、

(本書) 評議之通濟

- 一橋領知
- 同國加東郡
- 河高村外五ヶ村 百姓惣代
- 加西郡 貳拾壹人
- 上芥田村外七ヶ村 百姓惣代
- 多可郡 拾六人
- 平野新田村外貳拾貳ヶ村 百姓惣代
- 揖東郡 三拾九人
- 日飼村外五ヶ村 百姓惣代

飾西郡

- 四 人
- 寺村外四ヶ村 百姓惣代
- 七 人

印南郡

- 大宗村外拾壹ヶ村 百姓惣代
- 四拾壹人
- 井右村々 庄屋
- 年寄

右之もの共儀、飢扶持願之儀、一村毎、願立可貴、若、聞届無之節は、一橋役所え、強訴可致旨之文言ニテ、廻狀至來之後、法花山并加古川河原え、惣代共集會仕候儀は、徒黨強訴之筋ニテ、度々被 仰出も有之、不輕儀ニ候處、若、不罷出村方えは、多人數押掛可參哉と、右人氣、怖敷存候邊、庄屋・年寄えも不申聞、毎々出會いたし、庄屋・年寄共儀も、右躰之儀を、早速不承付、取鎖、

延引いたし候ニ付、百姓共、狼ニ、寄合仕候仕儀ニ至り候段、不行届仕方、一同不埒御座候間、村高ニ應し過料錢、凡高百石ニ付、貳貫文程之積り、

此儀、信州村々強訴一件之内、徒黨ニ加り候名主・組頭・百姓共儀、申御年貢、翌西正月十五日限、可致皆濟旨、受印乍差出置、御年貢差延之願ニ付、木嶋平・耕地え可罷出旨、廻狀又は申繼候ニ隨ひ、徒黨強訴ニ加り、陣屋元え押寄、無筋之願、申立、其上、御年貢取立候村々・名主之宅を打毀、及狼藉候段、不届に付、名主ハ、壹人、過料錢拾貫文宛、組頭ハ、同三貫文宛、百姓共ハ、村高ニ應し過料、申付候例ニ見合、集會仕候迄ニテ、宅を打毀候儀も無之、品輕方ニ御座候間、庄屋・年寄も無差別、伺之通、村高ニ應し過料錢、
但、村過料は、百石貳貫文程之積り、申付候は、仕來ニ御座候間、伺之通、
(本書) 評議之通濟

二四六 天明八申年御渡

三拾六番

大阪町奉行

小田切土佐守伺

一 攝州富田村・惣七外大勢、家宅打損候一件、

小堀敷馬御代官所

攝州嶋上郡富田村東岡町

百姓五兵衛伴

惣七

右之もの儀、麥、凶作之上、稻作、實入悪敷候ニ付、年貢用捨之儀、庄屋・年寄共、敷馬方之願ニ罷出居候得共、取上之有無、無心元候ニ付、小百姓迄も、一同直願可致と存付、永照寺境内ニテ、最寄町々之百姓、寄合、申談候節、村中不殘寄合、相談可相決旨、及發言、七兵衛・善七之差圖いたし、不參之町々之爲致通達、追々寄合、申談候上、城州久世村川原迄、百姓大勢及徒黨、利、同村・忠藏、雜談いたし候趣之不取留風聞を以、猶又、人數を備、忠藏方之譯立ニ可罷越段、是又大勢申合、忠藏方之罷越、嵩高及ひ候より事起、尙又、人氣騒立、重右衛門井

酒屋共家宅、打損候始末ニ相成候段、頭取ニ相決、重々不届至極ニ付、存命ニ候ハ、死罪可申付ものニ候段、一件之もの共え、可申渡、

此儀、重立、百姓共を申動候ものニテ、全之頭取、御座候間、地頭之對し強訴、其上、致徒黨・逃散之百姓、頭取死罪、之御定にて、存命ニ候ハ、伺之通、死罪可申付處、致病死候間、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡、

評議之通濟

右

東岡町

百姓

嘉兵衛

外貳人

右之もの共儀、年貢用捨願之儀ニ付、庄屋・年寄共、京都之罷登居候得共、尙又一統、敷願ニ罷出候方、可然旨、惣七存付、最初、向寄之百姓計、永照寺境内ニテ寄合候節、富田村百姓、不殘寄合、相談可相決旨、惣七發言ニ、重立

濟候例ニ見合、伺之通、七兵衛は遠嶋、嘉兵衛・新七

も、存命ニ候ハ、同様、

評議之通濟

同村勘藏町

百姓

喜兵衛

外六人

右之もの共儀、最初、永照寺寄合之場所ニテ、年貢用捨

願之儀、庄屋・年寄共より願出居候上、百姓共、尙又敷願ニ罷出候方、可然旨、惣七、存付之趣、筋違之儀と心付、不得心之儀ニ候ハ、其後之寄合ニは、決て、罷出申間敷候處、無其儀、殊ニ、惣七儀、尙又、村中不殘寄合、相談可相決旨、發言いたし候儀を、假初之事と心得、無何心、同意いたし候より事起り、惣七儀、小坂町七兵衛・東岡町善七之差圖いたし、不參之町々之、通達致させ、追々寄合候ニ付、百姓共人氣、騒立、久世村河原之大勢徒黨いたし、其上、久兵衛・孫兵衛・佐兵衛儀は、同村・忠藏儀、小百姓を侮候雜談いたし候、との不取留風聞を以、

同意いたし、七兵衛儀は、惣七差圖ニ隨ひ、善七同道ニテ、不參之町々之申通し、追々寄合候付、百姓共騒立、城州久世村河原之、大勢徒黨いたし、利、同村・忠藏儀、小百姓を侮候雜談いたし候、との儀、不取留風聞を以、同人方之、譯立ニ可罷越と、尙又、惣七發言ニ、俱々同意いたし、惣七・初、多數、忠藏方之罷越、及嵩高、右ニ付、猶更、人氣騒立、重右衛門井酒屋共家宅、打損候始末ニ相成候段、頭取ニ差續、不届ニ付、七兵衛儀は遠嶋申付、嘉兵衛・新七儀も、存命ニ候ハ、右同様、

此儀、吟味書之趣ニテハ、三人共、最初より、惣七發言ニ、重立致同意、頭取ニ差續候もの共ニ御座候間、去ル四年、桑原伊豫守、手限伺之上、御仕置申付候、上總國一松郷・村々百姓共、致徒黨、騒立候一件之内、飯塚伊兵衛御代官所・同國長柄郡一松郷畑中村・百姓清藏儀、村々地先・新開地割并濱方之儀、村役人共取計方不宜由、品々之願を、船頭給村・遊殿之助、發言いたし候を承り、最初より同意いたし、遊殿之助一同、本興寺之罷越、百姓共同意之印形、取集候節も、一同取計候始末、頭取ニ差續、不届ニ付、遠嶋と相伺、其通、相

譯立ニ可罷越旨、尙又、惣七發言ニ、俱々同意いたし、一同忠藏方えも罷越、及嵩高候ニ付、猶更、人氣騒立、重右衛門并酒屋共家宅、打損候始末相成候段、旁、不届ニ付、喜兵衛・利兵衛儀、中追放申付、久兵衛・平右衛門・孫兵衛・佐兵衛・源右衛門儀も、存命ニ候ハ、右同様、

此儀、吟味書之趣ニテハ、頭取共ニ致同意候もの共ニ御座候間、安永三年、石谷淡路守・川井越前守、御勤定奉行勤役中、伺之上、御仕置申付候、飛州村々百姓共、徒黨強訴・吟味一件之内、大原彦四郎御代官所、飛州大野郡久々野郷宮村・百姓茂七外登人儀、地改難澁いたし、及強訴、品々之願を企、宮村寄合之最初より、頭取共ニ致同意、不法之儀共取計候始末、不届ニ付、兩人共中追放申付候例ニ見合、伺之通、喜兵衛・利兵衛ハ中追放、久兵衛・平右衛門・孫兵衛・佐兵衛・源右衛門も、存命ニ候ハ、同様、
評議之通濟

右
東岡町

百姓

善七

右之もの儀、最初、永照寺寄合之場所ニテ、片脇ニ罷在、相談之趣意を不承候共、猶又晝後、寄合有之旨、承、此もの不参いたし候儀、惣七、斷申聞候節、左候ハ、不参之町々え、七兵衛申合、寄合之儀、申通候様、惣七差圖ニ隨ひ、容易ニ、其段、及通達、其上、百姓一統之事と心得、久世村河原えも徒黨いたし候段、旁、不届に付、五十日手鎖、

此儀、惣七任差圖、不参之町々え、寄合之儀、申通候不埒も御座候間、去ル卯年、評議ニ御下ケ被成候、山崎大隅守相伺候、泉州赤畑村、吉兵衛下人、彌兵衛吟味一件之内、一橋領知・泉州府中村・組頭・惣兵衛儀、去ル寅年、木綿凶作ニ付、年貢筋歎願、爲相談、百姓共、牛神山え寄合候由、承り、牛神山又ハ御館山え罷越、徒黨ニ加り、庄屋共、罷越、利害申聞候節、檢見竿入、善惡平均ニいたし度儀も、可申立段、外村々願之趣意ニ不拘事迄、小田村・作次郎え助言いたし、利、千原村・佐助宅、打崩候節も、一同罷越、其翌日も、寄

合有之由承り、又候、牛神山え罷越、殊ニ、尙水方可相崩由、不取留風聞を以、久右衛門え應對いたし候始末、旁、不届ニ付、存命ニ候ハ、五十日手鎖可申付ものニ候段、一件之もの共え可申渡哉之旨、相伺、評議之上、伺之通と申上、其通、相濟候例ニ見合、品輕キ方ニ御座候間、三十日手鎖、
評議之通濟

青山美濃守知行所

同村西垣内町

百姓

市助

右之もの儀、年貢用捨之儀ハ、庄屋・年寄共、地頭役所え願出候上は、尙又、惣百姓共、歎願ニ罷登候儀は、筋違之事ニ候處、本照寺寄合之場所ニテ、惣七頭取、相談之上、其儀相決候節、御料百姓、京都え罷登候得は、私領方百姓え、火之番等相頼候旨、大勢之もの任申、私領百姓より、心を附可遣旨、申答候段、不届ニ付、五十日手鎖、
此儀、吟味書之趣ニテハ、御料所百姓共、小堀數馬役

所え、爲歎願、可罷越段、相談相決候節、右寄合之席ニテ、右之もの共任頼、留守・火之元等、私領百姓共より、心を付可遣旨、相答候ものニテ、本照寺寄合之席えは相加り候迄ニ御座候間、惣百姓え籠メ、村過料錢、
評議之通濟

小堀數馬御代官所

永井日向守領分

青山美濃守知行

妙心寺領

龍安寺領

攝州嶋上郡富田村

百姓

四百六拾八人

右之もの共儀、麥、凶作之上、稻作、實入惡敷、困窮いたし候節、年貢用捨之儀、庄屋・年寄共より、地頭役所え願出居候處、是非取上有之候様、庄屋・年寄、不致歸村内、惣百姓一同、歎願ニ出候方、可然旨、頭取・惣七、發言い

たし候より事起、一同騒立、百姓共大勢、城州久世村河原之徒黨いたし、其上同村、忠藏儀、小百姓を侮候難談いたし候旨、不取留風聞を以、忠藏方え、譯立ニ可罷越旨、是又、惣七發言を以、多人敷申合、忠藏方ニて及嵩高、刺、御料、私領百姓共、俱々騒立、重右衛門并酒屋共家宅、打損、及狼藉候始末ニ相成候段、一同不届ニ付、村高ニ應し過料錢、凡高百石ニ付、貳貫文程之積り、

此儀、地頭え對し強訴、其上致徒黨、逃散之惣百姓、村高ニ應し過料、之御定ニて、伺之通、村高ニ應し過料、

評議之通濟

二四七 天明八申年御渡

京都町奉行伺

一 丹波國村々ニて、及狼藉候一件、

杉浦出雲守知行

丹州桑田郡馬路村

四拾八番

右之もの儀、去去年、米高直之儀ハ、丹州ニ不届、世上一同之儀ニ候處、酒造多いたし、他國え差出、米高直ニ相成候由ニて、酒屋共え申談方之儀、善藏、申聞候由、不取留儀を同意いたし、名所不存、往來人等、三軒屋芝之寄合之儀、狼、申通、右芝并八木河原え寄合候上、酒屋共宅え罷越候節、應對之趣、威言計ニてハ、手ぬるく候間、打潰候様可致旨、右集候もの之内より申出候もの有之候處、善藏、存入と違候旨ニて罷歸候を、惣助・久右衛門・勘藏其外之ものと同道連ニ罷越、酒屋・七郎右衛門宅え參、酒屋・彌左衛門・利助・文左衛門をも呼寄、造酒高相減并米酒直段も引下、他國賣、相止候様、善藏俱々、及應對、得心爲致、酒飯等給、夫より稻四郎宅え罷越、同人伯父・十左衛門え、同様引合候上、善藏儀、罷歸候處、彦七儀は、外之もの同道、酒屋・五郎左衛門・藤左衛門・善右衛門宅え罷越、同様申談、其後十一月廿日、多人敷集、家を填候節、右人數ニ加り、酒屋佐次兵衛・酒屋惣八・百姓與一郎宅え罷越、着類を引裂又ハ餘人持居候様を引

百姓

彦 七

取、墨を切破、俱々、及狼藉候始末、全、徒黨相催候同然之儀、重々不届ニ付、中追放、

此儀、吟味書之趣ニては、米高直ニて、銀高相増、百姓共難儀候ハ、丹州、造酒多いたし、他國え賣出候故、米酒とも高直ニ相成候儀ニ可有之、造酒高相減、他國賣爲相止候ハ、自然と下直ニ可相成間、酒屋共近所え、多人敷相集、押寄候辨ニいたし、其内、一兩人、酒屋え罷越、造酒高相減、米酒直段も引下候様、及對談、若、不致承引候ハ、家居を可破と可申威旨、同國觀音寺村・善藏、發言ニ、重立同意いたし、其段、外、村々えも可申談旨、及挨拶、往來之百姓共えも申通候上、酒屋居宅打毀、狼藉およひ候ものニて、全、及困窮候より事起候趣ニて、京都町奉行、別紙申上候例、及狼藉候趣意も違候間、相當申聞敷、善藏發言ニ、重立同意いたし候ハ、全、荷擔人ニ御座候間、遺恨等を以、拾人以上、結、徒黨、狼藉いたし、諸道具打損し候もの、荷擔人所拂、之御定ニ見合、別紙例も御座候間、存命ニ候ハ、所拂可申付處、病死いたし候段、追て申上候間、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡、

評議之通濟

例

去去年、小田切土佐守相伺候、大坂表、所々町家え、大勢押込、家宅、諸道具打損候一件、御仕置伺之内、

青木楠五郎御代官所
攝州西成郡川崎村
蓮屋次兵衛借家
中嶋屋

文 七
外 壹人

右之もの共儀、吉右衛門、米買持居候段、相憎ミ、家宅打損しニ參候もの有之由、噂承候とて、右風聞ニ乘し、追々罷越、多人敷之内え立加り、先達て參居候もの共、砂、小石等、打罷在候もの共ニ引續、同様、磔を打、吉右衛門居宅表廻り、相損し候ニ付、立集り居候大勢も、自然と亂入、家宅諸色等を打損し、及狼藉候仕儀ニ相成候段、其場之頭取ニ引續、同前之仕形、

重々不届ニ付、重追放可申付哉之旨、相伺、一座評議之上、所拂可申付旨、被仰渡、可然哉之旨申上、其通相濟候。

松平紀伊守領分

同國船井郡屋賀村

百姓

助 七

右之もの儀、去未年米高直之儀ハ、丹州ニ不限、世上一同之儀ニ候處、酒造多いたし、他國え差出候て、米高直ニ相成候趣ニて、酒屋共え及應對、相濟候付、稻四郎え應對ニ罷越候段、善藏任申聞候ニ、不取留儀を、同意いたし、善藏其外之もの共同道、稻四郎宅え罷越、應對相濟候上、善藏儀は、罷歸候處、相殘居候もの共、申合、五郎左衛門・藤左衛門・善右衛門宅えも罷越、談相濟候處、十一月十九日、村々家を填候節、人足不差出候もの。村方をも、填可申旨、申、步行候もの有之候迎、稻四郎宅え、多人數集、填居候節、罷越、高擧を押倒、家財を碎、及狼藉候儀とも、不届ニ付、中追放、

此儀、吟味書之趣ニては、觀音寺村・善藏發言ニて、造酒高相減、他國賣可相止旨、酒屋共え對談および候儀ニ付、去未十一月八日夜、近村之もの共、寄合有之旨、名前不存ものより申通候ニ付、翌九日朝、善藏方え罷越候處、名前不存もの共七八人、罷在、前夜、八木村酒屋共方え、右之もの共、一同罷越、前書之趣、及對談、孰も得心いたし、事濟候由ニて、杉村酒屋共方えも、同様、及對談候由ニ付、一同罷越、并同十九日夜、居宅裏を多人數罷通、杉村酒屋を破ニ參候間、人足不差出候ハ、同様打破可申旨、口々申候ニ付、何之辨も無之、俱々立加り、酒屋・稻四郎居宅、擧を押倒、家財等を擲碎候趣ニて、重立候ものニは無御座候間、別紙、大坂表所々町家え、大勢入込、家作・諸道具打損し候一件之内、天滿棕橋町・升屋六兵衛借家・飭万津屋平兵衛下人・喜八事・伊兵衛外貳人儀、吉右衛門方え大勢入込、家宅・諸道具打損候迎、趣意をも不辨、右人氣ニ乘し、多人數ニ立加り、俱々、及狼藉候段、不届ニ付、伊兵衛・吉兵衛儀は所拂、善兵衛儀ハ、存命ニ候得は、所拂可申付ものニ候段、一件之ものえ可申渡

哉之旨、相伺、一座評議之上、伊兵衛・吉兵衛ハ、惣人數え込、過料申付、善兵衛儀ハ、存命ニ候ハ、過料可申付處、致病死候間、其旨可存段、一件之もの共え可申渡と申上、其通り、相濟候ニ見合、同様之趣意ニ御座候間、過料申付、相當可仕處、六十日以上入牢之ものニ付、令宥免、御咎之沙汰不及段、可申渡候處、致病死候段、追て申上候間、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡、

評議之通濟

同人領分

同國桑田郡北中村

百姓

勘 藏

右之もの儀、去未年、米高直之儀ハ、丹州ニ不限、世上一同之儀ニ候處、酒造多いたし、他國え差出、米高直ニ相成候趣ニて、酒屋共え及應對候ニ付、善藏其外之もの共、寄合候旨、承、喜右衛門申合、八木河原え集、善藏儀、一旦罷歸候を連ニ罷越、夫より善藏・彦七其外之もの

共、致同道、酒屋・七郎右衛門宅え罷越、并彌左衛門・利助・文左衛門をも七郎右衛門宅え呼寄、造酒高相減、米酒直段も引下ケ、酒他國賣相止候様、善藏俱々、及應對、得心いたし候ニ付、酒飯等給、稻四郎宅え罷越、伯父・十左衛門え引合候上、善藏儀ハ、罷歸候處、彦七此外之もの共同道、酒屋・五郎左衛門・藤左衛門・善右衛門宅え罷越、彦七俱々申談、十一月廿日、多人數集、所々酒屋を填候由ニて、村々よりも人足不差出候ハ、押寄候趣、風聞有之候迎、八木之嶋村・上河内村え罷越、填候節、手差は不致候段、申之候得共、多人數罷出、填候趣承り、右躰之場所え罷出候上は、俱々、及狼藉候同然之儀、不届ニ付、輕追放、

此儀、酒屋共居宅、打填候節、一同罷越候迄ニて、及狼藉候儀は、無御座候得共、善藏申ニ任せ、騒立候は、一件之内、助七同様之儀ニ御座候間、過料可申付處、六十日以上入牢之ものニ付、存命ニ候ハ、令宥免、御咎之沙汰不及段、可申渡處、病死いたし候段、追て申上候間、其旨可存段、一件之もの共え、可申渡、

評議之通濟

越訴之類

二四八 明和八年御渡

辰四拾五番

甲府勤番支配伺

一 甲州龍王新町ニ元罷在候勝右衛門、箱訴并
不埒之取捨いたし候一件、

久保平三郎御代官所

甲州巨摩郡龍王新町ニ
元罷在候

百姓

勝右衛門

右之もの儀、六年以前、去年、龍王新町欠落いたし、其砌
より弟富竹村、彌兵衛方ニ、身を隠し罷在候身分にて、
以前之通、名所をも注、龍王新町、長百姓、吉右衛門を相
手取、偽之儀共、相認、再三致箱訴、其上去卯三月、龍王
新町、村役人共、富竹村之村役人え申談候儀を、致承知、

一 攝州古川町・瀬川屋新兵衛箱訴一件、

大坂御船手下屋敷、地元
出作人、當時古川町貳丁目

河内屋吉兵衛、借屋

米屋安兵衛同家

瀬川屋

新兵衛

右之もの儀、地所取放候發端相談は、須藤四郎右衛門、
鶴野東兵衛、山田平馬ニ候由、推察迄にて、倉忽之儀申
立、新兵衛居宅、引拂候節も、家道具類、買取間敷旨、監
物より、近所町々え相觸候由、承傳迄にて、證據無之儀
を申立、其外日記ニ仕置候帳面を、箱訴之節、差上候故、
願外之儀も、入交候由之申口ニは候得共、監物用金之
儀、井家來え取替金、音物等之儀迄、相認、箱訴仕候段
は、監物井家來之儀をも惡敷申立度様ニ相聞、不届之
至、殊、御役所之威をふるひ、かさつ之儀仕候覺、無之
由、最初ニ申候得共、監物、再、御答書之趣を以、年月を
差し、吟味仕候得は、下屎賣買之儀ニ付、口論仕、相手方

六年以來、弟彌兵衛方ニ忍、罷在候儀を、押隠、俄ニ他所
にて、母大病之由及承、彌兵衛方え罷越候趣ニ取捨、龍
王新町え歸村之儀、御代官所え相願候儀共、重々不届ニ
付、中追放、

此儀、吟味書之趣にては、龍王新町ニ罷在候内、御年
貢未進いたし、名主より催促を請、欠落いたし、弟富
竹村、彌兵衛方ニ忍、罷在、品々偽之儀を相認、龍王新
町、長百姓、吉右衛門を相手取、亥より寅迄四ヶ年之
内、年々致箱訴候趣ニ相見、別紙類例も有之、御年貢
不納仕候ものは、所拂相當ニ可有御座候處、四度
迄、右轉之箱訴いたし候科も御座候間、存命ニ候ハ
、甲府町中井龍王新町、富竹村を構、江戸拂可申付
處、致病死候ニ付、其旨、一件之もの共え、可申渡、

但、度々之箱訴狀は、御留被置候方と奉存候、

評議之通濟

二四九 安永二巳年御渡

二十番

大阪町奉行伺

より宛證文取之、其外魚獵いたし候儀も有之、全、御役
所之作人と申を以、權威ケ間敷、取計候儀と相聞、最初
吟味之節、押包罷在候段、旁、不届ニ御座候間、中追放、
此儀、吟味書之趣にては、寛保元酉年、奥田八郎右衛
門、御船手勤役之節より、川口御船手持、明地之場所、
此もの請負作付いたし、右畑地え小屋相建引移、御船
手屋敷家中并厩之下屎取之、馬飼料として、壹ヶ年銀
壹貫貳百五拾目宛、可相納旨之證文、差出置候處、地
所、銀高ニ引合不申、其後、見取年貢之積りにて、壹ヶ
年金拾兩より三兩迄、豊凶ニ隨ひ、相納來候處、去ル
年正月、監物、上坂仕、同月廿二日、此もの呼出有之、
家中并厩之下屎掃除、取上候段、監物、家來、坂牧榮太
を以申渡、同四月十二日、又々呼出有之、畑地旱水損
ニ無構、壹ヶ年金貳拾五兩ツ、可納旨、可致證文、若、
不得心ニ候ハ、外え相渡候とも違背無之段、請書差
出候様、監物、家來、佐々木蒔、鶴野東兵衛立會にて、
申渡有之候得共、寛保年中より開發いたし、凡金百九
拾兩餘相懸ケ、畑地自普請いたし置候得は、外え請負
申付有之候ても不苦とは、難申段、相答、右之趣、書付

ニ認、薛、東兵衛え差出候處、其後、沙汰無之ニ付、其儘作付いたし罷在候處、同六月廿九日、又候呼出有之、町名前ニいたし、請人相立、宗旨證文、親類之有無とも認、可差出旨之書付、東兵衛、相渡候ニ付、宗旨證文并親類書は、翌日差出、町名前之儀ハ、念ニ借屋難定間、延引可致旨申置、此もの弟、川崎屋傳藏并妹婿、米屋安兵衛を證人ニ立、同七月二日、證文差出、掃除并作付年貢ニ至迄、先規之通申付有之様、相願候旨之書付、同十七日差出候處、同八月廿二日、前書畑地之儀、組與力え預候間、地面差出、此もの居室、早々可引拂旨、監物家來、幸田清兵衛并薛、東兵衛連名之書付を以、山田平馬、細井文藏、原田喜惣太、申渡、請書差出候様申付有之候ニ付、地所ニ離候儀は、難儀之趣、再應敷候得共、承引無之間、證人共え相談之上、印形可致旨、申延置、同九月三日、證人共一同、監物方え罷出、先建て、畑地自普請入用金百九拾兩餘相懸り候處、地面取上ケニ成候ては、此もの家内迄、及湯命候間、右入用高之金子を、監物方より受取候ハ、引拂可申旨、此もの并證人連印之書付、平馬え差出候處、

先建て、自普請之入用出金之譯は、監物先役、林藤四郎より申送りも無之、無證據ニ付、難取上旨にて、右書付差戻候間、月番之興力、林多内、塚田政之丞え差出候處、願之趣難成由、與力、須藤四郎右衛門申渡、書付差戻、致方無之ニ付、大坂町奉行所え相願、取上無之候ハ、江戸表え罷出、相敷可申存候間、夫迄居所引拂之儀、猶豫相願候旨之書付、證人を以、平馬え差出候處、何方迄も勝手次第可願出旨、申渡候間、大坂町奉行所え再應願出候處、家主奥印無之旨にて取上無之候ニ付、御勘定奉行え願出度間、添簡相願候旨、又々申立候處、一通り札有之、御船手支配住宅之ものニ付、添簡難成由、申渡候ニ付、御船手先役え相敷可申存、同九月十八日、伏見迄罷越候途中、妹婿、五兵衛ニ出會候處、監物え届之上、罷越可然段、心附候間、則右場所より書狀を以、證人方迄、右之趣申遣置、夫より奥田八郎右衛門、菅谷兵庫、林藤四郎方え罷出、相敷候處、此ものは出奔いたし候もの之由、監物より違有之間、屋敷え立入間敷旨、申渡有之候處、監物方にては、此もの出奔いたし候趣ニ存候間、立歸可然旨、弟、

傳藏、致出府、申聞候ニ付、則同人同道にて、同十月廿九日、歸坂いたし候、然處、此もの留守中、證人共え、監物より申渡有之由にて、妻子并居室とも引拂、住所無之間、傳藏方ニ同居いたし、翌未六月、飯塚伊兵衛御代官所、播州北野村、え引越、御勘定奉行え添簡之儀、伊兵衛え相願候處、村役人奥印無之、其上監物え懸合之上、出奔もの之由、申來候ニ付、添簡難成段、申渡有之、傳藏え引渡ニ成候得共、右轉、出奔ものニ相立候ては、借宅も難成旨、翌申二月廿七日、又々大坂町奉行所え願出候處、立戻之儀、監物え相願可然旨、利害申聞候ニ付、同月廿九日、監物方え罷出、出奔名目赦免之願書、平馬え差出候處、追て可及沙汰旨申渡有之、其後、御船手屋敷之儀ニ付、所々願出候得共、以來、御船手屋敷え願候ハ、先規之通、畑作いたし候様、可相成段、平馬より内意有之由、江戸堀三丁目醫師、坂上文次、申聞、平馬より文次え差越候書狀を見セ、平馬よりも、此もの出奔名目赦免願之下書、證人、傳藏え相渡候に付、其通認、此もの并證人共連印いたし、差出候處、赦免願之儀、外御役所え申立、不届

ニ候間、外御役所え願出間敷、幾度も監物方え可願出旨之證文可差出由にて、右證文下書、平馬相渡候得共、不得心ニ付、印形難致旨、相答、右下書差戻候處、出奔名目差免候段、同三月廿五日、平馬申渡候ニ付、請書差出、自普請入用銀、致他借候儀故、銀主共より催促を受、難儀之趣、猶又書付差出候處、銀主共は、監物役所より斷可申間、銀主を召連可參旨、平馬申聞候得共、是以難致段、相答置候後、猶又此ものを呼出、給金、壹兩貳分、貳人扶持可相渡、長屋ニ罷在候ハ、銀主共より相手取間敷旨、平馬、文藏、喜惣太、立合申聞候故、是又不得心之旨、相斷、何分畑地作方、前々之通、申付有之様いたし度、實々出作難成候ハ、其旨銀主え申聞、了簡請實可申旨之書付、差出候處、願之趣承届候、尤、朝鮮人御用相濟候ハ、可令許容、銀主共、出訴可致趣ニ候ハ、其旨可申聞旨、申四月十八日、渡邊左一兵衛、清兵衛、平馬連印之書付、相渡候處、其後、朝鮮人出帆いたし候ニ付、右地所相渡候ハ、植付いたし度段、同五月十三日、願書差出候得共、朝鮮人御用向、未相濟候故、先願書は差戻候旨、平馬、

源藏立合にて申渡、同廿三日、右地所は、御三卿方、御藏屋敷ニ相成候趣ニ付、殘地之儀も、伺之上ニ無之候ては、孰とも難申付旨、平馬、源藏、申渡有之候得共、朝鮮人御用相濟、可令許容旨之書付、請取置、地所不請取候ては、銀主共え、此もの儀を申候様ニ相成候ニ付、何分、地面受取度旨之書付、度々差出候得共、難及食着段、申渡有之、殊ニ、右地所、此もの、江戸表え出候跡にて、我嶋町、久右衛門え作付申付有之、其後、御三卿御用地ニ相渡候ても、殘地之分へ、久右衛門作付いたし置在候ニ付、同人え出作申付候も、此ものえ申付候も、同様之儀ニ付、何卒作付いたし度段、度々相願候得共、開濟無之間、不得止事、前書之始末、逸々認、去ル亥八月廿七日、箱訴いたし候書面之内、右請負取放候發端は、與力、須藤四郎右衛門、監物家來、鶴野東兵衛、山田平馬ニ候由、并此もの居宅引拂候節、家道具類、買取間敷旨、監物より近所町々え相願候由之儀、取留候證據無之、且平馬性、痴癪いたし候節、爲見廻、兩度ニ金貳百疋、此ものより平馬方え遣候段、并去ル午年、監物、上着之節、道中供人足賃金、此も

の、口入いたし、親類、安兵衛懸意之兩替屋より借請、安兵衛宛名之證文取置、監物を用立候金拾兩之歩銀、并銅葉、伏せ蕪、香物代金貳拾兩餘相滞候由之儀は、心覺ニ認候日記を、其儘、箱訴狀ニ相添、差出候迄にて、今般申上候儀ニハ無之、都え取替置候金壹兩之残り貳分不相濟、且又監物、用金才覺之儀申付、金子調候へ、如元、地所可渡旨、同人家來、左一兵衛、申開候段は、證據無之、是以箱訴ニ相添候日記は、心覺之儀共、取交認候儀にて、今般之願は、請負地取上ニ成候儀而已相願、其餘之儀は、吟味相願候所存ニは無之旨申立、次ニ、年月は不覺、下屎賣買仕候節、此もの請負置在候、古川町、文八店之水尿を、富嶋登丁目、平兵衛儀、此もの下人、長五郎え相對にて買取候間、下人共、何様申候とも、此ものえ引合不申、買取間敷旨、相斷置候後、又候、無斷買取候ニ付、其段、平兵衛家主え相願候處、取扱人共立入、以來、右跡之儀、致間敷旨、平兵衛より侘證文差出、且又、去ル辰年、此もの請負置在候、御船手屋敷之水尿ごもくを、攝州泉尾新田、四郎兵衛、下人、無斷取候節、侘證文取之、將又、去

ル巳年、藤四郎、御船手勤役中、中嶋新田え、御船手方侍之由、申、罷越、畦を踏荒し、迷惑之由、右新田主、市兵衛手代、金兵衛、申開候儀を、藤四郎家老、大野嘉兵衛え咄聞候得は、船印無之ものは、家中之ものニは無之由、申開候に付、其段、金兵衛え申達候處、一體之上、客有之、此もの同船にて魚獵ニ參候儀ハ、勝手次第之旨、金兵衛申開候後、同九月、前書、嘉兵衛性、勤平儀、右新田え^(此の御字)廻取ニ參度由に付、此もの供いたし候約束いたし置候處、勤平故障有之、此もの計廻取ニ參候得は、勤平名前を申立、廻取ニ參候旨、藤四郎用人え、新田樋守共、相届候由にて、糺有之候ニ付、前書之趣申立、樋守共、申立候は、間違之段、届直し吳候様、金兵衛并頭百姓え申談候處、其夜、藤四郎參府之御下知有之、此ものも供いたし、江戸表え罷出候ニ付、其後之糺は、無之旨、引合之もの共申口も符合仕、此もの儀、御船手持、明地請負證文ニ、屋敷引拂候様申付候へ、不限何時、早々居宅とも取除可申旨、認有之上は、請負取上候段、申付候とも、違背致間敷儀ニ候處、強て及難澁、御船手先役、大坂町奉行迄も、再應願出、

其上、不取ノ儀迄、品々認、箱訴いたし候段は、不届にて、別紙類例ニ見合、品不宜候間、大坂三郷拂、^(未書)評議之通濟

二五〇 天明元丑年御渡

三十三番

田安家老伺

一 甲州上大鳥居村・仲右衛門、箱訴いたし候一件

田安領知

甲州八代郡上大鳥居村

百姓

仲右衛門

右之もの儀、年貢未進は、立會勘定之上、濟方申付、無相違處、推量疑を以、免狀夫錢帳等、見届度、并未進爲償、村方え差遣候田地、受戻度旨、申立、其外村内ニ隠田有之旨、開發いたし度杯、無跡形儀迄、品々認、差越、箱訴

たし候段、不埒ニ付、三十日手鎖、
此儀、明和五子年、安藤正少弼、手限伺之上、御咎申
付候、上總國葦村・百姓忠兵衛外三人儀、年番名主、
四郎兵衛取計方、不埒之儀も無之處、推量或は不取
儀を以、品々申立、地頭吟味中、差越、取込訴いたし候
段、不埒ニ付、急度叱り置候例ニ見合、品不宜候間、
伺之通、三十日手鎖、
(本意)
評議之通濟

二五一 天明五巳年御渡

午七番

大阪町奉行伺

一 泉屋吉左衛門・手代共、於江戸表、再應訴狀
差出候一件、

江戸諏訪町

家主

新次郎

右之もの儀、理兵衛年來之取扱、本家押領之所存相見、
難心得候ハ、縦、本家之不立入候とも、其分ニ差置、取
締方勤辨も可有御座候處、與一申合、吉左衛門之も不申
聞、理兵衛方次郎、和融取持、本家爲致世話候と之申
立、不都合之儀、并此もの勤居候ては、父子和談之障と
存、方次郎之相願、永暇乞受、錢別迄實ハ罷在候上は、吉
左衛門差留候とも、幾重ニも申斷、相退可申儀ニ御座候
處、又々吉左衛門之手寄、手代同事ニ相勤、江戸店・家
守ニ相成候段、畢竟、身分之勝手ニ拘、兩端之いたし方、
彼是不埒御座候、其上、理兵衛并重手代共相巧、此度願
之趣も、手段を以、取扱候儀ニて、實々、吉左衛門を大切
ニ存候ハ、此もの呼登候節、身分不厭、早速罷出、右不
埒之次第、於大坂表、申立、吟味相願可申處、無其儀、故
障申立、不罷登、却て、此もの頭取、喜兵衛・又兵衛、甚左
衛門、與兵衛杯申談、身分不束之筋は除置、理兵衛并重
手代共之内を名差、賄賂之手段を以、吉左衛門初、隨身
手代共迄、爲及難儀候旨、大坂表奉行所之取扱、非分も
有之様、差含、過去候儀并證據ニも不成書付、帳面等を、
儘成證據有之由、不輕品々申立、文段取飾書取、大坂表

之吟味中存、於江戸、御吟味相願、取上無之儀をも不
請用、再三、押て相願候始末、公儀を不恐仕方、不埒
至極、御座候間、存命ニ候ハ、遠嶋、
此儀、御定書ニ、御褒美可取巧ニて、偽之訴人いたし
候もの、蔽之上、中追放、と有之、此ものは、御褒美可
取巧ニて、偽之訴人いたし候ニは、無御座候得共、其
身之不束は除置、證據ニも不成書付、帳面を以、彼
地奉行所之取扱、非分も有之様差含、奉行所を替、於
御當地、再三、御吟味相願候段は、前書、御定よりは、
格別趣意不宜候間、差當、例は相見不申候得共、伺之
通、存命ニ候ハ、遠嶋、
(本意)
評議之通濟

江戸木挽町四丁目

次兵衛店

又 兵衛

右之もの儀、願之趣、發意之ものニハ無御座、巧之筋と
も不相聞候得共、賄賂之儀は勿論、押領と申儀も、不輕
筋ニて、證據ニ申立候書付、帳面等、難取用品ニ候處、新

次郎、儘ニ申聞候連、前々より之手鎖、委細之趣意をも
不辨、同人任申、不都合之願ニ同意仕、大坂表、奉行所之
取扱、非分有之様、差含候訴狀ニ、連印いたし、於江戸、
御吟味之儀、再三、相願候始末、公儀を不恐仕方、重
々不届ニ御座候間、存命ニ候ハ、中追放、
此儀、前書、新次郎ニ見合、品輕御座候間、伺之通、存
命ニ候ハ、中追放、
(本意)
評議之通濟

江戸諏訪町

新次郎店

札 差

甚左衛門

右之もの儀、願之趣、發意之ものニハ無御座候得共、吉
左衛門所行を疎ミ、先年出入之節は、理兵衛其外親類
共、重手代共ニ同意いたし、吉左衛門退身之儀、相願候
上ハ、不敬は致間敷儀ニ御座候得共、吉左衛門心を、休
候ためニ候連、隨身之趣、書付等ハ差遣申間敷儀ニて、
萬次次郎より呼登、大坂表を罷出候節も、本右衛門任

申、同人宅へ罷越、致滞留、吉左衛門へ相詫、猶又隨身、無相違段申立、万次郎方へは、不罷越、吉左衛門ニ差添、爲取締、江戸表へ罷歸、同人差圖受、相勤候段、畢竟、身分之勝手ニ拘、兩端之いたし方、不埒之至、其上、新次郎外貳人、願之趣申談候節、大坂表巨細之趣意、并賄賂之證據ニ申立候書付、帳面等、不取留筋故、吟味可相願所存、無御座候へ、假令、新次郎、如何様ニ申聞候とも、得と様子相札、取計方も可有之處、身分疑受候儀を厭ひ、委細之譯も不相札、此もの手前ニ有之勘定帳等、相渡、右願、同意之趣、證文差遣、理兵衛、初、重手代共之内を名差、賄賂之手段を以、吉左衛門ニ爲致難儀、大坂表、奉行所之取扱方、非分も有之様相合、文段取飾候訴狀一覽之上、新次郎外貳人ニ爲致連印、江戸表ニて、差出、再應、御吟味相願候始末、公儀を不恐仕方、重々不届ニ御座候間、輕追放、

旨、新次郎、申聞候節、同意之趣、及挨拶、訴狀一覽いたし一決いたし候得共、訴狀差出候上、身分故障之筋有之候ては、差支候迎、訴狀ニ連印不致、願之趣、同意ニ無相違段、吉左衛門より證文相渡候由、認有之、左候得は、訴狀ニ連印不致候とも、趣意は、前書又兵衛、同様之ものニ御座候間、中追放、

江戸上横町 喜兵衛店 泉屋吉左衛門手代 與 兵衛

右之もの儀、願之趣、發意之ものニは無御座、巧候筋も不相聞、新次郎外貳人、最初之訴狀差出候後、大坂表へ罷登候故、再三願出候儀は不存趣等も、相違無御座候得共、吉左衛門を大切ニ存候迎、賄賂筋并押領等之儀へ不輕儀、殊ニ、大坂表、奉行所之取扱、非分も有之様相合、認候訴狀、一覽仕ながら、得と様子も不相札、新次郎任申、右願ニ同意仕候段、公儀を不恐仕方、不届、御座

候間、大坂三郷を構、江戸拂、

此儀、前書又兵衛ニ見合、品輕御座候間、江戸を構、大坂三郷拂、
(本書)
評議之通濟

二五二 寛政五丑年御渡

七拾貳番

御勘定奉行

佐橋長門守伺

一 武州太子堂村・奥右衛門、地所讓受之儀ニ付評議、

井伊掃部頭領分

武州荏原郡太子堂村

百姓

與右衛門

右之もの儀、地所讓人善兵衛、甚右衛門と、續は無之處、讓地之儀故、續無之候ては、如何と存候迎、由緒有之趣、

讓證文を爲認、請取置、植村左平太、札之節、有弊不申立、其上、左平太吟味中、差越、版込訴いたし、木代等も高値ニ申立候段、不埒ニ付、通料錢五貫文之上、三十日手鎖、

此儀、安永四年、安藤中務少輔、手鎖伺之上、御答申付候、信州野澤村・元名主・久右衛門儀、無盡連中、相談之上とは乍申、質地證文、宛所も不認入、渡置、殊ニ、質地之儀に付、申分有之候へ、裁許之節、領主於役所、可申立處、右役所ニて申渡之通、質地相渡、江戸表へ罷出、今更、領主ニて、裁許は無之趣、申之、其上、證文宛所之儀ニ事寄、彼是申立、駕籠訴いたし候段、不埒ニ付、三十日手鎖申付候類例ニ見合、三十日手鎖、

(本書)
評議之通濟

一 駕籠訴いたし候薩摩屋小左衛門一件、

(本書)
評議之通濟

二五三 寛政六寅年御渡

三十四番

大阪町奉行伺

一 駕籠訴いたし候薩摩屋小左衛門一件、

元雜候場町ニ罷在候
當時家請引取小屋え
引取ニ相成候

薩摩屋

小左衛門

右之もの儀、久離請候親類共、相手取、遺物并約諾銀不
相渡候ニ付、受取度旨、且久離落印札之儀、相願候ハ、
當表ニて、可相願處、無證據之儀を取集、推量之差加、實
事之趣ニ取替、不取之儀を相認、江戸表ニおゐて、御老
中方え駕籠訴いたし候處、町奉行所え引波ニ相成、差越
候願ニ付、無取上訴狀、差返、尤、可願出儀ニ候ハ、其
筋え可願出旨、於町奉行所ニ、申渡候處、申渡之趣、不
相用、右差戻ニ相成候訴狀、日附を直し、趣意同様之儀
を、又候、御老中方え駕籠訴いたし、其上、右訴狀え落印
之親類共えも相談いたし候處、小左衛門より願候様、申
ニ付、相願候旨、偽之儀、認入、當表え罷歸候上ニも、奉
行所え呼出ニ成候ハ、久離不得心ニて、致落印候旨、
申吳候様又は宜相願候杯と、書面遣、及内談、元來無證

據ニ候得は、死失之ものを證人ニ申立、逸々、偽之訴狀
を以、兩度迄、駕籠訴いたし候段、旁、不届ニ付、江戸を
構、播河兩國拂、

此儀、明和四年、小野日向守、御勘定奉行之節、伺之
上、御仕置申付候、武州大門町、百姓五拾六人、惣代權
右衛門外登人儀、御普請金可割渡旨、村役人より相觸
候處、私欲有之哉と相疑ひ、請取ニ不罷越、却て、割合
相滞趣、申立、夫食、種貸之儀も、割合受取候段、無相
違處、數月相滞候由、訴狀ニ認、其上、人を頼、下書認
實ひ候故、文段不行届由、之申口は、難取用、添簡無之
願、取上有之様、いたし度候趣、御普請懸り役人え、入
用相懸り候由、或は村役人共、御代官役所を取替置候
趣、不取締、相違之儀を相認、諸事、重モ立、取計、惣代
ニ成、壓込訴仕候段、不届ニ付、江戸拂申付候類例ニ
見合、正玄より之遺銀を、同人悴、六兵衛より、不足ニ
相渡候由之儀は、推量疑ひ迄にて、私欲之申懸ニも相
當り、殊ニ、今般願出候趣、親類共え申聞候由、相違之
儀を訴狀ニ相認、并吟味ニ成候ハ、右六兵衛より、
此ものを久離いたし候節、當時罷在候親類は、不得心

ニて、願書え連印不致趣、申立吳候様、相願、利欲ニ拘
り、彼是取替候始末、右例ニ見合、品不宜、江戸拾里四
方追放ニ相當可申、右は、大坂表ニては、播河兩國
拂、相當可仕間、伺之通、江戸を構、播河兩國拂、
(本意)
評議之通濟

御仕置例類集 古類集 六之帳

提事并御觸申渡等を背候部

御觸并申渡等を背又は忘却いたし候類

二五四 明和八卯年御渡

辰登番

大阪町奉行伺

一 御免と偽、賣棄仕候一件、

玉造柏木町

丹波屋新藏借屋

兵庫屋

佐兵衛

右之もの儀、最初、玉造稻荷社傳・五幸白龍丹・賣弘所、

御觸并申渡等を背又は忘却いたし候類(二五四)

引請罷在候節、上包、御免并御城御鎮守、と認有之候儀ニ付、社中之もの共、御役所へ呼出、札有之、右書付相改候上は、吉右衛門方にて拵候挑燈、御免と記候儀、差留可申處、無其儀、通例之賣棄にては、買人無數、吉右衛門助成ニ不相成候ニ付、如何とは乍存、其分ニいたし置、剩、喜兵衛え、御免賣棄之旨、偽之儀、申聞候段、旁、不届、御座候間、輕追放、

此儀、初發より之引請人にて、御免并御城御鎮守と書付、轉殿出雲守、大坂町奉行之節、心得違候旨、社務神主、申候節之申渡も、存罷在ながら、御免弘所と、挑燈ニ、吉右衛門書付、往還え、御免之賣棄と申、賣ニ出候にも馴合罷在故、喜兵衛え、最初より之事、委く不申聞、却て、御免賣棄之旨、申聞候段、奉行所之申渡を不相用ものニ相當、裁許相濟候儀を、内證にて不用、破候もの、中追放、と御定書ニ有之候得共、於奉行所、此ものえ申渡候ニも無御座候間、右御定より輕く、伺之通、輕追放、

評議之通濟

二五五 安永二巳年御渡

午三拾貳

甲府勤番支配伺

一 無宿・藤兵衛、盗いたし候一件、

甲府柳町登丁目

家持

白米屋

善兵衛

右之もの儀、盜賊・藤兵衛・吉右衛門、盜取候錢、盜物とは不存、買取候得共、出所不相札、盜物買取、其上、職分ニも無之、錢買取候段、不埒ニ付、買取候錢取上・過料三貫文、

此儀、吟味書之趣にては、兩替屋之外、猥ニ錢買取間數旨、甲府勤番支配より、相觸置候處、此ものは、兩替屋ニは無御座、右之錢、買取候儀ニ御座候間、組合之定有之、商物組合ニ不入、商賣いたし候もの、商物取上・過料、之御定ニ引當、伺之通、買取候錢取上・過料

錢三貫文、

評議之通濟

江戸本銀町四丁目

家持中西庄左衛門

煩ニ付代

利兵衛

右之もの儀、主人庄左衛門儀、下金買渡世仕候身分にて、出所も不相札、盜賊・藤兵衛、盜取候甲金・慶長金、買取、其上、同商賣其外は、賣主・證人兩印、取置可申處、書付印形も不取置、買取、右甲金は、不殘、旅人え致兩替遺候之段、不埒ニ付、甲金・慶長金之代金取上・過料三貫文、

此儀、吟味書之趣にては、主人・中西庄左衛門は、兩替屋并下金買渡世之ものと相見、兩替之方ニ候ハ、藤兵衛より請取候甲金・慶長金之代金、取上候ニも及間數候得共、吟味之請り、下金之方ニ買取候趣にて、下金買之儀は、享保十三申年、御觸之内、下金銀・屑金、買取候儀、賣主・證人兩判を取、其上、宿等、見届可申

候、一判にて買取候儀へ、堅く仕間敷、と有之、右御觸
ニ相背候間、伺之通、甲金・慶長金之代金取上、過料錢
三貫文、
(本番) 評議之通濟

二五六 安永四未年御渡

貳拾六番

甲府勤番支配

山口出雲守伺

一 當時無宿・吟右衛門、盗いたし候一件、

久保平三郎御代官所

甲州八代郡石和宿

百姓

藤左衛門

右之もの儀、九年以前、磯右衛門と口論之上、亂心辨之
ものとも不辨、打擲仕、疵付候上、差紙を請、欠落仕候
身分にて、府内え罷越、内々、盗物取戻之世話仕、此度、
右懸合にて、呼出候處、御役所を不憚、罷出候儀、旁以、

不届ニ付、甲府石和宿を搦、江戸拂、
此儀、差當、例相見不申候得共、差紙不請もの、所拂、
之御定并盗物と乍存、致世話、配分は不取もの、敵、之
御定を見合、甲府町を搦、敵之上、所拂、
(本番) 評議之通濟

二五七 安永七戌年御渡

五十貳番

大阪町奉行

京極伊豫守伺

一 出所不知唐物、賣買仕候もの共并薩州之も
のえ銅製海鼠等、賣渡候一件、

南堀江四町目

豊嶋屋宇兵衛借屋

加賀屋

三郎兵衛

右之もの儀、製海鼠賣買之儀へ、俵物會所え可差出旨、

赤井越前守伺

一 淨土眞宗と認、寺請狀又ハ送狀往來切手等
差出候一件、

猪熊三條下ル町

檜皮屋

三郎兵衛

右之もの儀、宗號之儀ニ付、追々觸書も差出候處、淨土
眞宗と認有之候送狀、淨宗寺より請取、善想寺え相渡候
段、觸書之趣不相守、不埒ニ付、日數三十日手鎖、
此儀、一件之内、松屋權兵衛より品軽く御座候間、伺
之通、三十日手鎖、
(本番) 評議之通濟

河原町通奈良屋町

大和屋伊兵衛借屋

和泉屋

のふ

二五八 安永八亥年御渡

八番

京都町奉行

觸書をも差出置候處、忘却いたし、善六任頼、致世話、津
國屋庄七え賣渡、口錢取候仕方、不埒ニ御座候間、鳥目
三貫文過料、
此儀、製海鼠之儀、座外にて、賣買難成品之由、吟味書
ニ有之、去ル午三月十日、御渡被成候、神谷大和守、大
坂町奉行勤役之節、相伺候、出所不知唐物、賣買仕候
もの共、御仕置評議一件之内、京・夷川・高倉・東江入
町・小西屋安兵衛儀、格別賣買之品數并薩州出口之唐
物、直請之ものより買取候品も無御座候得共、伏見屋
源三郎より、不正之藥種、追々買請、其上、大和屋嘉兵
衛任頼ニ、右源三郎ニ申談、琉球朱引請、嘉兵衛方え
賣渡、口錢取之、座外にて、朱賣買仕候始末、旁、不埒
ニ御座候間、鳥目五貫文過料と相伺、評議之上、伺之
通と申上、其通、相濟候例ニ見合、過料錢五貫文、
(本番) 評議之通濟

のふ乍家主

年寄

大和屋

伊兵衛

江戸四ツ谷鮫ヶ橋

禪宗龍谷寺先住

若水乍家主

五人組

萬屋

平右衛門

外貳人

右之もの共儀、宗就之儀ニ付、追々觸書も差出候處、淨土眞宗と認候寺請狀、見改不申、請取置候段、觸書之趣、不相守、不埒ニ付、のふ儀、日敷三十日押込、乍家主・年寄・伊兵衛え、過料錢五貫文、乍家主・五人組・平右衛門え、同三貫文、五人組半兵衛・傳兵衛え、同貳貫文宛、此儀、時味書之趣ニてハ、のふ儀、伊兵衛家、借宅いたし候節、寺請狀之儀、淨明坊え申聞、認貫ひ候得共、如何有之哉不見請、年寄・伊兵衛え相渡候趣ニ相聞、右

寺請狀を見請不申迄之不念ニ御座候間、のふは、急度叱り置、年寄・伊兵衛え、過料錢五貫文、平右衛門へ、家主之儀ニ付、年寄よりは軽く、同三貫文申付、半兵衛・傳兵衛は、急度叱り、
(本書)
評議之通濟

三條川東大文字町

山形屋

その

その家主

若狭屋巳之助家代

久兵衛

年寄

太兵衛

五人組

庄兵衛

右之もの共儀、宗就之儀ニ付、追々觸書も差出候處、乍奥書、淨土眞宗と認有之候寺請狀、見改不申、請取置候段、觸書之趣、不相守、不埒ニ付、その儀、日敷三十日押

込、家代・久兵衛、年寄・太兵衛え、過料錢三貫文宛、五人組庄兵衛も、同様、同貳貫文、

此儀、そのは、前書、のふ同様之ものニ御座候間、急度叱り置、且久兵衛へ家主代、太兵衛は年寄、庄兵衛は五人組ニ候處、のふ町役人共之御答ニ見合、久兵衛え、過料錢三貫文、太兵衛え、同五貫文申付、庄兵衛は急度叱り、
(本書)
評議之通濟

二五九 天明二寅年御渡

大阪町奉行伺

一 薩州・拔賣明礬一件、

北堀江五丁目

播磨屋清七借屋

若狭屋

半兵衛

右之もの儀、山出明礬は、會所外ニて、賣買不相成旨、觸

四番

渡之趣、乍存、彦兵衛任頼、賣次遣し、口錢取候段、不埒ニ御座候間、存命ニ候ハ、鳥目三貫文過料、

此儀、去ル午三月十日、御渡被成候、神谷大和守、大坂町奉行勤役之節、相伺候、出所不知唐物、賣買仕候もの共、御仕置評議一件之内、北久太郎町堂丁目、伊賀屋市兵衛支配借屋・象牙屋甚右衛門儀、紀伊國屋喜助え賣渡候大楓子は、小林幸右衛門持登之品ニ候由、申之候得共、幸右衛門病死仕、引合之證據無之、右申口、難取用、徳用ニ拘、出所不知唐物、賣買仕候始末、不埒ニ御座候、乍然、右一口迄ニて、外ニ引受候品も無御座候間、鳥目拾貫文過料と相伺、評議之上、鹿兒嶋下町・小林幸右衛門より被頼、唐物賣拂遣し、世話料錢拾貫文賣受候由、申之、幸右衛門より被頼候由之申口ハ、難取用候得共、右之外、唐物賣買いたし候趣も、不相聞候間、右世話料錢取上、過料錢三貫文、可申付旨、被仰渡、可然哉之段申上、其通、相濟候類例ニ見合、存命ニ候得は、徳用銀取上、過料錢三貫文、
(本書)
評議之通濟

二六〇 天明三卯年御渡

九 番

大阪町奉行伺

一 狩野探牧知行・河州客坊村・山内立木を、出作百姓共、伐採候一件、

彦坂九兵衛知行

河州河内郡五條村より出作

百姓

次兵衛

右同断

庄屋

與右衛門

外貳人

右もの共儀、先達で、地頭より差留置候を不相用、吟味中無断、立木伐採、其上、裁許之節、立木下草、仕來之通、伐採可申旨、申渡候而已ニ相泥、地頭、用木申付候へ、無違背、割合伐採、可差出旨、裁許之内ニ有之、其節、差

支候儀は歴然ニ候處、其儀は心付不申、裁許後も、初發

ニ次兵衛、引續外三人、共ニ、立木之分、猶又、狼ニ伐採候段、不届ニ付、次兵衛は、進退之出作山取上ケ、所拂、外三人は、過料五貫文宛、

此儀、裁許不請もの、且裁許相濟候儀を、内證にて、不用、破候もの共、中追放、之御定ニ御座候處、此もの共は、裁許之趣意を、等閑ニ心得、辨違候ものニ御座候間、右御定より、格別品軽く、可有之哉ニ付、別紙類例ニ見合、次兵衛は、初發ニ立木伐採候間、伺之通、進退之出作山は取上、所拂、與右衛門外貳人は、差續候もの共ニ付、過料錢五貫文宛、
(本考) 評議之通濟

例

去ル末年評定所一座掛、伺之上御仕置申付候

杉浦出雲守知行

丹波國桑田郡馬路村

小香組名主

文 平

右之もの儀、神事能小屋場・床高サ、裁許通り切下ケ之儀、兩番組より申談候へ、早速、切下ケ可申處、彼是難避いたし、切下ケ不申段、裁許を等閑ニ相心得、其上、地頭にて申聞候儀を不相用、評定所にて、裁許有之儀に付、罷出相伺度旨、地頭へ申立候段、不届ニ付、所拂申付候、

二六一 天明三卯年御渡

拾八 番

大阪町奉行伺

一 泉州 内田村・氏神社役出入一件、

久世大和守殿領分

泉州泉州郡内田村

年 寄

平左衛門

外壹人

右之もの共儀、元祿年中より社僧普照寺と認、其後境内除地之由、領主え、追々書出有之儀を、一切不存罷在、實

曆九卯年之書付えは、平左衛門、連印乍致、忘却仕、其上、於領主役所、合封申付候社之内陣え、訴も無之、年寄共取計を以、兩覆ニ、板屋根仕付候段、不埒ニ付、過料錢三貫文申付、平左衛門儀も、存命ニ候へ、過料錢三貫文、

此儀、領主之申渡を、等閑ニいたし候段、重々不埒ニ御座候間、別紙類例ニ見合、兩人とも、伺之通、過料錢三貫文、平左衛門も、存命ニ候へ、過料錢三貫文、
(本考) 評議之通濟

例

去ル巳年、松平對馬守、御勘定奉行勤役之節、手限伺之上、御仕置申付候、武州新川通村・富五郎、實地證文、其外之儀、申立候一件之内、

一橋領知

武州埼玉郡新川通村

名 主

右之もの儀、於村方、芝居又ハ相撲等は、容易ニ致興行間敷と、一橋役所より兼て申渡有之處、村方物

入不相懸、札錢等取候儀無之旨、百姓共、申聞候由、承届、風祭相撲、爲致興行候段、不埒ニ付、過料錢三貫文申付候、

二六二 天明四辰年御渡

拾四番

大阪町奉行伺

一 御廻米積請候積、運賃銀前貸、請取、御廻米不積受一件、

松平安藝守領分

備後國立花浦悅次郎船

沖船頭

音藏

右之もの儀、最初、御廻米積受可申、空船改を請、運賃前貸銀并送り狀等請取、安治川口、出帆仕、殊、空船出帆以後、他之荷物不積入、船頭之在所えも立寄申間敷趣之請證文、廻船定差配人方え、差出乍置、御廻米、津出し無之儀を承合、私領登七米、積受、一往來いたし候内ニは、津

出し可有之と見越、高砂浦えは不罷越、船名前、申偽、私領登七米、積受、運賃米をも請取候始末、重々不届、御座候付、存命ニ候得は、違嶋、

此儀、吟味書之趣ニては、御廻米積受候積り、運賃銀前貸并送り狀等請取乍置、御廻米津出し無之内、滞船いたし罷在候を難儀ニ存、御廻米津出し相捕候内、私領米積請、難風ニ逢、御廻米難積受、始末ニ相成候趣ニ相聞、可引當御定并相當之例相見不申、當閏正月、山村信濃守、御勘定奉行勤役中、手限伺之上、御仕置御下知相濟候、備後國大橋村、傳四郎、所持之綿を、西中條村・利右衛門、荷物之由、津留番所を申偽候一件之内、右、傳四郎儀、被荷物之儀ニ付、兼々領主より備有之候段、辨乍罷在、運上差出候儀を厭、所持之綿綿、西中條村ニて買請候趣ニいたし、右村、利右衛門を頼、庄屋・與次兵衛、通り手形貰受、津留番所を申偽、笠岡湊え可差出と取計候處、右荷物、番所ニて、被差押候に付、猶又、利右衛門を相頼、同人荷主之趣ニ取捨、再應、與次兵衛より番所役人え爲懸合、其上、支配役所え、品々、相違之儀を、爲相願候段、旁、不届ニ付、重追

放申付候類例ニ見合、品輕御座候得共、御廻米之儀ニも御座候間、存命ニ候得は、重追放、
(本書) 評議之通濟

小堀敷馬御代官所

攝州西成郡江之子嶋東町

尼崎屋

甚右衛門

右之もの儀、兼て觸渡之趣、忘却いたし、一旦買請候廻船、賣渡候儀、不相斷段、不埒ニ御座候間、過料三貫文、此儀、一件之内、孫三郎例ニ申上候孫左衛門ニ見合、品輕く御座候間、伺之通、過料錢三貫文、
(本書) 評議之通濟

二六三 天明五巳年御渡

貳拾五番

火附盜賊改

横田源太郎伺

一 紀州無宿・茂八、盜いたし候一件、

柳原岩井町上納地

利助店

源右衛門

右之もの儀、商賣弊之品ニ候由、無宿・茂八儀、旅人之由ニて、潰金銀、持參、賣拂度由、任申、度々買取、既ニ、右潰金銀ハ、茂八、所々ニて、盜、街取候品ニ有之處、其儀ハ不存候共、兼て御觸之趣を忘却いたし、殊ニ、旅人不相應之品々、出所も不札、證人も無之、度々買取候段、不埒ニ付、買取候品取上、過料五貫文、

此儀、御定書ニ、盜物と不存、反物其外、買取候もの、其色品取返、被盜候ものえ相返、代金は、買主不念ニ候間、可爲致損失、と有之、銀座之外、賣買御停止之品を、買取候不埒も御座候間、別紙例ニ見合、伺之通、買取候品取上、過料錢五貫文、
(本書) 評議之通濟

例

去ル四年、大田播磨守、御勘定奉行勤役之節、手限伺之上、御仕置申付候、本石町・十右衛門外三人、琉球

朱、致脇賣候一件之内、

本石町三丁目半七店

十右衛門下代

吉五郎

右之もの儀、朱座之外にて、朱商ひ難成段、町觸有之處、藥種屋・伊右衛門方より、藥種代金之代り、琉球朱八拾包、質物ニ取、其後、清兵衛方へ賣拂候積りにて、差出候段、不埒に付、過料錢五貫文申付候、

小松町三丁目

次兵衛店

惣右衛門召仕

新助

右之もの儀、主人の見世を預り居候身分にて、御法度之品、自分所持可致と存、拵置、右之きせるを、無宿・茂八へ賣渡、右代錢之代り、潰銀、度々、下物ニ取或は買取、既ニ、右之潰銀は、無宿・茂八、御取候品ニ有之候處、其儀は不存候とも、兼て御觸之趣を忘却いたし、殊、出所も不札、證人も無之、其上、主人えも不申聞、買取候段、

不埒ニ付、百日手鎖、

此儀、前書、源右衛門同様之ものニ御座候間、買取候品取上、且、悴・下人之類、身上無之ものにて、過料ニ當り候ものは、過料申付、過料難差出ものへ、御定之通、手鎖可申付旨、明和九辰年御書付之趣を以、先、過料錢五貫文申付、實々、難差出候へ、五十日手鎖、
(本書)
評議之通濟

二六四 天明六年御渡

九香

大阪町奉行伺

一 攝州上牧村・百姓惣左衛門、領主呼出を不相用一件

烏丸家領

攝州嶋上郡上牧村

百姓

惣左衛門

右之もの儀、山崎表は、出店之儀に付、烏丸家より呼出

南塗師屋町

淡路屋徳助支配借屋

春日屋傳兵衛同家

普右衛門事

三郎兵衛

之節へ勿論、村用有之候共、早速、可立歸答之處、年貢米・村入用銀・其外借銀多有之、調達之手當無之候迎、庄屋・年寄共申聞を不相用、村方へ立歸不申、剩、領主より被呼出候趣、親類・村役人共より申聞候節も、不罷出候段、旁、不届ニ付、山崎を構、所拂、

此儀、御定書ニ、裏判并差紙不受もの、所拂、と有之、領主之呼出不参いたし候段は、右御定ニ見合、所拂ニ相當候得共、吟味書之趣にては、山崎表へ出店いたし、居村ニ不罷在、領主之呼出不参いたし候ものニ御座候間、所拂申付候ては、山崎表ニ住居いたし、惣左衛門存念通ニ相成候趣意ニ付、伺之通、山崎を構、所拂、
(本書)
評議之通濟

二六五 天明六年御渡

貳拾壹番

大阪町奉行伺

一 御定番・稻垣長門守組同心共、芝居木戸番を打擲いたし、轉候上、連歸候一件、

右之もの儀、芝居見物人、木戸錢を不出もの、入間敷旨、兼て申渡置候處、藏次郎へ知ル人ニ候迎、無料之心得にて、棧敷差遣候儀、請合置候段、兼々奉行所より申渡置候掟之趣ニ相振、殊ニ、右日限間違候儀ニ付、助太夫、札ニ参候節も、混雜之場所ニ付、不行届答、いたし候哉と、今更存當候上へ、するべく挨拶不致と之申口、難取用、其上、芝居え、藏次郎罷越、呼出候節、早速不罷出候段、御扶持人へ對、不作法之儀、殊更逢打擲、疵受、轉、連被歸候儀ニ付、非分も無之ニ、誤一札可致旨、發言いたし、内濟相頼候段、不束之儀、剩、右爲相談、一旦立歸り候節、奉行所え、吟味相願有之様子、乍承、不訴出、又候、數右衛門方へ罷越候始末、旁、不都合之至、不埒ニ御座候間、大坂三郷拂、

此儀、兼て、奉行所之申渡ニ、齟齬いたし候取計いた

し、藏次郎呼出候節、早速不罷出段之不埒、其外不束も有之、其上、吟味相願候趣、乍承、一旦立歸候節も、不訴出始末、一辨、此もの最初之心得違より、銘々、不届之致方には候得共、既ニ、御扶持人之身分ニ拘り候儀も、事起り候間、差當り、例ハ相見不申候得共、一件之御仕置ニ見合、所拂、
(本巻) 評議之通濟

二六六 天明七未年御渡

町奉行

三拾六番

山村信濃守伺

一 御弓矢鍵奉行組同心・井上友八郎地面より金を掘出候一件、

牛込町喜兵衛店

九郎兵衛、勢州住宅ニ付

店支配人

忠助

右之もの儀、井上友八郎、古金壹兩持參、文字金と引かへ吳候様、申聞候へ、御定之通、六割半之勘定ニて引かへ、早速、金座え差出可申處、文字金、壹兩貳分貳朱ニ引かへ下金買、六兵衛方え、壹兩貳分、銀拾匁ニ賣渡候段、不埒ニ付、過料三貫文、

此儀、信濃守申上候例ニ見合、同様之ものニ御座候間、伺之通、過料錢三貫文、
(本巻) 評議之通濟

桶町三丁目

九郎兵衛店

一番組下金買

六兵衛

右之もの儀、九郎兵衛店支配人忠助、古金壹兩持參、文字金ニ引替遣、所持いたし罷在、右は、潰し金下金ニ難相成品に有之處、買取、殊ニ判取帳えも不相記、賣主、證人印形も不取置候段、不埒ニ付、致所持候古金壹兩取上、過料五貫文、

此儀、信濃守申上候例ニ見合、同様之ものニ御座候間、伺之通、致所持候古金壹兩取上、過料錢五貫文、
(本巻) 評議之通濟

市谷八幡町

次右衛門店

吳服屋

市右衛門

右之もの儀、井上友八郎、吳服物代金ニ、古金相渡候へ、御定通、六割半之勘定ニて、代金差引、早速、金座え持參、引替可申處、御定之割合ニては、壹兩ニ付、九十九匁之處、九十八匁之積ニて、代金差引遣、右、古金所持いたし罷在候段、不埒ニ付、致所持候古金壹兩取上、過料三貫文、

此儀、前書、六兵衛ニ見合、品輕御座候間、伺之通、過料錢三貫文、
(本巻) 評議之通濟

二六七 天明八申年御渡

堺奉行伺

拾三番

一 無株ニて酒造いたし候一件、

石原清左衛門御代官所

泉州大島郡中筋村出屋敷

井關新町大和屋藤兵衛借屋

大和屋

伊左衛門

右之もの儀、酒造之儀ニ付、追々觸渡も有之候處、無株ニて酒造仕候段、不届ニ付、諸色取上、泉州拂、
此儀、御觸を背候もの御仕置之御定は無御座、去未年、青山但馬守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御答申付候、神田岩本町・市兵衛店・葉種屋平七候、朱座之外、朱賣買難相成段、御觸有之候處、主人、源右衛門、身上治候節、實請候朱、賣渡遣候段、不埒ニ付、賣代金損失之上、過料錢五貫文、申付候例ニ見合、品不宜候

間、酒井酒造道具取上、過料錢拾貫文、

(未書) 御差圖、諸色取上、泉州拂

二六八 天明八申年御渡

拾七番

大阪町奉行

小田切土佐守伺

一 酒、隱造いたし候一件、

北堀江三丁目年寄

大和屋

正 藏

右之もの儀、去末年、酒造之儀ニ付、嚴重之御觸并奉行所より申渡之趣も有之候處、利欲ニ拘、年寄役をも相動候身分ニて、御觸并申渡之趣相背、先達て召仕候次兵衛方におゐて、酒造米爲春入、竊ニ取寄候上、不訴出、株高より、酒過造いたし、剩、吟味有之儀、相恐、取入ニ仕込置候分、新兵衛方へ取隠候始末、旁、不届ニ付、年寄役取放、酒造株、道具類一式并買入仕込置候米薪之分不

殘、取上、三十日手鎖、

此儀、去末年、青山但馬守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、神田岩本町、市兵衛店、藥種屋平七儀、朱座之外、朱賣買難相成段、御觸有之候處、主人、源右衛門、身上漬候節、實受候琉球朱、賣渡道候段、不埒ニ付、代金取上、過料錢五貫文申付候例ニ見合、品不宜候間、酒井酒造株、道具類一式、其外買入置候米薪取上、年寄役取放、過料錢拾貫文、

(未書) 御差圖、諸色取上、大坂三郷拂

幸町貳丁目

川崎屋佐助支配借屋

扇子屋

次 兵衛

右之もの儀、去末年、酒造之儀ニ付、御觸并奉行所より申渡之趣も有之候處、元主人、正藏儀、不願出、酒過造いたし候段、不埒之儀と乍心付、異見をも不致、同意仕、米高春入、密々、正藏方へ相送^(未書)候始末、不埒ニ付、酒造株、道具類并正藏方より仕込置候米薪之分、一式取上、

過料錢三貫文、

此儀、前書、正藏例ニ認候平七一件之内、鐵炮町、宇右衛門店、藥種屋武右衛門儀、朱座之外、朱賣買難相成段、御觸有之處、忠兵衛任相頼、徳用を見込、琉球朱、賣買いたし候段、不埒ニ付、朱座より預り置候朱井口錢とも取上之上、過料錢三貫文申付候例ニ見合、伺之通、酒造株、道具類并正藏方より仕込置候米薪之分、不殘取上、過料錢三貫文、

(未書) 評議之通濟

松本町嶋屋善七借屋

藤 屋

源 兵衛

右之もの儀、去末年、酒造之儀ニ付、嚴重之御觸并奉行所より申渡之趣も有之候處、酒造之儀、不願出、殊、持株高より、酒過造いたし候段、不届に付、酒造株、道具類一式取上、三十日手鎖、

此儀、前書、正藏ニ見合、御觸不相用、酒過造いたし候段は、同様之趣意ニ御座候得共、取隠候儀は無御座候

間、正藏より輕く、酒井酒造株、道具一式取上、過料錢

五貫文、

(未書) 御差圖、諸色取上、大坂三郷拂

天満貳丁目

河内屋

善 兵衛

同家粹

善 藏

右之もの共儀、去末年、酒造之儀ニ付、御觸并奉行所より申渡之趣も有之處、於居宅、多分之酒造、難成迎、利欲ニ拘、五郎兵衛、孫四郎申合、酒造道具一式并米其外諸事仕送、殊、休株之分は、酒造難成儀ニ候處、於吹田村、久々相休居候五郎兵衛酒造株を以、過分之酒、隱造いたし候段、不届ニ付、酒造株、道具類并買入置候米薪之類、一式取上、善藏儀ハ、三十日手鎖、

此儀、吟味書之趣ニては、善兵衛は、及老年、病身之上、耳遠相成、近來、商賣方萬端、善藏引受候趣ニて、去末、酒造之儀に付、御觸并奉行所より申渡之趣も有

之候處、於居室、多分之酒造、難成迎、五郎兵衛・孫四郎申合、酒造道具一式并米其外諸事仕送、殊、休株之分は、酒造難成儀ニ候處、於吹田村、休居候五郎兵衛酒造株を以、過分之酒造いたし候始末、善藏は、前書、源兵衛同様之趣意にて、善兵衛も、右始末、善藏、申聞候を、乍承、差留も不致候段、不埒ニ御座候間、酒并酒造株、道具、其外買入置候米薪之類、一式取上、善藏ハ、過料錢五貫文申付、善兵衛ハ、急度叱り、
御差圖、善藏は、諸色取上、大坂三郷拂、善兵衛は、評議之通濟

二六九 天明八申年御渡

三拾三番

大阪町奉行

小田切土佐守伺

一 酒過造可致と取組いたし并無株にて酒造仕候一件、

尾上町俵屋勇次郎

幼年ニ付

代判、武助借屋

大和屋

嘉兵衛

外 壹人

右之もの儀、去未年、酒造之儀は、御觸并奉行所よりも毎々殿敷申渡置候處、造來候高、三分一之外、過造可致と存付、多分之米、買入置候段、不届ニ御座候得共、未、事を不遂儀、御座候間、嘉兵衛方ニ、是迄仕込置候酒并米薪とも取上、兩人とも三十日手鎖、

此儀、吟味書之趣意にては、嘉兵衛所持之酒造株、無之、年々借株いたし、同人、若輩ニ付、兄・八右衛門加り、商賣向萬事、取計罷在、去未年、造高三分一、百九拾石六升、酒造致候段、願出、改之上、閉届相濟候間、右酒造ニ付、不埒は不相聞、いまた、仕込不申内之儀ニ候得共、過造可致と、兩人相談之上、都合、米三拾石、別段買取置候段、過造いたし候も同様、御座候、去未年、青山但馬守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御答申付候、神田岩本町、市兵衛店、葉種屋平七儀、朱座之外、

朱賣買難相成段、御觸有之候處、主人、源右衛門、身上潰候節、實受候琉球朱、賣渡遣し候段、不埒に付、賣代金取上、過料錢五貫文申付候例ニ見合、品不宜候間、買取候米三拾石之内、運賃飯米ニいたし候分、相除、殘米取上、兩人ハ過料錢拾貫文宛、
御差圖、仕込置候酒并米薪共取上、兩人共百日手鎖

南久太郎町四丁目

長濱屋

利兵衛

右之もの儀、去未年、酒造之儀ハ、嚴重之御觸有之候處、正酒ニ交物差加、校立候儀は、自餘之酒造と、事、變可申、と存候迎、酒造株も、所持不仕、身分にて、酒造造いたし候段、不届ニ付、是迄仕込置候酒造道具并酒米共一式取上、五十日手鎖、

此儀、組合之定有之、商物組合え不入、商賣いたし候もの、商物取上、過料、と有之御定ニ見合、殊、嚴重御觸有之儀、乍辨、無株にて、酒造いたし候段、嘉兵衛外

二七〇 天明八申年御渡

西六番

大阪町奉行

小田切土佐守伺

一 朝鮮種・人參、賣弘ニ罷出候一件、

元江戸坂本町貳丁目人參

賣弘人・辻傳次郎事

當時西高津町河内屋藤吉

借屋

河内屋狗吉同家傳次郎

雇手代

幸 次

右之もの儀、朝鮮種・人參、爲賣弘、廻村仕候儀、御觸ニ不相見候ニ付、主人申付候共、得と承置可申候處、其儀

をも不相辨、所々へ寄弘ニ罷出、其上、此度、補五郎方へ届出候節、難承届旨、申渡、書付、差返候處、相對ニて、賣弘ニ罷越候儀は、不苦と心得違、傳次郎も不申聞、荷物人足并旅宿、相頼候旨之先觸、差出、村々へ罷越、一旦、斷申聞候人參、相頼、并旅宿等之儀迄、強て相頼、止宿いたし候仕形、押賣不致と之申口、難取用、不埒ニ付、五十日手鎖、

此儀、明和四年、依田豊前守、町奉行勤役中、手限伺之上、御仕置申付候、小石川大原町・市右衛門店、八郎兵衛儀、下野國・埋金堀方、御勘定吟味役・川井次郎兵衛、申付、相動候ニ付、道中取締之ため、會符并挑燈え、埋金堀御用と認、可然(元本)元岩井町ニ罷在候浪人、人見小平太、申聞、其節、此もの病氣故、小平太方ニて、右願書認、差出吳候様、頼候得共、右願書、次郎兵衛家來迄、差出置候旨、小平太、申聞候ニ付、否之儀も不相札、會符挑燈え、右之通相認、居宅えも、同様之懸札いたし、其上、奉行所ニて、最初、相尋候節は、次郎兵衛方え、自身、願書差出置候處、否之申渡は無之候得共、右御用、相動候上は、苦間敷と存、相認候旨、偽

申立候儀共、不届ニ付、存命ニ候得は、所拂可申付處、病死いたし候ニ付、其段、可存旨、一件之ものえ、申渡候例ニ見合、所拂、
(本書)
評議之通濟

二七一 天明八申年御渡

西七番下

駿府町奉行伺

一 巡見使、駿府表通行之節、江尻宿役人、不東之取計いたし候一件、

庵原
庵原有渡三郡六拾ヶ村惣代
安倍
庵原郡

辻村名主

江尻辻町

伊平次

外五人

右之もの共儀、巡見は大切之儀、無差支様、兼て御役所

次郎兵衛

假年寄

與三右衛門

外貳人

より觸置、殊ニ、惣代引受、人馬繼立等、取賄候上は、道案内、先格心得候ものを、先拂ニ差出可申處、人足共之内より、案内之先拂ニ差出、既ニ、案内之もの、尋有之候ても、等閑之答等いたし、府中宿晝休、出立之砌も、道案内之もの、差出候様、沙汰有之段、右宿、帳付より申達候をも、混雜ニ候迎、等閑ニいたし置候段、旁、不埒ニ付、壹人、過料拾貫文宛、

此儀、巡見通行之節ハ、郡中六拾ヶ村にて、人馬差出、此もの共、爲惣代、繼立等引受、取賄候もの共ニ付、一件之内、江尻宿問屋、年寄共ニ見合、品不宜候間、伺之通、壹人、過料錢拾貫文宛、
(本書)
評議之通濟

駿州庵原郡江尻宿

問屋

代右衛門

假問屋

茂兵衛

年寄

右之もの共儀、人馬繼立ハ、郡中六拾ヶ村、惣代取計、宿方ニては、杖拂、道案内、不差出仕來ニ候とも、巡見は大切之儀、無差支様、兼て御役所より觸置、宿内、地方出作名主等も、郡中惣代ニ罷出候上は、先格之通、道筋案内、存候ものを差出、差支無之様、可心附處、申付方等閑故、郡中惣代之もの共、道不案内之もの、先拂ニ差出候始末ニ至り候段、不埒ニ付、問屋は過料錢五貫文、年寄は同三貫文、

此儀、去申十一月中、道中奉行、伺之上、御答申付候、東海道金谷宿問屋、年寄共儀、諸國巡見之面々、通行之砌、人馬繼立、滞無之様可取計旨、相觸置候處、巡見之面々、通行之節、手當いたし置候人馬を、外通行有之、繼立差支候迎、繰合、其上、人馬爲繼立、宿役人一同、村々へ罷越、問屋場を明ヶ、巡見之面々、荷物繼立、差滞候段、不埒ニ付、問屋は、過料錢五貫文、年寄

は同三貫文申付候例ニ見合、同様之趣意ニ付、伺之
通、問屋へ過料錢五貫文、年寄は同三貫文、
(本寄)
評議之通済

二七二 寛政元酉年御渡

五拾六番

大阪町奉行伺

一 玉造稻荷社、地上ヶ砂持ニ付、異説申觸候
一件、

傾城町之内

佐渡嶋町

年寄

和泉屋

半兵衛

外五人

右之もの共儀、祭禮之節、ねり物等差出候儀も、兼て御
役所へ斷出候儀ニ候處、玉造稻荷社砂持之賑ニ乘し、寄
進物いたし候節、傾城屋・揚屋共之娘子供ニ、禿共迄立

加り、花笠等を着せ、人數差出候段、ねり物ニ似寄候儀、
其上、右砂持賑、及増長候ニ付、嵩高之儀、無之様、惣年
寄共迄、申渡、町中、通達爲致候儀を等閑ニ相心得、他之
人氣ニ被誘、猥ニ、寄進物ニ、禿等迄差添、差出候段、旁、
此もの共、町々之申合、疎故之儀、不埒ニ付、年寄、半兵
衛外貳人は、過料拾貫文宛、月行司、勘六外貳人は、急度
叱り、

此儀、心得違迄之儀ニ御座候得共、半兵衛・平兵衛・作
兵衛は、年寄役之儀ニ付、過料錢三貫文宛、勘六外貳
人へ、伺之通、急度叱り、
(本寄)
評議之通済

二七三 寛政四子年御渡

拾貳番

大阪町奉行伺

一 長崎表を罷越、唐物買買之儀に付、不埒之取
計いたし候一件、

長崎今紺屋町

日行使

要吉

右之もの儀、都て、他所之ものへ、一夜たりとも、無斷、
宿致間敷旨、前々より、度々觸渡有之(本内本)故、藤十郎着之
儀、宿主、斷出候へ、縦、繼之逗留ニ候とも、乙名申談、
其筋え可届置處、無其儀、都て、二三日之逗留ニ候へ、
乙名聞置ニて、旅人方え届ニ不及旨、宿主え申聞、觸渡
之趣を不相守、等閑ニいたし置候上は、數日逗留いたし
候儀、不存と之申分ケ、難立、町役相勤候詮、無之、旁、不
埒ニ御座候間、日行使取放、所拂、

此儀、一件之内、藤十郎評議ニ申上候趣意ニて、長崎
表仕來之旨、可申付段、長崎奉行え可申達、
(本寄)
評議之通済

長崎今紺屋町

乙名

澤井楢之進

右之もの儀、都て他所之ものは、一夜たりとも、無斷、宿

致間敷、若、於相背は、宿主は勿論、町役人迄、咎可申付
候間、一町限、可相改旨、觸渡、其時々、町内之ものえ申
渡候身柄ニ候得は、藤十郎到着之段、申出候へ、縦、繼
之逗留ニ候とも、早速、其筋え相斷、可差置處、無其儀、
此もの限ニ承置、内分ニて、旅宿爲致候上は、數日逗留
いたし候儀、不存と之申分ケ、難立、觸渡之趣、等閑ニ
いたし候段、役柄ニも不似合、不埒ニ御座候間、乙名役取
放、重キ過料、
此儀、一件之内、要吉同様之趣意ニ御座候間、長崎表
仕來之通、可申付段、長崎奉行え可申達、
(本寄)
評議之通済

二七四 寛政四子年御渡

拾七番

大阪町奉行伺

一 於長崎表、落札之紫檀并出所不知花欄賣出
し候一件、

南瓦屋町

瓦仕・小兵衛支配借屋

榎並屋

甚兵衛

右之もの儀、大學、宇左衛門・忠兵衛・ひて、任頼、宿いたし候共、大學儀、帶刀人ニ候上は、其旨、早速、可届出處、兼て之觸渡、不相守、内分ニて爲致逗留候段、不埒ニ御座候間、過料三貫文、

此儀、吟味書之趣ニては、大坂表於町家、帶刀人之宿いたし候儀、取計方法有之、宿主より、早速御役所へ斷出候儀ニて、兼て觸渡有之由ニ御座候間、彼地仕來之咎、可申付、
(本書) 評議之通濟

三拾五番

二七五 寛政七卯年御渡

京都町奉行伺

一 和州寺田村・百姓忠右衛門、地代官・中村兵左衛門取計之儀を、品々申立候一件、

植村出羽守御預所

和州葛上郡御所北町

酒中次

燒耐屋

九兵衛

右之もの儀、中村兵左衛門へ、小堀内記・地代官、相勤、悴・忠吾儀も、代官見習相勤、帶刀いたし、格式等も申付有之身分ニ候得は、造酒株讓受之儀、相頼候迎、右躰、身分之儀も不相辨、忠吾名前ニて、酒造株讓受之儀、世話いたし、殊ニ、造酒之儀は、近年、嚴重ニ被仰渡も有之候處、御預所へ不相願以前、酒道具等、改印之儘、兵左衛門方へ爲引取候上、願出候處、御預所ニて聞届無之、及破談候ニ付、酒道具之内、改印有之分は、差返させ、其後、兵左衛門方ニて、忠吾名前を以、請酒いたし、酒小賣いたし候迎、酒井諸味又は造酒之元中次いたし、爲買取、口錢都合・九拾八匁八分受取、兵左衛門任頼、武兵衛相屋遣し、右諸味并造酒之元迄、酒ニ爲紋候始末、紛敷いたし形、不埒に付、中次渡世取上・過料錢三貫文、

一件、

長崎西濱町

田島屋

源左衛門

此儀、天明八申年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候、大坂幸町貳丁目・川崎屋佐助・支配借屋・扇子屋次兵衛儀、酒造之儀ニ付、御座候所より申渡之趣も有之候處、元主人・正藏儀、不願出、酒過造いたし候段、不埒之儀と乍心附、異見をも不致、同意いたし、米高春入、密々、正藏方へ相送候始末、不埒ニ付、酒造株・道具并正藏より仕込置候米薪之分、一式取上・過料錢三貫文と相伺、評議之上、伺之通と申上、其通、相濟候類例ニ見合、此ものへ、過造・隠造等いたし候ニは無之候得共、紛敷いたし方、酒中次渡世をもいたし候身分ニてハ、不埒ニ御座候間、伺之通、中次渡世取上・過料錢三貫文、
(本書) 評議之通濟

辰四番

二七六 寛政七卯年御渡

長崎奉行伺

一 肥前國於長崎・捕候無宿・和助、盗いたし候

右之もの儀、都て往來切手無之・他所之ものは、一夜之宿も不相成旨、前々より申渡有之處、不相守、肥前國川棚村・金次平、相頼候迎、無宿・和助を、金次平一同、内々ニて爲致止宿候段、不埒ニ付、十日戸メ、
此儀、一件之内、金次平例ニ申上候甚兵衛ニ見合、過料錢三貫文、
(本書) 評議之通濟

四拾八番

二七七 寛政八辰年御渡

長崎奉行伺

一 肥前國長崎ニて捕候無宿・梅之助事・半藏、盗いたし候一件、

長崎銅座跡 庄藏

右之もの儀、都て、往來切手無之。他所之ものハ、一夜之宿も不相成旨、前々より申渡置候處、不相守、無宿、半藏任申、盗人とハ不存候とも、内々にて宿いたし、殊ニ、同人所持之由申候連、盗物之脇差壹腰、出所も不札、買取、宿禮錢七百文と女房え衣類貳ツ吳候を貰受候段、不埒之至ニ付、脇差ハ、朱書ニ認候通、取上、被盜主え相渡、宿禮錢并女房貰受候衣類、取上、右衣類も、被盜主、相知候分ハ、相渡、過料錢三貫文、

此儀、天明八申年、評議ニ御下ケ被成候、長崎奉行相伺候、長崎西築町惣吉儀、無宿共を宿いたし、其上、右無宿共、盜取候品とは不存候得共、卒忽ニ、金錢預り置候段、不埒ニ付、過料錢三貫文と相伺、吟味書之趣ニては、淺右衛門は、元旅中知人ニて、良助、藤五郎、一同連立參、宿相頼、無宿とは不存、爲致止宿候ものニ付、評議之上、伺之通と申上、其通、相濟候例ニ見合、此ものは、盜物と不存、脇差買取、禮錢、衣類等、貰受候間、伺之通、右品取上、過料錢三貫文、

評議之通濟

二七八 寛政八辰年御渡

大阪町奉行伺

一 上難波町・大和屋傳兵衛、出所不正之朱、賣買いたし候一件、

上難波町

大和屋

傳兵衛

右之もの儀、座外ニて、朱取扱難相成段、毎々觸渡有之處、致忘却、出所不正之朱、佐七より買受候段、不埒ニ付、遣ひ殘之朱、取上、過料錢五貫文、

此儀、吟味書之趣ニては山形屋佐七儀、亡父・六郎右衛門時代より、持傳居候琉球朱、拾三斤半有之、壹斤ニ付、三拾八匁替ニて、賣拂度旨、相叨候ニ付、朱座ニて買入候よりハ、下直ニ候間、無何心、都合、代銀五百拾三匁ニ買受候、と有之、出元不知迄ニて、出所不正

之朱とハ、難申、御觸之趣を忘却仕候ものニ御座候、安永九千年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候、南久太郎町三丁目・黒江屋平四郎儀、座外ニて、朱を、賣掛銀之差引ニ仕又は賣渡を、兼て之御觸圖を忘却仕候段、不埒ニ付、過料錢三貫文と相伺、評議之上、過料錢五貫文と申上、其通、相濟候例ニ見合、科書之内、出所不正之朱と申文言、相除、伺之通、遣ひ殘之朱取上、過料錢五貫文、

評議之通濟

二七九 寛政八辰年御渡

大阪町奉行伺

一 唐藥種、買いたし候一件、

五拾八番

平野町壹丁目

小西屋傳四郎支配借屋

小西彦七

外貳人

評議之通濟

二七八 寛政八辰年御渡

大阪町奉行伺

一 上難波町・大和屋傳兵衛、出所不正之朱、賣買いたし候一件、

上難波町

大和屋

傳兵衛

右之もの儀、座外ニて、朱取扱難相成段、毎々觸渡有之處、致忘却、出所不正之朱、佐七より買受候段、不埒ニ付、遣ひ殘之朱、取上、過料錢五貫文、

此儀、吟味書之趣ニては山形屋佐七儀、亡父・六郎右衛門時代より、持傳居候琉球朱、拾三斤半有之、壹斤ニ付、三拾八匁替ニて、賣拂度旨、相叨候ニ付、朱座ニて買入候よりハ、下直ニ候間、無何心、都合、代銀五百拾三匁ニ買受候、と有之、出元不知迄ニて、出所不正

右之もの共儀、唐藥値段引上ケ、賣同然之及始末候ハ、可被所嚴科旨、去ル戌年、御觸渡有之候處、其儀不相守、木香相場引下り候ニ付、此もの共、買持居候兩銘之木香、損銀相立候を可防と、利欲ニ拘、直段引上ケ候手段、彦七發意ニて、外兩人之ものも、右ニ同意いたし、損徳共、歩割を以申堅メ、三人組合、兩銘之木香、凡八千櫃も可有之と之見込を以、櫃數手強買入、一旦之處、七千三百櫃餘、買取候上は、全、見込之有高、買候儀ニて、惣荷高ニて之賣徳ハ、未相見候得共、既、正月限ニ賣拂候貳千櫃餘之荷數之内にては、過分之徳分取之候始末、藥種之儀は、人命を救候品ニ有之處、一己之利欲ニ拘、諸人之差支をも不厭、殊ニハ、御觸之趣、相背候段、旁、不届ニ付、三人とも、問屋株取放、所持藥種之分、不殘取上、彦七は、大坂三郷拂、外兩人は、所拂、

此儀、去ル申年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候、堂島船大工町・松屋三右衛門借屋、和泉屋清右衛門儀、すつほん札之儀、濱方仕來と之申立ハ難立、近年打續、米穀高直之上、別て、去未年ハ、未曾有之高直ニて、諸人及困窮候ニ付、厚御仁慈之上、米直段引

下ケ方之儀、度々觸渡候處、其儀不相守、すつほん札と唱、同仲ケ間之内、并右渡世退候もの或ハ死失之もの所持之押切印判、數多買取置、右印判相用、不正之入札を以、米買取候儀、渡世いたし、殊更、當七月廿四日、米賣買之儀ニ付、御教諭之趣、格別ニ申渡候處、其儀も不相辨、右申渡候以後も、同様之取計を以、其日之引方相場より高直ニ入札いたし候に付、落札ニ相成、若、相場下り候節は、數銀たけ之損失ニて、相場上り候時は、格別徳用有之事ニ付、手強入札いたし、他之手え、米を不相渡、丈夫ニ買取、賣徳、取候段、全、メ賣ニて、其上、正路之商人共も、一同立並、入札いたし候節ハ、自然と、札先相進、直段糴上候様ニ相成、右弊、一己之利欲ニ拘、諸人難儀ニ相成候儀を不顧、不正之致賣買、徳用取候始末、追々之御觸并申渡をも不相守、別て、不届ニ御座候間、買集置候押切印判、不殘取上ケ、輕追放可申付哉と相伺、評議之上、家財雜物取上、輕追放と申上候例、有之候得共、右ハ、仲ケ間内、渡世退候もの又は死失之もの所持之押切印判、相用候不届も有之、例よりハ品輕、殊ニ、右例え引當

候てハ、強過可申と見込、別紙を以、大坂町奉行申上候間、旁、伺之通、三人とも、問屋株取放、所持之藥種不殘取上、彦七ハ、大坂三郷拂、久兵衛、庄七ハ、所拂、(本番)評議之通濟

二八〇 寛政九巳年御渡

拾番

長崎奉行伺

一 備前國八塔寺村・常照院・弟子・一如、長崎之罷越、堂上方用向有之旨、申僞、無賃之人足爲差出候一件

立花左近將監領分

筑後國柳川外町人足糴會所

北川源次

右之もの儀、都て道中往來之儀、御朱印御證文ニて、致通行候外ハ、無賃人足差出候儀、不相成、既、一如、無賃人足相頼候節、一旦、乍及斷、猶又、相頼候迎、先々

之見合ニ相成候駄賃帳え、無賃之人足差出候姿ニ書記、

印形いたし、相渡候段、不埒ニ付、急度叱り、

此儀、安永六酉年、桑原伊豫守、御勘定奉行ノ節、手限伺之上、御咎申付候、丹波國天田郡牧村、庄屋、組頭共儀、九條殿役人と心得違、送り候旅人ハ、無宿もの(内本)候處、其心附無之、無賃之人足、差出、糴送候段、不埒ニ付、庄屋は急度叱り、組頭共ハ、叱り置候類例有之候間、庄屋ニ見合、伺之通、急度叱り、(本番)評議之通濟

松平肥前守領分

肥前國寺井糴所

喜左衛門

外拾四人

右之もの共儀、都て道中往來之儀、御朱印御證文ニて通行いたし候外ハ、無賃人足差出候儀、不相成段は、兼て心得罷在候上は、一如、押て申聞候ハ、所役人え申立、取計方も可有之處、無其儀、堂上方用向にて通行いたし候旨、申聞候迎、無賃之人足、差出候段、不念之至

ニ付、叱り、

此儀、前書、北川源次例ニ申上候、丹波國天田郡立原村、外貳拾貳ケ村、庄屋共儀、九條殿役人と心得、送り候旅人ハ、無宿ものニ候處、其心付無之、酒食爲給、衣類、脇差、鑓錢等、貸遣し、無賃之人足差出、糴送り候段、不埒ニ付、急度叱り置候例ニ見合、此もの共ハ、衣類其外、貸遣し候儀、無之、無賃人足、差出候迄ニて、品輕御座候間、伺之通、一同叱り、(本番)評議之通濟

二八一 寛政十年御渡

四拾六番

大阪町奉行伺

一 播州東保村・藤四郎、紛敷千木秤、賣買いたし候一件、

建部内匠頭領分

播州揖東郡東保村

道具屋

藤四郎

右之もの儀、秤之儀ニ付、兼て觸渡も有之候處、死亡、勘六、拵候紛數千木秤、引請、致賣買候段、不届ニ付、家財取上・居村并大坂三郷拂、

此儀、吟味書之趣ニては、掛目違ハ無之由ニ御座候、安永四未年、牧野大隅守、町奉行之節、伺之上御咎申付候、常州河内郡甘田村・百姓平兵衛外貳人儀、諸秤買求候儀は勿論、皆具損、繕等之儀も、江戸・京貳ヶ所、秤座之外ハ、不相成段、前々御觸も有之處、平兵衛儀ハ、同郡須賀村・百姓丈七方ニ居候林藏、持參候秤壹挺、代錢三百文ニ買受、九兵衛・四郎左衛門儀は、所持之秤、目潰候を、代錢七拾貳文ツ、ニて、秤目積替貫ひ、相用罷在候段、不埒之至に付、銘々致所持候秤取上・急度叱り置候例ニ見合、此ものハ、千木秤拵候ニ携候儀は、無之候得共、勘六拵候千木秤と乍存、引受、賣買いたし候段、例より品不宜候間、千木秤は、取上置候由ニ付、過料錢三貫文、
(未書)
評議之通濟

酒井雅樂頭領分

同國印南郡助永村

傳右衛門粹

嘉藏

外貳人

右之もの共儀、鍵屋瀬兵衛方ニて相調候千木秤、座改之もの、見咎、紛數千木と申儀、承、早速、差戻候事とハ乍申、前々觸渡有之、座外ニては、相調間敷處、一旦、瀬兵衛方ニ有合候千木、買受候段、不束ニ付、急度叱り、

此儀、千木買受候迄ニて、賣拂候儀も無御座候間、前書、藤四郎例ニ申上候平兵衛外貳人ニ見合、伺之通、急度叱り、
(未書)
評議之通濟

同人領分

同國飾西郡前之庄村之内

松之本

勘次郎事

勘十郎

外七人

右之もの共儀、先代より有來候品ニ候とも、前々觸渡有之事ニ付、兼て秤座改、受可申處、無其儀、既、年來紛數千木秤等、所持いたし候段、不束ニ付、急度叱り、

此儀、先代より持傳候千木秤、外々賣渡候儀も無之、秤座改、可受心附も無之、不念迄ニ御座候間、一件御咎之當りをも見合、叱り、
(未書)
評議之通濟

二八二 寛政十年年御渡

五拾四番

甲府勤番支配

近藤淡路守伺

一 甲府白木町・盜賊佐平次一件、

甲府西青沼町

綿屋

長藏

右之もの儀、米相調候ハ、米屋ニて相調可申處、無其儀、出所も不相知、米、盜物とハ不存候得共、背法度、直買いたし候段、不行届、不埒ニ付、買取候米、被盜主え爲價、五貫文過料、

此儀、穀物問屋之外、直買、難相成段、吟味書・朱書ニ申上候ニ付、右仕來之趣、近藤淡路守え懸合、承札候處、往古より、甲府町方・穀問屋、拾八軒ニ相定、甲州在々井信州邊より附出米、右問屋え引受、仲買之ものえ賣渡、夫々、賣捌候仕來ニて、都て、甲府町方之ものは、問屋之外、猥ニ買受間敷旨之觸書、前々より差出候得共、在町一統と申筋ニは無之、在方は、觸流之儀と心得罷在候由ニ御座候處、此ものハ、小賣米、渡世いたし候身分ニて、右觸書之趣、相背、直買いたし候儀ニ御座候、天明七未年、青山但馬守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、本八町堀登丁目・長十郎店・藥種屋金右衛門儀、朱座之外、賣買難相成段、御觸有之候處、利八任頼、徳用を見込、琉球朱、賣買いたし候段、不埒ニ付、口錢取上・過料三貫文申付候類例ニ見合、買取候米、被盜主え爲價、過料錢三貫文、

評議之通濟

二八三 寛政十年御渡

八拾四番

大阪町奉行伺

一 播州上本郷村・武右衛門、驛所荷物附越候一件、

森 下野守領分

播州佐用郡上本郷村

百姓

武右衛門

外四人

右之もの共儀、龍野新宮え差出候荷物、千本驛附越候儀ニ付、裁許有之以後、賃附荷物は、決して不差出旨、申立候處、此度、利助取計を以、新宮附之約束にて、賣渡候荷物、此もの共、所持之牛にて、新宮え附送候儀へ、自分荷物を附出候とへ、趣意も違ひ、是迄例も無之候へ、村役人えも相談之上、取計候様にも可致處、無其儀、自

分荷物を、所持之牛ニ附出候同前ニ心得、千本驛附越候仕方、不行届取計、殊ニ、歸懸、千本驛にて、被差留候節、驛役人任望、久右衛門相頼、認真候書付は、駄賃にて附出候趣、無相違旨之書面にて、寫迄請取歸りなから、村役人相尋候迄、改も不致、并荷主、喜兵衛、置歸候由にて、利助より請取候書付も、駄賃・書分候送狀ニ候處、無筆にて不相辨候趣、名前書と心得、新宮迄致持參候始末、彼是不束之至、不埒ニ付、三十日手鎖、此儀、去々辰年之裁許は、自分荷物と申偽、賃附之儀は決して致間敷、と之申渡ニ候處、此度、千本驛附通し候荷物之儀、吟味書之趣にてへ、徳兵衛・利八所持之薪并利助所持之炭を、村方におゐて、喜兵衛え賣渡候積り、利助申ニ任セ、武右衛門・常右衛門・太藏も、山稼組合之もの共ニ付、銘々之持牛にて、龍野新宮え附送り候故、自分荷物同様と心得違候儀にて、旅人之賃荷物等を、自分荷物と申偽候ニは無之、全、裁許を背候とへ難申、事實ニおゐてへ、裁許を不用もの之御定えは難引當可有御座、然共、商ひ之品を、自分と持牛にて、近郷え附参り、賣渡候儀ニは無之、駄賃定之書

付も、喜兵衛より請取置候上は、賃附も同様ニ候と之心附無之、附通し候は、不埒ニ付、天明元五年、評定所公事、伺之上、御咎申付候、越後國一ノ木戸村・庄屋・組頭・百姓代共儀、先裁許有之道筋を、往來いたし候段、右裁許を忘却いたし候ニ相當り、不埒ニ付、村過料錢七貫文申付候例有之、右は、享保年中、裁許後、年を経、場所之様子も相替候趣ニ付、右類例ニ見合、五人え、過料錢五貫文、
(本書) 評議之通濟

同村

百姓

利助

右之もの儀、荷物附送方之儀ニ付、先達て裁許有之以來、是迄、賃附は不致由、申立候得共、此度、新宮附之相對にて、喜兵衛え賣渡候炭薪、村方ニおゐて、引合相濟有之上は、自分荷物とも難申趣意ニ付、千本驛附越之儀は、村役人えも相談之上、附出可申處、無其儀、此もの、無筆にて不相辨旨、申立候得共、駄賃之譯、相記候

送狀、喜兵衛差置歸候を、五人之ものえ相渡、殊ニ、五人之もの歸懸、千本驛にて札之上、駄賃にて附出候段、一札をも差入候始末、旁、賃附之趣意ニ相當、右賣渡之相對、此もの、引受取計候段、彼是不束ニ付、三十日押込、此儀、此もの持牛は、不差出候得共、炭薪、喜兵衛え賣渡し候、對談いたし、武右衛門外四人持牛にて、爲附送候ものニ付、前書、武右衛門外四人ニ見合、品不宜候間、過料錢三貫文、
(本書) 評議之通濟

二八四 寛政十年御渡

未四番

長崎奉行伺

一 肥前國唐津呼子浦・下松屋重助、金銀銜取候一件、

長崎門中町

甚 七

右之もの儀、都て他所之もの、一夜たり共、無斷、差置間

敷旨、兼て申渡も有之處、悴・久右衛門任申、無切手之旅人重助を、内々にて、數日致宿候段、不埒ニ付、過料錢三貫文、

松屋たか借屋

日野屋

清兵衛

此儀、去ル辰年、評議ニ御下ケ被成候、長崎奉行相伺候、長崎西濱町、源左衛門儀、都て、往來切手無之、他所之ものは、一夜之宿も不相成旨、前々より、申渡有之處、不相守、肥前國川棚村、金次平、相頼候迎、無宿和助を、金次平一同、内々にて、爲致止宿候段、不埒ニ付、十日戸メと相伺、評議之上、過料錢三貫文と申上、其通、相濟候類例ニ見合、伺之通、過料錢三貫文、
(本考) 評議之通濟

二八五 寛政十年年御渡

未八番

長崎奉行伺

一 不正之剪海鼠、取扱候一件、

京都柳馬場

四條下ル町

右之もの儀、容易ニ賣買不相成儀、乍辨、於大坂、剪海鼠貳千四百斤買集、并薩州之もの之由、利右衛門と組合、買取候九百六拾斤共都合三千三百六拾斤、扱賣いたし候積り、肥後國え相廻し、右趣段相頼候上、後難可避候迎、御役所にて尋有之候へ、荷主へ京都室町長者町、鐵屋勘兵衛、と申立吳候様、大坂船宿・升屋忠兵衛方え書狀を以、申遣候始末、旁、不埒ニ付、買受候剪海鼠取上、過料錢五貫文、可申付哉ニ御座候處、數日入牢に付、咎之不及沙汰、

此儀、名前偽候書面等、大坂船宿え差越候由之儀、吟味書之趣にては、荷物被見咎候ニ付、必定、吟味可相成、左候ては難儀と存、此もの、前方、勘兵衛と名乗候儀有之、西國筋にてへ、鐵屋清兵衛と唱候ニ付、若、御役所にて尋有之候へ、荷主へ京都室町長者町、鐵屋勘兵衛、と申立吳候様、書狀を以、頼遣し候迄之不埒にて、謀書いたし候ものニは無御座、剪海鼠・千鮑・鱧

高宮屋

小兵衛

右之もの儀、京都柳馬場四條下ル町、日野屋清兵衛より被頼、容易ニ賣買不相成儀を乍辨、剪海鼠三千三百六拾斤、追々、買出之世話いたし、口錢銀・都合貳百六拾六匁取之候段、不埒ニ付、右口錢銀取上、過料錢三貫文、

此儀、剪海鼠買受之世話いたし候ものニ付、前書、清兵衛ニ見合、品輕御座候間、伺之通、請取候口錢銀取上、過料錢三貫文、
(本考) 評議之通濟

大坂高麗橋壹丁目

平野屋七郎兵衛借屋

飴屋

徳兵衛

右之もの儀、大坂京橋三丁目、大坂屋宗兵衛、任申、容易ニ賣買不相成儀、乍辨、同所北濱壹丁目、松屋喜八より、

剪海鼠千六百斤買取、宗兵衛え賣渡し、徳用銀八百目取之、猶又、同所北堀江壹丁目、八百屋勘兵衛、任申、剪海鼠九百六拾斤、賣買之口次いたし候段、不埒ニ付、右徳

諸・昆布之類へ、於長崎、唐船代り物ニ相成候品にて、

容易ニ賣買不相成御觸、有之、出増方并食用之外、少したり共、不圍置、俵物役所え可賣上旨、於大坂も、兼て相觸有之候處、剪海鼠扱賣いたし候段、(本考) 重之不埒ニ御座候、去ル卯年、根岸肥前守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、羽州田河郡鶴ヶ岡町、與次右衛門外六人儀、扱朱・同朱墨、南ひ難成趣、前々御觸も有之處、萬年紅と唱候朱墨又へ紛朱、秤賣いたし、殊ニ、庄次兵衛より預ケニ成、如何可相成も難計候迎、秀仙・喜兵衛・太兵衛を頼、内濟いたし、事濟候、爲謝禮、金子相贈候段、不埒ニ付、所持いたし候朱并朱墨、取上、過料錢五貫文宛、申付候類例ニ見合、伺之通、買受候剪海鼠取上、過料錢五貫文、可申付處、日數入牢に付、咎之不及沙汰、
(本考) 評議之通濟

京都富小路

六角上ル町

伊勢屋久兵衛借屋

用銀取上・過料錢三貫文、

此儀、吟味書之趣にてハ、久兵衛より豊海鼠買取、宗兵衛え賣渡し、元代銀ハ久兵衛え相渡、此ものハ徳用銀八百目取之、其外、勘兵衛所持之豊海鼠、宗兵衛、買取候節、口次いたし候得共、口錢等は不取趣ニ有之、豊海鼠賣買いたし候は、前書、日野屋清兵衛同様之趣意ニ御座候得共、此ものハ、外、不埒無之、清兵衛ニ見合、品輕御座候間、伺之通、請取候徳用銀取上・過料錢三貫文、

評議之通濟

大坂北堀江壹丁目

八百屋

勘兵衛

右之もの儀、大坂北濱壹丁目・松屋喜八より被頼、豊海鼠九百六拾斤、賣主ニ成候段、口錢等取候儀ニハ無之候共、容易ニ賣買不相成・品ニ候處、右取計不埒ニ付、過料錢三貫文、

此儀、口錢等は不取ものニ候得共、喜八ニ被頼、賣主

之積り相成、同人所持之豊海鼠を、日野屋清兵衛え賣渡候世話、いたし遣候は、前書、始屋徳兵衛同様之趣意ニ付、伺之通、過料錢三貫文、

評議之通濟

大坂天満市の町

久寶寺屋久兵衛借屋

河内屋

伊助

外貳人

右之もの共儀、大坂京橋三丁目・大坂^{大坂内志}宗兵衛より、豊海鼠賣出之儀、伊助頼を受、容易ニ賣買不相成儀、乍辨、同所北濱壹丁目・松屋喜八より八百斤、伊助、一分にて買取候得共、代銀滞候節之ため、清兵衛・平兵衛え申談、三人所持分ニいたし、宗兵衛より賣渡口錢銀三百六拾目、三人にて受用いたし候段、不埒ニ付、伊助は、口錢銀取上・過料錢三貫文申付、清兵衛・平兵衛は、口錢銀取上・急度叱り、

此儀、吟味書之趣にてハ、伊助儀、喜八より、豊海鼠八

六兵衛店

下銀屋

清兵衛

右之もの儀、買取・吹直・所持いたし候品は、藤藏、盜取候品ニ有之處、其儀ハ不存候とも、知ル人而已にて、身元・住所も不存もの、任申旨、得と、出所も不相糺、潰銀買取、其後、吹直・所持いたし候段、不埒ニ付、吹直し所持いたし候銀取上・過料五貫文、

此儀、明和四亥年、土屋越前守、町奉行之節、伺之上、

御咎申付候、芝松本町貳丁目・清兵衛店・儀兵衛外拾人儀、喜世留渡世いたし、下銀入用之節は、銀座にて可買受處、下金銀買或は小道具屋にて買求、前々より之御觸を相背、其上、町方にて、銀桶・并其外無益之銀器類、拵候儀、一切致間敷旨、是又、御觸有之候處、銀喜世留誂候得は、品々張立遣、又は拵置、銘々多分之銀きせる、所持いたし候上は、數年來、銀喜世留等商賣いたし候儀と相聞、不届之至ニ付、所持仕候分之銀喜世留并潰銀取上・過料錢拾貫文ツ、申付候例ニ見合、品輕御座候間、伺之通、吹直・所持いたし候銀ハ取

二八六 寛政十一未年御渡

四拾九番

火附盜賊改

池田雅次郎伺

一 深川永代寺門前仲町・醫師・宗林方ニ居候小十郎、かたり又ハ盜いたし候一件、

神田小柳町三丁目

上、過料錢五貫文、
評議之通濟

二八七 寛政十二申年御渡

貳拾番

大阪町奉行伺

一 攝州多田銅山稼之もの、不束之銅吹いたし候一件、

肥後鳴町

砂屋庄右衛門借屋

醫師

佐々木理丹

右之もの儀、鳴出、大坂兩山之鉦山吹所(向本太本は土に作る)におゐて、大定山之鉦石をも、同事ニ吹方いたし度と之儀、庄三郎方え可申出旨、於奉行所、申渡置候上は、右申出候儀、病氣等ニて及延引候へ、代人を以、成とも、其段、奉行所え可斷出處、無其儀、打過罷在、其上、山方取計之儀、丈助え任セ置候儀ニ候共、同人儀、心得違、銀山役所え不申

出、恣ニ荒銅、素吹いたし候段、兼て之申付方、疎故之儀、不念ニ付、過料錢三貫文、

此儀、丈助、猥ニ銅吹いたし候儀へ、不存、申付方不行届迄之不念ニ御座候得共、奉行所之申渡を、等閑ニ心得候不埒も御座候間、伺之通、過料錢三貫文、
評議之通濟

二八八 寛政十二申年御渡

七拾番

火附盜賊改

池田雅次郎伺

一 常陸無宿、四郎次、盗いたし候一件、

麴町壹丁目

久兵衛店

大次郎

右之もの儀、賣拂遣候品へ、不正之品ニ有之處、其儀は、不存候とも、熊次任申旨、得と、出所も不相糺、賣拂遣候

二八九 寛政十二申年御渡

八拾七番

道中奉行伺

一 京都松植町・茂右衛門、東海道筋ニて、品々不埒之取計いたし候一件、

東海道藤澤宿

外貳拾壹ヶ宿

年間 寄共

段、不埒ニ付、急度叱り、
此儀、明和四亥年、盜物、出所も不糺、致世話、賣拂遣候もの御咎之儀ニ付、評議仕申上候書面之内、其始末ニ寄、過料ニも相成、叱りニも相成、一同ニ無之方、却て御咎之相當ニ可有之哉之旨、朱書ニ申上候處、其通、相心得、伺可申旨、被仰聞候儀も有之、此もの、吟味書之趣ニては、熊次任頼、潰銀、善藏方え持参り、賣拂遣候ものニ付、去ル寅年、小田切土佐守、伺之上、御咎申付候、松川町・茂兵衛店・嘉兵衛、灰吹銀・潰銀類、銀座并下買之ものえ賣渡、銀具下銀入用之節へ、銀座ニて買受、他所ニて賣買致間敷旨、御觸有之候處、銀座え差出候よりへ、直段宜候連、銀具類、懸目六拾目、南傳馬町三丁目・惣助店・仁兵衛事、惣兵衛え賣渡候段、不埒ニ付、過料五貫文申付候ニ見合、過料錢五貫文、

但、潰銀等、銀座之外、他所ニて賣買致間敷旨、御觸も有之處、相背候段、科書え認入可申渡、
評議之通濟

右宿役人共儀、人馬繼立、不差支様、取計候は勿論之儀、通行之もの、若、不法之儀、申懸候もの有之候へ、其段、可訴出旨、兼て申渡置候處、日光御門主、先荷物、繼立之儀、人足不足ニ差出候宿々も有之、又は右跡之儀、無之候とも、宰領之もの、彼是、事六ヶ敷申聞候を厭ひ、酒代并人足賃等、茂右衛門其外之ものえ差遣候始末、一同不埒ニ付、問屋共へ、急度叱り、年寄共へ叱り、
此儀、御仕置附書付ニ申上候例ニ見合候ては、格別、品不宜候間、問屋は過料錢五貫文ツ、年寄は同三貫

文ツ、

土井大炊頭
松平周防守

此儀、左近將監申上候例ニ見合候ては、品不宜、兼て申渡も有之處、宰領之もの、事六ヶ敷申懸候迎、酒代等差遣、又ハ人足不足ニ差出、或は不足之節は、途中ニて雇吳候様、申聞、賃錢差遣候段ハ、宿役人共、通行之儀、等閑ニ心得候も、不埒ニ付、問屋共ハ過料錢五貫文ツ、年寄共ハ同三貫文ツ、

脇坂淡路守
植村駿河守
小田切土佐守
根岸肥前守

菅沼下野守、存寄無之ニ付、評議書無之、
(本書)
評議之通濟

二九〇 享和元酉年御渡

貳拾五番

長崎奉行

肥田豊後守伺

一 肥前國長崎本五嶋町・宇兵衛、糶船いたし候一件、

長崎本五嶋町

宇兵衛

右之もの儀、糶船は前々より堅差留置、猶又近來ハ、於他領も、相催間敷旨、追々嚴敷申渡有之、當年も差留置候處、不相守、町内代五郎外貳人申合、内々、船修復いたし、此もの代五郎、重立世話いたし、郷中浦方より乗人を雇ひ、當五月五日、糶船相催、掛取いたし、乗組罷出、沖合にて、肥前國深堀船と糶合、勝負未相決内、向方之船、本五嶋町船之先を乗廻候砌、深堀船え突當、及口論、大勢、權を持、乗移、名前不存向方乗組之もの、理不盡ニ致打擲候節、取支候段、申立候得共、船當合之儀は、掛取肝要之取計ニ有之處、無勘辨、突當、殊、打擲いたし

候ものをも不見留、既、深堀之もの之内、疵人、死失之ものも有之上ハ、取支候と之申口、難取用、畢竟、糶船差出候より事起、右始末ニ至候段、不届ニ付、輕追放、

此儀、去々未年、小田切土佐守、伺之上、御仕置申付候、麻布新網町壹丁目・家主庄右衛門・弟子・清五郎儀、藤五郎一同、長十郎方え罷越候砌、藤五郎儀、酒狂之上、手間賃拂方之儀を、彼是申寫候處、右ハ、長十郎摺挨之いたし方不宜故之儀と存候迎、泥を取、長十郎面鉢え打付候故、長十郎職分之弟子共、庄右衛門方え罷越、清五郎を差出候様、申寫候を及承、怖敷相成、雪隠之内ニ隠れ罷在、既、清五郎、右鉢及不法候より事起、主人庄右衛門も、疵受、刺、幸吉儀も、疵受、相果候始末ニ相成候段、旁、不届ニ付、江戸拂申付候例有之、

此ものは、奉行所より兼て差止置候糶船相催、乗組罷出候より口論出來、疵人、死失之ものも有之候段、右例と趣意同様ニ御座候處、糶船相催間敷旨、奉行所より嚴敷申渡置候儀を、相背候段ハ、例よりは品不宜候間、一等重く、拾戸拾里四方追放相當之ものと奉存候、長崎表にては、居村拂、居町拂、所拂、長崎拂、市中

郷中拂、夫より重キハ輕追放と相聞、所拂、長崎拂ともニ、市中ニ住居ハ不相成、郷中ニ罷在候儀ハ、不差構由ニ付、居村拂、居町拂は、當表之所拂ニ相當、所拂、長崎拂は江戸拂、市中郷中拂は江戸拾里四方追放ニ、相當可申候間、市中郷中拂、

(本書)
評議之通濟

同町

彌吉

右之もの儀、糶船は前々より堅差留置、猶又近來は、於他領も、相催間敷旨、追々嚴敷申渡有之、當年も差留置候處、當五月五日、町内之糶船ニ乗組罷出、沖合にて、肥前國深堀船と糶合、勝負未相決内、向方之船、本五嶋町船之先を乗廻候節、深堀船え、大勢、權を持、乗移、或、船越ニ權を投、向方乗組之ものを致打擲候ニ付、取支候旨、雖申、兼々嚴敷申渡候儀を不相守、糶船ニ乗組罷出、及口論、深堀之もの之内、疵人、死失之ものも、出來候始末ニ至、不埒ニ付、三十日手鎖可申付處、數日入牢に付咎之不及沙汰、

按事并御申渡等を背候部

御申渡等を背又は忘却いたし候類(三九一)

此儀、吟味書之趣にては、糶船ニ乗組候得共、打擲等
いたし候儀も無之候間、去申年、菅沼下野守、手限伺
之上、御咎申付候、武州・幸手宿・辰松座藤五郎事、常
藏儀、在方芝居之儀ニ付候ては、御觸も有之處、藤次
郎任頼、武射田村・操芝居興行之節、世話いたし候段、
不埒ニ付、三十日手鎖申付候類例ニ見合、伺之通、三
十日手鎖可申付處、數日入牢ニ付咎之不及沙汰、
(本意) 評議之通濟

高木右衛門御代官所

肥前國浦上村

瀬ノ脇浦

左右衛門

右之もの儀、糶船は前々より堅差留置、猶又近來は、於
他領も、相催間數旨、追々嚴敷申渡有之、當年も差留置
候處、不相守、本五嶋町宇兵衛・代五郎任申、賞銀錢ハ不
貰受候共、糶船之加子、雇入之世話いたし候段、不埒ニ
付、三十日手鎖、

此儀、前書、彌吉ニ見合、糶船ニ乗組候ものにも無之

候間、過料錢三貫文、
(本意) 評議之通濟

松平肥前守領分

肥前國深堀銀治町

清次兵衛

右之もの儀、糶船は兼々所役人より差留有之處、不相
用、町内・善四郎任申、當五月五日、糶船ニ乗組罷出、本
五嶋町船と糶合候段、不埒ニ付、急度叱り、
此儀、前書、彌吉ニ見合、所役人より差留置候糶船ニ
乗組候迄ニ付、同人より軽く、伺之通、急度叱り、
(本意) 評議之通濟

二九一 享和二戌年御渡

京都町奉行伺

一 用荷物之内ニ商荷物差交候一件、

拾七番

尾張殿用荷物飛脚所

新町蛸薬師下ル町

井口屋

半左衛門

右之もの儀、商人荷物ニ會符相用間數旨、前々、觸書差
出置、猶又、去ル末年、堂上方・武家方會符荷物ニ、商荷
物、差加間數旨、申渡置候處、不相守、尾州表ニ差下し
候商物、武家方會符荷物ニ差交候段、假令、江戸表ニ差
下候荷物ニ無之、餘國ニ差遣候共、同様之儀ニ候處、右
始末、不埒ニ付、過料錢貳拾貫文、

此儀、武家方會符荷物ニ、商荷物、差加間數旨、申渡置
候處、不相守、と有之、右は、奉行所にて申渡候儀ニ候
哉、分り兼候間、懸合、承札候處、奉行所にて申渡候儀
ニは無之、全、申通書を不相守趣、申越候、然ル上ハ、
御觸を背候も同様之趣意ニ御座候、寛政三亥年、曲淵
甲斐守、御勘定奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、上
總國長柄郡一宮本郷村・九兵衛儀、酒造之儀ニ付、追
々御觸も有之、其段、村役人共より、度々嚴敷申渡候
得共、不相用、隠造いたし、其後、濁酒手絞之儀、申立、
是又難成趣、領主より申渡も有之段、村役人共、申聞

候處、江戸表ニ罷出、猶又、酒造之儀、申立、領主ニ駕
籠訴いたし候段、旁、不埒ニ付、酒造道具取上、五十日
手鎖申付候類例ニ見合、品は違候得共、御觸を背候
段、趣意ハ同様ニ御座候間、五十日手鎖、
(本意) 評議之通濟

鉄屋町三條下ル町

布屋

彦兵衛

外三人

右之もの共儀、商人荷物ニ、會符相用間數旨、前々、觸書
差出置、猶又、去ル末年、堂上方・武家方會符荷物ニ、商
荷物、差加間數旨、申渡置候處、不相守、信州等ニ差下候
商物、飛脚共、會符を用、道中往來いたし候儀、乍承、其
分ニいたし置候段、假令、江戸表ニ差下候荷物ニ無之、
餘國ニ差遣候とも、同様之儀ニ候處、右始末、不埒ニ付、
四人共、過料錢五貫文宛、

此儀、吟味書之趣にては、會符荷物之内ニ、商荷物、積
入候儀も無御座、荷物差下候節、道中にて、商ひ荷物

ニ、會符を用ひ候儀、乍承、其儀ニ差置候ものにて、前書、井口屋半左衛門ニ見合、品輕御座候間、三十日ツ、手鎖、
(未考)
評議之通濟

東洞院竹屋町下ル町

布屋

嘉兵衛

外壹人

右之もの共儀、商人荷物ニ、會符相用間敷旨、前々、觸書差出置、猶又、去ル未年、堂上方、武家方會符荷物之内え、商荷物、差加間敷旨、申渡置候處、不相守、武家方家中え出入いたし候迎、心得違いたし、武家方會符荷物之内え、商物差交候段、不埒ニ付、兩人共、過料錢五貫文宛、小兵衛儀ハ、病死いたし候儀ニ付、右之段、一件之ものえ申渡、

此儀、吟味書之趣にては、嘉兵衛儀ハ、紀伊殿家中、小兵衛儀ハ、民部卿殿家中え出入いたし、右家中より江戸表え差下候荷物、心得違を以、紀伊殿、民部卿殿飛

脚所え差出候趣にて、前書、井口屋半左衛門ニ見合候てハ、品輕御座候間、嘉兵衛儀は三十日手鎖、小兵衛儀も、同様可申付ものニ候處、病死いたし候ニ付、其旨、可存段、一件之ものえ、可申渡、
(未考)
評議之通濟

鉄屋町三條下ル町

布屋彦兵衛方ニ旅宿罷在候

信州松本東町

土屋

太左衛門

外七人

右之もの共儀、商人荷物ニ會符相用間敷旨、當地にて、前々、觸書差出置、猶又、去ル未年、堂上方、武家方會符荷物ニ、商荷物、差加間敷旨、申渡置候儀ハ、不存候旨、申之候得共、飛脚渡世いたし、毎々、罷登候上ハ、觸書等之儀、存間敷様無之、信州、甲州え差下候商荷物、又は江州、甲州、上州より差登候商荷物、宰領いたし、堂上方

通用錢を吹潰又は銅類等不正之取計いたし候類

二九二 安永七未年御渡

大坂町奉行

京極伊豫守伺

一出所不知・唐物賣買仕候もの共并薩州之ものえ銅・叟海鼠等賣渡候一件、

亥拾貳番

順慶町五丁目

表師屋吉右衛門支配借屋

錢屋

與兵衛

右之もの儀、過分之銅、買請候もの有之ハ、銅座え相届候様、兼て申渡置候儀を忘却仕、津國屋庄七え、斤高之銅、賣渡候仕方、不埒ニ御座候間、急度叱り、

上、京都を構、所拂、
(未考)
評議之通濟

等之會符を相用、道中往來いたし候段、假令、江戸表え差下候荷物ニ無之、餘國え差遣候共、同様之儀ニ候處、右始末、不埒ニ付、會符取上、一同過料錢拾貫文、

此儀、吟味書之趣にては、二條殿家來又は寺院其外より、會符請取置、用向有之候節、相用候處、佛師、清水勝之進其外之もの共より差下候商物ニ、右會符用ひ候ものニ御座候、寶曆十四申年、依田豊前守、町奉行之節、伺之上御仕置申付候、水戸大渡村、百姓、善兵衛儀、伊勢參宮いたし候ニ付、道中筋、差支無之ためと存、水戸、寺山半司と荷札認、并反古を封し、水戸御用狀入と上書いたし、持出候儀共、不届ニ付、江戸拾里四方追放申付候類例ニ見合、此もの共ハ、兼て預り置候會符、用ひ候儀にて、格別、品輕御座候間、會符取

此儀、申渡を忘却いたし候段は、一件之内、三郎兵衛同様之趣意ニ御座候得共、銅之儀は、定之通、賣渡、徳用取候筋ニも無御座候段、吟味書ニ有之、品輕御座候間、過料錢三貫文、
(本考) 評議之通濟、

二九三 天明七未年御渡

京都町奉行

拾五番

丸毛和泉守伺

一 眞鍮隱吹仕候 伊賀屋喜八一件、

栗田領堤町

町中抱借屋

伊賀屋

喜八

右之もの儀、眞鍮吹方之儀は、安永九子年、眞鍮座被仰付、江戸・京・大阪之外にて、新規之吹方、致間敷旨、御觸有之候儀、乍存、主人清兵衛方にて、手間賃金銀、先

借いたし、被履罷在候内、清兵衛え押隠、徳兵衛相頼、紀州橋本町・平六方え罷越、平六并元左衛門え面談いたし候上、銅針かね延所にて、吉左衛門・嘉助え、手間賃銀、致相對、出所も不知、地かね并針鋸等兩人より請取、眞鍮、隱吹いたし候儀共、不届に付、眞鍮打延職差留、洛中洛外拂、
此儀、丸毛和泉守、例ニ申上候、眞鍮座相建候後、京都地かね屋之外、箔地かね延職不相成處、地かね拵、賣渡候不届にて、延職差留、十日手鎖、申付候大坂猪村屋敷・京屋長兵衛ニ見合、此ものへ、手間賃金銀、先借いたし、候履罷在候主人清兵衛え押隠、吉左衛門・嘉助ニ被履、又は手間賃金銀取り、御觸を不相用、眞鍮隱吹いたし候趣意にて、長兵衛より重く相伺候儀と、相見候得共、右例は相當仕間敷、去ル卯年、曲淵甲斐守、町奉行勤役中、伺之上、御仕置申付候、濃州武儀郡佐岩村・百姓又兵衛儀、京都之外、他所にて、銀箔打立候儀は、難相成段、御觸有之、其段乍存、徳用有之候ニ相泥ミ、銅山拔賣之灰吹銀、買取、住所不知、職人、相履、銀箔忍打いたし、賣徳取候段、不届に付、家財取

上・所拂申付候例ニ見合、此もの吟味書之趣にては、平六・元左衛門え引合、吉左衛門・嘉助ニ被履、眞鍮隱吹いたし候ものと相見、隱吹之發頭人ニは無御座候間、外不埒も無之候へ、(内本、大本に作ス)古例より輕キ方ニも可有御座候得共、清兵衛より手間賃金銀、受取、被履乍罷在、清兵衛え押隠、外稼いたし、又條、手間賃取候不埒も御座候間、右例同様、家財取上・所拂、

紀伊殿領分

紀州伊都郡橋本町

薩摩屋安六事

平六

右之もの儀、眞鍮吹方之儀は、安永九子年、眞鍮座被仰付、江戸・京・大阪之外にて、新規之吹方、致間敷旨、御觸有之候處、嘉助任申旨、平六・元左衛門申談、平六より、古銅類買受、銅針かね延職致度段、紀伊殿役人え相頼置、其後吹場所取建、吉左衛門・嘉助より、地かね針鋸并吹職之もの共も、代ル々、差越、眞鍮吹返し又は眞鍮針かね等爲致候ニ付、平六并元左衛門より、相尋候處、

古銅ニ針鋸を差交、眞鍮ニいたし候儀は、吹返し眞鍮と申、何方にていたし候とも不吉旨、吉左衛門・嘉助申聞候得共、猶又伊右衛門方え、元左衛門より、承合ニ遣候處、吉左衛門・嘉助より、右之通申候儀ニ候へ、(内本、大本)古銅類吹返候儀は、苦問敷旨、申越候連、御觸書之趣も、不相守、眞鍮隱吹爲致、世話料として、平六・元左衛門兩人え、金三兩貫受候段、不届ニ付、紀州相構・洛中洛外拂、此儀、丸毛和泉守申上候例は、相當仕間敷、前書、喜八例ニ見合、同様之趣意ニ御座候間、家財取上・所拂、

大坂北久太郎町四丁目

大津屋佐兵衛借屋

錢屋

伊右衛門

右之もの儀、眞鍮吹方之儀ハ、安永九子年、眞鍮座被仰付、江戸・京・大阪之外にて、新規之吹方、致間敷旨、御觸有之候處、吉左衛門・嘉助儀、紀州橋本にて、銅針かね延職致度段、元左衛門・平六え引合置候間、俱々言葉を添吳候様、申聞候連、吹方等、得と不相札、差支も無之候

ハ、世話いたし可遣旨、伊右衛門より、元左衛門へ申開、其後、古銅ニ針銅を差加へ、眞鍮ニ吹返候儀は、不苦旨、吉左衛門・嘉助、申開候趣を以、元左衛門より閉合、差越候處、伊右衛門儀、吹方不案内ニ候ハ、其段、可申遣處、右之通、吉左衛門・嘉助申開候儀ニ候ハ、古銅類吹返候儀は、苦^{内本志}間敷旨、申遣候儀共、不行届致方、不埒ニ付、日數三十日押込、

此儀、丸毛和泉守申上候例は、趣意相當仕間敷、吟味書之趣ニてハ、眞鍮隠吹いたし候もの共ニ加り、徳用杯取候ものニは無之、古銅ニ針銅を差加、眞鍮ニ吹返候ても不苦哉之旨、元左衛門より閉合候節、吹方不案内ニ候ハ、得と相札、可致挨拶候處、吉左衛門・嘉助、不苦段、申開候上は、苦^{内本志}間敷旨、相答、最初、吉左衛門・嘉助を、元左衛門・平六え引合候砌、吹方等、札も不致、言葉添候も、不行届迄之儀ニ付、前書、喜八外貳人ニ見合、格別品輕く御座候間、三十日手鎖、

去月廿九日、御渡被成候、丸毛和泉守、京都町奉行之節、相伺候、眞鍮隠吹仕候、伊賀屋喜八其外一件之もの共、

御仕置之儀、先達て、評議仕、申上候處、此度、眞鍮座御差止ニ相成候間、御仕置ゆるみハ致間敷哉、評議仕、可申上旨、被仰開候、

此儀、眞鍮座之外、新規之吹方、致間敷旨、安永九子年御觸有之、眞鍮座不相止以前之惡事ニて、右御觸を相背候ものニ付、此度、眞鍮座御差止ニ相成候共、御仕置ゆるみ候筋は有之間敷、其上、一件之内ニは、預ケ之ものを取逃候もの之御咎も有之、是等は、猶更ゆるみ申間敷哉ニ奉存候間、旁、先達て、評議仕申上候通、被仰渡、可然哉ニ奉存候、且、右一件之内、伊賀屋喜八儀、病死いたし候段、今般、山崎大隅守申上候間、喜八儀、存命ニ候ハ、家財取上、所拂、可申付處、致病死候ニ付、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡旨、被仰渡、可然哉ニ奉存候、
(本志) 評議之通濟

二九四 寛政四子年御渡
大坂町奉行伺

三拾三番

一 銅買賣之儀ニ付、不正之取計いたし候一件、

道頓堀湊町
平野屋
藤 藏

右之もの儀、銅買賣之儀ハ、夫々定法相立、奉行所并於銅座も、兼て申渡有之候處、右定法不相守、自分商賣、手廣ニ可相成儀を存込、引受候古銅・切屑銅之内ニは、御定直段ニ不拘、高直ニ買受候ニ付、自然と、直段引上ケ候様相成、殊更、商人共と、内分相對を以、吹賃間銀取之代り、吹銅斤高多分賣出、右賣渡過ニ成候斤高之分も、御定直段を外し、高直之代、可請取、相對いたし置、其上、買請候古銅・切屑銅とも、銅座を賣上候節之損銀を、爲可埋合、斤高之内、隠置候處、追々、吟味可有之と差量、右斤高、俄ニ銅座を賣上候始末、彼是取繕候仕方、旁、不届ニ御座候間、銅吹職取放、所持之銅出鉛等不殘取上、百日手鎖、

此儀、去ル卯年、曲淵甲斐守、町奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、土井能登守領分、越前國大野郡箱ヶ瀬村、百姓又左衛門儀、銀座并下買之外、灰吹銀・潰銀等、賣買仕候儀は、難相成段、御觸之趣、乍存、徳用有之候ニ^{内本志}罷泥、市右衛門外五人之もの共と、銅山拔賣之灰吹銀、致交易、大野横町・三右衛門并銀箔忍打いたし候吉兵衛・又三郎方え賣渡、賣徳取候段、不埒ニ御座候間、身上ニ應し重キ過料申付候類例ニ見合、此もの儀ハ、一旦、紛敷賣買方いたし候得共、追々吟味可有之と、差量、隠置候斤高、俄ニ銅座を賣上候趣ニ付、始終押隠し罷在候ものよりは、聊、品輕相聞候得共、此もの儀ハ、銅吹職之儀ニて、右、吹職并中買等之もの共は、猥成儀、致間敷旨、彼地奉行所并銅座より、兼て申渡置候趣も、有之由、吟味書之内、朱書ニ申上候趣も御座候間、所持之銅類之内、紛敷品は不殘取上、身上ニ應し重キ過料、

天満南木幡町
熊野屋

万平

右之もの儀、銅賣買之儀は、夫々定法相立、奉行所并於銅座も、吹屋共え、兼て申渡有之段、相辨乍罷在、右定法、并古銅・切屑銅とも買受候へ、銅座え可賣上旨、度々、觸渡置候儀をも、不相守、自分商賣之任勝手、買入候右品々、吹屋彦九郎え賣渡、内分相對を以、吹賃間銀差遣代り、吹銅買受、追々賣渡、其上、右取計之内には、御定直段ニ不拘、高直ニ賣出、徳用取候始末、旁、不届ニ御座候間、所持銅之分不殘取上、百日手鎖、

此儀、紛敷取計いたし候始末は、前書、平野屋藤藏同様之趣意ニ御座候得共、此ものは、銅吹職、銅中買仲ケ間等ニも無之、右藤藏ニ見合、品輕御座候間、所持銅之内、紛敷品ハ不殘取上、過料錢五貫文、

南瓦屋町

鹽屋

八兵衛

右之もの儀、はけ間吹銅ニ吹交候唐かね眞鍮之内ニ有之候白目・鉛・鈇銅等、不殘、然し切候と之申口は、難取

用、都て銅賣買之儀は、夫々定法有之候ニ付、古銅・切屑銅共、買受候へ、不隠置、銅座え可賣上旨、度々、相觸候處、右觸渡不相守、自分商賣之任勝手、引受候古銅・切屑銅とも、内分ニて致賣買、其上、はけ間吹銅之儀は、銅座え買上、其儘、爲致吹銅ニ候品ニ候上は、別て入念、正銅を以、吹立可申慮、銅拂底故、價高直ニて、商賣之仕當ニ引合不申候連、白目・鉛・鈇銅等吹交有之候唐かね眞鍮屑をも差交、紛敷吹方いたし、賣出、徳用取候始末、旁、不届ニ御座候間、銅はげ吹職差留、所持銅其外、屑金物類、白目・鉛等、并家財共取上、所拂、

此儀、差當り、相當之例、相見不申候、然處、度々之觸渡を不相守、商賣向之勝手ニ任セ、紛敷取引を以、徳用取候始末ハ、趣意同様之儀ニ付、前書、平野屋藤藏ニ見合、所持之銅類之内、紛敷品ハ不殘取上、身上ニ應し重キ過料、可申付處、數日入牢申付置候もの之儀ニ付、令宥免、咎之不及沙汰、

但、明和三年、奉行所并銅座より之申渡ハ、吹屋中買共計ニて、此ものは、はけ吹職ニ付、吹屋・中買よりハ、所業輕キ見込を以、書面之通、評議之事、

銀治屋町壹丁目

天王寺屋

次郎兵衛

外四人

右之もの共儀、古銅・切屑銅とも、銅座え可賣上旨、相觸置候上は、古銅は、直ニ銅座え可賣上儀ニて、縦、右品々、吹屋共え賣出候共、銅座え賣上方之儀、篤と申談、正路ニ取計可申慮、無其儀、自分取引之任勝手、内分ニて、致賣買候始末、不埒ニ御座候間、賣殘候古銅・切屑銅有之候分ハ取上、一同、過料三貫文宛、

此儀、いつれも、銅細工渡世いたし候得共、銅吹職・銅中買仲ケ間等之ものは無之、自分取引之勝手ニ任セ、内分ニて賣買いたし候始末ハ、不念迄之儀ニ御座候得共、觸渡を等閑ニ相心得候段ハ、一通り之不念より、品不宜御座候間、一同、過料錢三貫文ツ、申付、且賣殘候古銅・切屑銅は、紛敷品共、不相聞候間、不及取上、銅座え可賣上段、可申渡、

立賣堀貳丁目

木津屋

周藏

外拾八人

鹽谷壹丁目

大和屋彌三兵衛別家手代

小西町

大和屋

庄兵衛

右之もの共儀、銅賣買之儀ハ、夫々定法有之候ニ付、古銅・切屑銅とも買受候へ、不隠置、銅座え可賣上旨、度々、相觸置候處、右觸渡不相守、商賣之任勝手、鉛々之取引ニ寄り、買受候古銅・切屑銅等、内分ニて、賣買いたし候始末、不埒ニ御座候間、賣殘候古銅・切屑銅并唐かね眞鍮交古銅・同吹合屑等有之候分は、不殘取上、過料五貫文ツ、申付、七兵衛儀も、存命ニ御座候得は、同様、過料可申付ものニ候段、一件之もの并所之ものえ申渡、

此儀、前書、天王寺屋次郎兵衛外四人ニ見合、右之もの共ハ、銅座え不賣上迄之儀ニ御座候處、此もの共

ハ、銅座え不賣上而已ニは無之、買受候古銅、切屑銅等、内分ニて賣買いたし候始末、品不宜御座候間、木津屋周藏外拾七人は、所持銅類之内、紛數品有之分は、不殘取上、過料錢三貫文ツ、申付、古金屋七兵衛儀も、存命ニ候ハ、右之通、可申付ものニ候段、一件并所之もの共え申渡、大和屋彌三兵衛手代、大和屋庄兵衛ハ、過料錢三貫文、

當五月十九日、御仕置之儀、評議仕申上候、大坂町奉行相伺候、銅賣買之儀ニ付、不正之取計いたし候一件之儀、明和三戌年、銅座吹職之もの、不正之取計、有之候ハ、吹職可取放旨、申渡も有之、尤、此度、多人數、吹職取放ニ相成候てハ、差支候と申、評議も可有之候得共、其場所之奉行、吟味之上、差支無之故、取放之積り、申上候儀ニも有之、明和年中、申渡之趣、消候も如何ニ付、吹職取放之積りを以、御仕置不同之處、評議いたし候筋ニは、有之間敷哉、今一應、評議之上、可申上旨、御尋ニ御座候、
此儀、吹屋而已ニは無之、中買共えも、申渡有之趣ニ

相間候上ハ、吹屋并中買とも、職方取放、可申儀ニ御座候處、今般之一件は、吹屋并中買ニて、都合貳拾貳人ニ御座候間、以來差支有之間敷とも難見極、殊ニ、類例も御座候間、先達て申上候通、夫々評議仕候得共、猶又御尋之趣ニ隨ひ、再應評議仕候處、今般之一件は、商賣向、手廣ニ可相成儀を、專一ニ存込、利潤ニ迷ひ、兼て之申渡を不相守、紛數賣買いたし候もの共ニ御座候處、其儘ニいたし置候ハ、御尋之通、一旦奉行所より申渡候趣、消候委ニ相成、此以後之取計方え、拘可申哉も難計御座候間、職分は、一同取放之方ニも可有之哉ニ候得共、職分取放候儀ハ、身分振候も同様、重キ儀ニ付、職分取放候上、猶又、各申付候ニは及申間敷哉ニ奉存候間、職分は取放之積りを以、御仕置不同之處、評議仕候處、吹方并中買共之内、若輩又は病氣ニて、商買向其外萬事とも、親、悴或ハ手代え任七置候もの、又は其身、遠國ニ罷在候故、諸事、悴え任七置候もの共、兼て之申付方、等閑迄之儀ニ付、職分取放候ニは及申間敷哉ニ御座候間、右之もの共ハ、先達て、評議仕、申上候趣を以、被仰渡、其外之吹

長野屋

九兵衛

右之もの儀、都て古銅、切屑銅、引受候ハ、銅座え可賣上旨、兼て觸渡置候上ハ、清兵衛より差登候銅之儀、縦、此もの引受不申候とも、古銅之儀ハ、彼地ニおゐて、賣拂候ハ、銅座え可賣上旨、清兵衛方え可申遣處、無其儀、銀子ニて差越候様、申遣候迄ニて、荷物、封之儘、留置候段、不行届取計、不埒ニ付、叱り、

屋并中買共は、いづれも職分取放、尤、所持銅之内、紛數品は、不殘取上可申旨、被仰渡、可然哉ニ奉存候、且先達て、評議仕、申上候内、右吹屋并中買共ニ見合、夫々評議仕候ものも御座候處、吹屋并中買共、職分取放ニ相成候得は、見合候もの共之御仕置も、重り候筋ニ可有之哉と、是又、評議仕候處、吹屋并中買共之外は、奉行所并銅座より、職分可差留旨之申渡も無之儀ニ付、品輕御座候間、先達て、評議仕、申上候趣を以、御居被置候共、振候儀は、有御座間敷哉ニ奉存候、
(未書) 御差圖、鹽屋八兵衛は、最初評議之通、其外ハ、再評議之通濟、

二九五 寛政四子年御渡

大坂町奉行伺

一 御用銅取扱候一件、

四拾六番

北久寶寺町貳丁目

土居原平兵衛支配借屋

評議之通濟

(未書) 迄之不念ニ御座候間、伺之通、叱り、

松平豊後守領分

薩州鹿兒島下中村

森本清兵衛

右之もの儀、都て、古銅類取扱候上は、御用銅之儀は、外、棹銅とは形も替り有之ニ付、可心付處、無其儀段、不案内と之申立は難取用、不埒ニ付、右銅取上、叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え申渡、

此儀、吟味書之趣ニては、棹銅之儀、薩州鹿兒島福昌寺・門前・喜右衛門より買受候ものにて、一通り之銅、買取候へ、不埒之筋も無之候得共、御用銅と不心附、買取候段へ、不念ニ御座候間、伺之通、右銅取上、叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え可申渡、
(本番)
評議之通濟

薩州鹿兒島福昌寺

門前居住

喜右衛門

外貳人

右之もの共儀、都て、古かな物類、商賣ニいたし候上は、

御用銅之儀は、外、棹銅とは形も替り有之上へ、可心附處、無其儀段、不案内と之申立ハ難取用、古かね類商賣之身分ニてハ、別て不埒ニ付、急度叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え申渡、

此儀、棹銅之儀、喜右衛門ハ市右衛門より買取、市右衛門ハ、權右衛門より買取、權右衛門ハ、隅州熊毛郡種子嶋赤尾木村・與三次より買受候儀ニて、前書、森本清兵衛同様之もの共ニ御座候得共、古かね類、商賣いたし候ものニも御座候間、伺之通、急度叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え可申渡、
(本番)
評議之通濟

二九六 寛政四子年御渡

大坂町奉行

坂部能登守伺

一 無宿・新六、盗いたし候一件、

四拾九番

二九七 寛政五丑年御渡

大坂町奉行伺

一 御用銅入交有之候古かね、賣買仕候一件、

貳拾六番

天満砂原屋敷

柳屋

仁兵衛

右之もの儀、組合定有之・商物、右株ニも不加・新六より古唐金買取候處、出所不正之品と申儀、風聞承候へ、品差出、可訴出處、無其儀、新六え可差戻と存、致持參候處、新六は、惣兵衛方同家人にても無之、勿論、惣兵衛と應對をもいたし候儀、無之候處、後難相怖候連、右品、理不盡ニ、惣兵衛方ニ差置候仕方、旁、不埒ニ付、商物取上、過料三貫文、

此儀、御定書ニ、組合之定有之・商物組合ニ不入、商賣いたし候もの、商物取上、過料、と有之、此ものは、新六より買取候古唐銅、出所不正之品と承り、後難相恐、右品、惣兵衛方え持參り、差置候不埒も御座候間、商物取上、過料錢拾貫文、
(本番)
評議之通濟

右之もの儀、與左衛門より、差登候古かね之内ニ、御用銅、入交り有之候處、筋と、様子も不相糺、其儘買取候段、不埒ニ付、右御用銅取上、叱り、
此儀、去子年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行申上候、松平豊後守領分・薩州鹿兒島下中町・森本清兵衛儀、都て、古銅類取扱候上は、御用銅之儀ハ、外、棹銅とハ、形も替り有之に付、可心附處、無其儀段、不案内と之申立ハ、難取用、不埒ニ付、右銅取上、叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え可申渡哉之段、相伺、評議之上、古銅ハ、薩州鹿兒島福昌寺門前・喜右衛門より買受候ものにて、一通之銅、買取候へ、不埒之筋

も無之候得共、御用銅と不心附、買取候段は、不念ニ御座候間、伺之通と申上、其通、相濟候例ニ見合、伺之通、右銅取上叱り、
(本意)
評議之通濟

毛利直次郎領分

長州赤間關赤間町

魚屋

與左衛門

右之もの儀、御用銅之形等、不存旨申之、申立ハ、無相違相聞候得共、長五郎并所々より買取候古かね之内ニ、不見馴形之銅、有之候ハ、相札可申處、無其儀、仁兵衛方え差登、賣渡候段、古かね商賣仕候身分ニては、不行届取計、不埒ニ付、急度叱り、

此儀、前書、仁兵衛え引當候薩州鹿兒嶋下中町・森本清兵衛一件之内、鹿兒嶋福昌寺門前・喜右衛門・同所下町・市右衛門・權右衛門儀、都て、古かね物類、商賣ニいたし候上は、御用銅之儀は、外、棹銅とハ、形も替り有之上は、可心附處、無其儀段、不案内と之申立ハ、

難取用、古かね類、商賣之身分ニては、別て不埒ニ付、急度叱り置候様、豊後守・彼地藏屋敷役人え可申渡哉之段、相伺、評議之上、古銅之儀、喜右衛門は市右衛門より買取、市右衛門は權右衛門より買取、權右衛門は、隅州種子嶋赤尾木町(町は村の別)・與三次より買取候儀ニて、森本清兵衛同様之もの共ニ候得共、古かね商賣いたし候もの共ニ付、伺之通と申上、其通、相濟候例ニ見合、伺之通、急度叱り、
(本意)
評議之通濟

二九八 寛政十年御渡

大坂町奉行伺

一 京都庵町・美濃屋善助、猥ニ唐かね吹立候一件、

未五拾貳番

京都御池柳馬場西江入町

大黒屋

又七

伊助

右之もの儀、善四郎ニ賣渡候文錢・耳白錢之儀は、同人より吹屋え賣渡、唐かね地ニ吹渡候儀と、致推量候ハ、篤と、様子可相札處、無其儀、代銀之内、餘計之賣徳、有之儀を存込、其儘賣渡、徳用取之、既、右錢、吹屋善助方にて、唐かね地に吹渡候及仕儀候段、不埒に付、身上三分二取上候程之過料、

此儀、相當之例相見不申、吟味書之趣ニてハ、賣渡候文錢・耳白錢を、唐かね地ニ吹渡候儀と、推量いたし、如何之儀と心附候得共、徳用も多候間、追々賣渡候ものニ御座候、勿論、はけ銅・やすり粉等を、内々賣買いたし候儀は、無之候得共、右躰、如何と心附候上、錢賣渡し候段は、錢其外を、吹渡候品と乍存、買取候ものも同様ニ御座候間、伺之通、身上三分二取上候程之過料、
(本意)
評議之通濟

南間屋町

銅吹屋

鹽屋

右之もの儀、卯兵衛・次兵衛より買取候唐かね地は、元々不正之品とは不存候とも、御用銅、一手ニ引受、爲取扱候身分ニ候得は、奉行所并於銅座も、兼て之申渡、相守、別て入念、吹方可致處、無其儀、右、唐かね地、買取、鉸吹を以、銅吹出、此外、所々より買入候白目、差交、取白目ニも吹立、其上、卯兵衛え可相渡代銀之儀ハ、吹銅と引替候、相對ニて、銅座懸札御定直段を外し、間銀取之、高直ニ賣渡候始末、彼是不届に付、所持之寄唐かね地并取白目・荒銅・土交銅之分とも取上、吹職取放、
此儀、一件之内、錢屋卯兵衛評議ニ申上候例ニ見合、伺之通、所持之寄唐かね地并取白目・荒銅・土交銅之分とも取上、吹職取放、
(本意)
評議之通濟

京都佛具屋町五條下ル町

金屋

權兵衛

右之もの儀、惣兵衛より買取候唐かね地ハ、鳴物流と

唱、釣鐘を鑄立候節、餘候湯金之旨、申立候得共、賣元彌三郎、致死失、吹方不相分、其上、段々手を越、賣買之末ニテハ、非人躰之ものより賣出候、川中物と唱候金物屑并通用之錢、はけ銅・やすり粉等、吹交候不正之唐かね地と打交り、佯合不相分上ハ、旁、右申口、難取用、出所不正之品ニ紛敷、唐かね地、賣買いたし、徳用取候段、不束ニ付、急度叱り、

此儀、一件之内、釜屋久兵衛下人・嘉兵衛同様之儀ニテ、此ものは、前書、萬屋惣兵衛より、唐かね地買取候ものニ御座候、右惣兵衛ハ、通用之錢、其外を吹交候唐かね地も、賣買いたし候間、入交り、此もの買取候分、いづれか、佯合不相分、紛敷品ニ付、得と、糺も不致、賣買いたし候不束之段は、伺之通、急度叱り、
(本書) 評議之通濟

京都大宮木津屋橋下ル

大宮中之町

佛具屋

兵助

右之もの儀、非人躰之ものより賣出候、川中物と唱候金物屑は、不正之品ニ有之處、右品并通用之錢、はけ銅・やすり粉等、吹交候不正之唐かね地、篤と、様子も不相糺、容易ニ買受、道具ニ爲仕立候段、不埒ニ付、藤兵衛方ニテ、細工ニ仕立候燈籠・花瓶并地かね屑共取上、過料五貫文、

此儀、吟味書之趣ニテハ、買取候唐かね地之儀、錢并はけ銅等吹交候様子、曾て不存、吟味之上、始て承り候、と有之、得と、糺も不致、買取候不念迄ニ御座候間、燈籠・花瓶并地金屑とも取上、急度叱り、
(本書) 評議之通濟

安堂寺町四丁目

升屋久兵衛借屋

鹽屋

次兵衛

右之もの儀、非人躰之ものより賣出候、川中物と唱候金物屑は、不正之品ニ有之處、右品并通用之錢、はけ銅・やすり粉等、吹交候不正之唐かね地、篤と、様子も不相糺、

容易ニ、京都之もの、其外口々、致賣買候段、不埒ニ付、所持之寄唐かね并金物屑とも取上、過料五貫文、

此儀、品々吹交候唐かね地、得と、糺も不致、賣買いたし候段は、前書、佛具屋兵助同様、不念ニ御座候處、吟味書之趣ニテハ、川中物と唱へ、京都ニおゐて、非人躰之もの、川々溝中より掻揚候銅物屑、買受候儀も有之、右ハ、一件之内、近江屋九兵衛同様之趣意ニ付、兵助より品不宜候間、過料錢三貫文、

但、川中物と唱、銅交り有之銅物屑を、買取候不埒之段、科書ニ書入、可申渡、
(本書) 評議之通濟

京都大佛慈芳院境内庵町

近江屋久兵衛借家

美濃屋

善助

右之もの儀、はけ銅・やすり粉之儀ハ、當表、はけ吹師之ものえ賣渡、外賣買致間敷旨、兼て之觸渡、不相守、右品買受、其上、非人躰之もの、川々溝中より掻上候金物屑

は、不正之品ニ有之處、右品々并大黒屋善四郎申合、通用之錢をも買入、吹潰、唐かね地ニ仕立、賣拂、徳用取候始末、不届ニ付、家財取上、京都を構、大坂三郷拂、

此儀、川中物と唱、非人躰之もの掻上候鐵物屑之儀、不正之品と申趣意、難相分候間、成瀬因幡守・水野若狭守へ應合、承札候處、銅賣買御取締ニ付、はけ銅・やすり粉之儀、大坂表はけ吹師え賣渡、外賣致間敷旨、於京都も、兼て觸渡置候處、川中物之内ニハ、古銅も交り有之候を、猥ニ賣買いたし候故、不正之品ニ候段、吟味詰候趣、申聞候間、右鐵物屑、買取候段も、兼て之觸渡、不相守、はけ銅・やすり粉を賣買いたし候ニ准し、此もの不届之次第ハ、觸渡を不相守、并利徳ニ迷ひ、通用錢を吹潰、唐かね地ニ仕立候不届ニ御座候處、銀錢之類、吹潰し、外細工下地ニいたし候もの御仕置之例、差當、無御座、去ル亥年、根岸肥前守、御勘定奉行之節、伺之上、御仕置申付候、奥州古川七日町・市右衛門借家・太右衛門儀、仙臺通賣之錢は、他國ニテ通用難成段、先達て御觸之趣、辨乍罷在、羽州庄内は、錢相場、高直ニ付、附出、賣捌、利分を配分可致

旨、喜右衛門、申勸候ニ同意いたし、右錢四拾貳箇、鑄物下金之由、申僞、喜右衛門一同、幸領ニ成、羽州尾花澤村まで附出候段、不届ニ付、輕追放申付候儀、有之、右例は、他國通用難成旨之御觸を不相用、鑄物下鐵之由を申、他方え持出候儀、本文之善助は、通用之錢を吹潰し、唐かね地ニ仕立候段、取計ハ違候得共、利徳を見込、通用錢之儀ニ付、不届之儀いたし、并觸渡を背候趣意は、同様ニ御座候處、一鉢之始末、右例よりハ品不宜候間、中追放、
(本意)
評議之通濟

北久寶寺町壹丁目

丹波屋彌兵衛支配借屋

錢屋

卯兵衛

右之もの儀、非人鉢之ものより賣出候、川中物と唱候金物屑ハ、不正之品ニ有之處、右品并通用之錢は、け銅・やすり粉等、吹交候不正之唐かね地と申儀、乍承、右品、過分ニ賣買いたし、其上、兼て之觸渡、不相守、銅吹屋・鹽

屋伊助方え賣渡候分ハ、代銀之代りとして、吹銅受取候積りにて、右代銀、銅座掛札御定直段を外し、高直ニ相極、間銀差遣、吹銅請取之、細工物ニ仕立、賣拂候而已ならず、右一件、吟味相成候様子承、致自訴候ニ付ては、斤高之賣買、相顯候儀、并伊助懸り合之儀等を相厭、僞之儀、申立候始末、彼是不届ニ付、所持之吹銅并粉數唐かね地とも取上、大坂三郷拂、
此儀、去ル子年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候、道頓堀湊町、平野屋藤藏儀、銅賣買之儀は、夫々定法相立、奉行所并銅座ニおゐても、兼て之申渡有之候處、右定法不相守、自分商賣、手廣可相成儀を存込、引受候古銅・切屑銅之内ニは、御定直段ニ不拘、高直ニ買受候ニ付、自然と、直段引上候様相成、殊更、商人共と、内分相對を以、吹賣間銀取之代り、吹銅斤高多分賣出、右賣渡過ニ成候斤高之分も、御定直段を外し、高直之代、可受取、相對いたし置、其上、買受候古銅・切屑銅とも、銅座え賣上候節之損銀を、爲可埋合、斤高之内、隠し置候處、追々吟味可有之と差量、右斤高、俄ニ、銅座え賣上候始末、彼是取繕候仕形、旁、不

届ニ御座候間、銅吹職取放、百日手鎖と相伺、評議之上、手鎖ニ不及、職分取放と申上候例有之、此ものは、右鉢之職分ニも無之候間、旁、身分動キ候程之ものニは、有御座間敷哉に付、右類例ニ見合、所持之吹銅并粉數唐かね地とも取上、身分ニ應し過料、
(本意)
評議之通濟

京都室町五條下ル町

井筒屋

勘兵衛

右之もの儀、はけ銅・やすり粉之儀ハ、當表はけ吹師之ものえ賣渡、外賣買致間敷旨、兼て之觸渡、不相守、并非人鉢之もの、川々溝中より搔上候金物屑ハ、不正之品ニ有之處、右品々、賣買いたし、其上、吹屋善助、利兵衛方にて、右品々ニ通用之錢をも差交、吹潰し、唐かね地ニ仕立候様子、乍存、右地金、所々より買受、賣拂、徳用取候始末、不埒ニ付、身上三分二取上候程之過料、

此儀、去ル亥年、根岸肥前守、御勘定奉行之節、伺之上、御仕置申付候、羽州米倉村・忠藏・忠吉儀、仙臺通寶

錢ハ、他國にて通用難成段、御觸も有之上ハ、羽州庄内え附出、可賣捌段、喜右衛門・太右衛門密談之趣も乍承、差留も不致、殊ニ、喜右衛門申付候ニ任セ、不正之儀と乍存、右錢、買集、荷拵、附出等、手傳候始末、不埒ニ付、三十日手鎖申付候例ニ見合、例之忠吉ハ親懸り之儀、其上、一鉢之趣意、例よりハ品不宜候間、伺之通、身上三分二取上候程之過料、
(本意)
評議之通濟

京都揚梅通新町東江入

上柳町菱屋つや借屋

金屋

吉兵衛

右之もの儀、はけ銅之儀ハ、はけ吹師之ものえ賣渡、外賣買致間敷旨、兼て之觸渡、不相守、右品、致賣買、徳用取候段、不埒に付、過料拾貫文、

此儀、去ル子年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候、鍛冶町壹丁目・天王寺屋次郎兵衛・外五人儀、古銅・切屑銅共、銅座え可賣上旨、相觸置候上ハ、古銅

は、直ニ銅座え可賣上儀ニテ、^(大内)鑄造右品々、吹屋共え賣出候とも、銅座え賣上方之儀、得と申談、正路ニ取計可申處、無其儀、自分取引之勝手ニ任セ、内分ニテ、賣買いたし候始末、不埒ニ御座候間、一同、過料三貫文ツ、と、相伺、評議之上、伺之通と、申上候例ニ見合、過料錢三貫文、^(本書)評議之通濟

京都西九條境内

古御旅町

萬屋

惣兵衛

右之もの儀、嘉兵衛より買受候唐かね地は、鳴物流と唱、釣鐘を鑄立候節、餘候湯かね之旨、申立候得共、賣元・彌三郎、致死失、吹方忝合、不相分候ニ付、右申口難取用、出所不知、不正之品ニ紛敷地かね、賣買いたし、其上、非人辨之ものより賣出候、川中物と唱候金物屑も、不正之品ニ有之處、右品并通用之錢、はけ銅・やすり粉等、差交候唐かね地之趣、風聞乍承、右不正之品、致賣

買、徳用取候始末、不埒ニ付、所持之紛敷金物屑取上、過料五貫文、

此儀、釣鐘を鑄立候節、餘り候湯かね、買取候不束も有之候得共、通用之錢、其外、吹交候趣之風聞、乍承、唐かね地、賣買いたし候ものニ付、前書、井筒屋勘兵衛ニ見合、格別品輕、伺之通、過料錢五貫文、^(本書)評議之通濟

京都七條新地十禪寺町

井筒屋利兵衛借屋

近江屋

九兵衛

右之もの儀、不正之唐かね地、賣買仕候儀とハ、不相聞候得共、非人辨之ものより、川中物と唱、賣出候金物屑は、所々川々溝中より掻上候不正之品ニ候處、致賣買、徳用取候段、不埒ニ付、所持之金物屑取上、過料三貫文、此儀、前書、美濃屋善助、評議ニ申上候通、川中物と唱候鐵物屑之内ニハ、銅も交り有之候儀ニ付、撰ニ賣買いたし候ハ、兼て觸渡之趣を、等閑ニ心得候趣意も御

座候得共、全之はけ銅を、外賣買いたし候共、譯違、觸渡を不相用とハ難申、然共、右辨、觸渡も有之處、銅交り候金物屑を、撰ニ賣買いたし、如何之儀共、不心附段は、不行届不念ニ御座候間、所持之鐵物屑取上、急度叱り、^(本書)評議之通濟

山吹銀密買或は鑄錢企候類

二九九 天明二寅年御渡

十九番

戸田因幡守伺

一 奥州長子村 兵右衛門、錢隠吹企候一件、

本多彈正少弼領分

奥州菊多郡長子村

名主

兵右衛門

右之もの儀、同國平新川町・平野屋宇右衛門、金元いたし、此もの所持之鑄物道具を以、鍋釜鑄立候趣ニいたし成、鑄錢隠吹いたし可然旨、村内、八左衛門申聞、五六ヶ月も吹立候ハ、金七拾兩程、可差出旨、宇右衛門申聞候、徳用を見込、傳四郎・茂八・宇内えも申動、仲ヶ間ニいたし、屋敷内を補理、鑄錢隠吹企、其上、右小屋懸いたし候内、宇右衛門・八左衛門・茂八・宇内、其外無宿辨之もの共迄集、手合ニ成、貳拾四錢賭之廻り筒簞博突、いたし候段、旁、不届ニ付、存命ニ候ハ、輕追放、

此儀、鑄錢隠吹いたし候ものハ、御政事ニ障候處、右ニ可引當御定并相當之例も相見不申候、元文五申年、石河土佐守、町奉行動役中、伺之上、御仕置申付候、神田大和町代地・三木彦右衛門儀、錢座いたし方不埒ニ付、召放し候處、再、錢座之儀、先達て度々願候故、難成譯、申渡、重て願申間敷段、申渡候處、又候、松平左近將監殿え、書付共差出し、自然吟味ニも成候ハ、如何様ニも、取繕可申と相巧、剩、願筋之ためニ可成と存付、京極宮之家來・生嶋宮内え、不埒成儀を申動、偽成書付、差出し候段、重々不届ニ付、中追放申付候

類例ニ見合、存命ニ候ハ、中追放、
(本考) 評議之通濟

同人領分
同村
百姓
傳四郎
外貳人

右之もの共儀、兵右衛門申勸候ニ同意いたし、鑄錢隱吹
金候仲ケ間ニ相成、其上、茂八・宇内は、兵右衛門方集
り、兵右衛門・宇右衛門・八左衛門、其外名前不存もの
共、手合ニテ、貳拾四錢賭之廻り筒籠博突、いたし候段、
不届ニ付、存命ニ候ハ、三人共、江戸拂、

此儀、前書、兵右衛門申勸候ニ同意いたし候もの共ニ
御座候間、兵右衛門ニ見合、一等輕く、三人とも、存命
ニ候ハ、江戸拾里四方追放、
(本考) 評議之通濟

三〇〇 天明二寅年御渡

卯四番

佐渡奉行伺
一 佐州大和田村・彌次兵衛、國制之山吹銀、他
國々可持出と企候一件、

佐渡奉行當分御預所
佐州雜太郎大和田村
百姓彌惣兵衛伴
彌次兵衛

右之もの儀、國制を乍存、山吹銀、密ニ買取、他國々可持
出手段、不届至極ニ付、獄門、

此儀、吟味書ニ相添、差上候例之内、相川羽田町・津右
衛門、國制之拔賣筋金、買取、相川壹町目・嘉兵衛と申
合、江戸後藤小判師・大賀六郎兵衛方之遣、賣拂候段、
不届至極ニ付、獄門可申付處、吟味中卒死ニ付、家屋
敷・家財關所、申付候ニ見合、本文、彌次兵衛ハ、他國
々持出候ニは無之候間、右例より一等も輕く申付、可
然哉、一等輕キ御仕置、死罪は、遠嶋、重キ追放之御定

ニ候間、重キ方え付、遠嶋申付、親懸り之ものニテ、所
持之田畑・家屋敷無之候ハ、所持之品關所、
(本考) 評議之通濟

佐渡奉行支配
同郡相川貳町目
商人
金右衛門

右之もの儀、國制之山吹銀を買取、他國々可賣拂と相
巧、徳次郎・新太郎之相頼、買集置、大和田村・彌次兵衛
之密賣いたし候段、不届至極ニ付、存命ニ候得は、引廻
し、獄門ニ可奉伺處、自減仕候ニ付、家屋敷・家財關所、
此儀、前書、彌次兵衛同様、存命ニ候ハ、遠嶋可申付
處、自減いたし候間、其旨、可存段、一件之もの共え申
渡、所持之田畑無之候ハ、家屋敷・家財關所、
(本考) 評議之通濟

同郡相川五郎左衛門町
外吹買石
徳次郎

右之もの儀、金右衛門ニ被頼候逆、國制之山吹銀、度々、
拔賣いたし候段、不届至極ニ付、存命ニ候得は、引廻し
獄門ニ可奉伺處、吟味中卒死仕候間、家屋敷・家財關所、
此儀、例も相添、申上候得共、前書、金右衛門同様、遠
嶋可申付處、吟味中、致病死候間、其旨、可存段、一件
之もの共え申渡、所持之田畑無之候ハ、家屋敷・家
財關所、
(本考) 評議之通濟

三〇一 天明七未年御渡

三番

佐渡奉行伺

一 佐州金銀山鑢石粉成候汰物盜取并山吹銀買
買仕候一件、

佐州雜太郎相川上京町
外吹買石
嘉傳

右之もの儀、請負山吹銀、吹不足有之分は、吹過有之仲

間より助合候段ハ、仕來之儀ニ候得共、茂右衛門より買請候山吹銀、勝場より坂本口番所持出し、與十郎え賣渡、右代金錢、與十郎より請取、茂右衛門え相渡、殘錢遣ひ捨、其上、吉五郎、汰物密賣之儀、申聞候ハ、其段、早速可訴出處、無其儀段、不届ニ付、相川拂、

此儀、盜物と乍存、下直ニ買取候もの、所拂、之御定ニ御座候處、吟味書之趣ニては、茂右衛門吹過之山吹銀、内證ニて買請、吹所之番所持出、密賣いたし候ものニて、右御定より品不宜候間、伺之通、相川拂、
(未考) 評議之通濟

海中より懸揚候御米又は御普請殘木等遣拂并右ニ携候類

三〇二 天明四辰年御渡

拾貳番

大坂町奉行伺

一 御廻米積受候積り、運賃銀前貸、請取、御廻

米不積受一件、

小堀數馬御代官所

攝州西成郡三軒屋村

淡路屋

孫三郎

右之もの儀、悅次郎船、破船之道具、懸當候場所より、拾ひ揚候米ニ候共、捨り米、不致治定上は、訴出可申處、無其儀、自分差略を以、其節之入用ニ遣捨候段、不埒ニ御座候間、過料三貫文申付、拾ひ揚米、賣代銀之内、漁船五人のものより取上置候錢銀之分、百九拾六匁五厘も、孫三郎より取上五人のものより孫三郎え償、

此儀、去ル午年、大田播磨守、御勘定奉行勤役之節、手限伺之上、御答申付候、上總國平野村・孫左衛門、諸帳面之儀ニ付、吟味一件之内、近藤源左衛門家來・池田久右衛門儀、上總國平野村・孫左衛門、持林、出張候迎、當人吟味も不致、主人えも不申聞、林木伐採、眞木ニいたし、或は孫左衛門・七郎左衛門兩人之長屋門、爲取崩、其外、答申付、殊ニ、孫左衛門家内逼塞と申渡

候段も、心得違成致方、旁、不埒ニ付、三十日押込、申付候類例ニ見合、一己之存寄を以、取計候ハ、同様之趣意ニ御座候間、伺之通、過料錢三貫文之上、拾ひ揚米・賣代銀之内、漁船五人のものより、償、
(未考) 評議之通濟

同人御代官所

同村

淡路屋

孫左衛門

右之もの儀、御廻米積受候廻船、出帆之請人ニ相立乍罷在、御廻米不積受、私領米積受候儀、承候ハ、上荷取之不及食着、其節、糺方も可有之處、無其儀上は、上荷取爲致候跡ニて、可相糺と之申口、難取用、其上、拾ひ揚米之儀も乍承、不訴出段、等閑之致方、重々不埒ニ御座候得共、利欲ニ拘り候儀とは相聞不申候間、過料拾貫文、

此儀、吟味書之趣ニては、船頭・音藏、御廻米積受候節之請人ニ相立、定證文ニ連印いたし候ものニて、私領米積受候儀を不存候ハ、輕キ過料ニても、可有御座

候處、拾ひ揚米之儀も乍承、不訴出段之不埒も御座候得共、一件之内、音藏ニ見合候ては、格別品輕く御座候間、伺之通、過料錢拾貫文、
(未考) 評議之通濟

三〇三 天明七未年御渡

九番

佐渡奉行伺

一 佐州御普請材木、不埒ニ仕候一件、

佐州雜太郡金丸本郷

名主

善内

同郡金丸村

元名主

長左衛門

右之もの共儀、御普請懸り之地役人え申立、差圖を受候儀とは乍申、多分之殘木、殊ニ、御用ニも可相立、木品之上ハ、仲四郎差圖之趣、如何之段、心付、外、地役人えも

可申立處、無其儀、追て入用之節は、代錢にて償可申立、私之相談を以、右之内、長左衛門方にて、敷板等二いたし候段、不埒ニ付、善内儀は、役儀取放之上、過料錢五貫文、長左衛門儀は過料錢五貫文、

此儀、御普請殘木、善内、長左衛門兩人にて、預り罷在候内、長左衛門居宅普請ニ相用候は、善内承届候上、取計候得は、御咎之差別有之候處、吟味書詰ニ、私之相談を以、取計候、と有之、本文ニ其譯無之、評議難仕御座候間、伺之上、佐渡奉行々懸合、承札候處、金丸村落合橋、懸替御普請は、善内、長左衛門兩人、引受にて、諸事、相談之上取計、其上、長左衛門預り之木品之内、追て御拂ニも相成候節は、代錢にて償候ハ、相濟可申間、同居宅普請ニ相用申度旨、善内々懸合候處、承届候ニ付、長左衛門、自分普請ニ相用候由、善内申口も、符合いたし候段、佐渡奉行申聞候、右相當之例、相見不申、長左衛門より、右躰之儀、申聞候ハ、懸り役人々申立、差圖受、可取計處、其心附無之迄にて、私欲之筋、相聞不申、善内一存にて承届、長左衛門普請ニ遣候不埒迄ニ御座候間、役儀取放候ニは及申

間敷哉ニ付、善内ハ過料錢五貫文、長左衛門は、伺之通、過料錢五貫文、

但、長左衛門居宅普請ニ遣ひ候木品ハ、取上置候段、本文朱書ニ申上候間、右木品取上、
(朱書)
評議之通濟

佐州相川長坂町
御普請所定番匠、
吉 三郎

右之もの儀、大工職分之儀故、御普請所并材木等取締之ため、地役人ニ差添、差遣候處、仲四郎方にて請拂いたし候迎、別段ニ、帳面をも不相仕立、等閑之取計故、過分之殘木有之儀をも不存、殊ニ、殘木高、存候より少キ儀と、心附候上は、出役之ものえも、得と申談、巨細ニ、改可申處、無其儀段、旁、不埒に付、定番匠取放、三十日手鎖、此儀、吟味書之趣にては、御普請所仕様、入用積り、大工共取締等、世話いたし候職分故、仲四郎ニ差添罷在、御普請に付、不相當之儀も無之、殘木之儀は、仲四郎致差圖儀ニ候得共、最初、木品積りいたし候上

は、殘木御拂之節、得と、相糺可申處、無其儀、御拂後、殘木有之をも不存、不念迄ニ付、役儀々對し、私欲之筋も不相聞、前書、善内ニ見合、品輕御座候間、過料錢三貫文、
(朱書)
評議之通濟

佐州雜太郎後山村

傳 左衛門
外 壹 人

右之もの共儀、組合村々之惣代ニ出、御普請人足等之世話いたし候上は、場所取締等之儀、入念可申處、下積ニ相成候材木、泥中ニ沈有之も、不存段、等閑之致方、不埒ニ付、急度叱り、

此儀、等閑迄ニ御座候間、伺之通、急度叱り、
(朱書)
評議之通濟

三〇四 寛政十一未年御渡

大坂町奉行伺

五十番

一 丹後國御廻米破船一件、

野村權九郎御代官所

庄 屋

太右衛門

右之もの儀、破船ニ事寄、巧を以、御廻米、掠取候儀とハ不相聞候得共、出役之手代、引取候後、漁師共、掛揚米いたし候ハ、浦懸り郡中庄屋共申談、早速、御代官々訴出、差圖請可申處、無其儀、内證にて、右掛揚儀、漁師共々賣渡、右代銀取立、居村限之入用餘荷ニいたし候始末、一己之欲心ニ不拘儀とハ乍申、不届ニ付、家財取上、居村拂、

此儀、去々巳年、間宮筑前守、御勘定奉行之節、伺之上、御仕置申付候、豆州新井村、久右衛門船、沖船頭源兵衛、水主由右衛門、外貳人儀、御廻米船乗組共と馴合候儀、無之候得共、相模灘にて、漂流船を見受、乗組之もの、不罷在、海中捨ニ可相成と存、右積米之内、四拾貳俵、積取來候ハ、早速、村役人々も、可相届處、

押隠、久右衛門、半七を敷き、賣拂、代金配分いたし候積り、同人方え持送、四俵は、由右衛門遺料ニ取之、殊ニ、清八・勝右衛門、金子ねたり候連、十右衛門船・乗組共、申合、金四兩差遣、不洩聞様いたし度旨、相頼候始末、源兵衛は、船頭之儀、別て不届ニ付、所拂、水主共も、一同不埒ニ付、由右衛門は、遺料ニ取候米四俵取上、過料錢拾貫文、外貳人は、同拾貫文宛、申付候類例ニ見合、御米懸揚候へ、此ものニは無之候得共、重立取計候ものニ付、同様之趣意ニ相當り、一己之欲心ニ拘り候儀ニ無之段は、品輕御座候處、例之船頭・水主共へ、最初、御年貢米とへ不心附趣ニて、此ものは、御年貢米之儀、存罷在、殊ニ、名主役相動候身分ニてへ、却て品不宜候間、右例より一尊重く、江戸拂ニて相當可仕處、彼地御仕置之儀ニ付、居村を構、大坂三郷拂、
但、吟味書之趣ニては、追て、内證ニて掛揚候濡米代銀は、人足貨錢等ニ相用候趣ニて、村一軒之餘荷ニ相成候間、右代銀へ、惣百姓共より取上、
(本書) 評議之通濟

右之もの共儀、破船ニ事寄、盗いたし候儀ニは無之、出役之手代、引取候後、懸揚候俵數も、庄屋・太右衛門差圖受、代銀差出候段、無相違、友八、漁業ニ罷出候節、沈米、掛揚候より、漁師共一同、拾ひ徳之心得ニて、追々罷出、俵數懸揚、内分ニて買受候ものも有之始末、一同不埒ニ付、身上ニ應し過料、
此儀、吟味書之趣ニては、君平、出立跡ニて、友八儀、漁ニ罷出候處、業しへ餘程懸揚候ニ付、懸揚道具、用意いたし、相探、濡米壹俵、懸揚候ニ付、追々漁業之もの共、致見聞、濡俵懸揚候處、庄屋・太右衛門差圖之由ニて、番人附置、俵數改候上、不殘、懸揚候もの共え引取候様、太右衛門、差圖いたし候ニ付、拾ひ徳之儀と心得、持歸候處、太右衛門方え、代銀差出候様、申渡候ニ付、銀子相渡候趣ニて、一旦徳用可致と、拾ひ取候
右
間人村
漁師
友八
外八拾貳人

ものニ御座候得共、手代引取候ても、御米有之候得は、懸揚間敷筋ニハ無之、其筋え不申立、徳用ニいたし候段之不埒ニ御座候處、其後、太右衛門差圖ニ任セ、代銀差出候儀ニ付、前書、太右衛門評議ニ申上候由右衛門ニ見合、格別品輕、多人數之儀にも御座候間、八拾三人え過料錢五拾貫文、
(本書) 評議之通濟

此儀、御廻米破船之節、散在いたし候御米と乍心附、追て懸揚、村役人えも不申聞、内證ニて配分いたし候ものニ御座候間、前書、太右衛門評議ニ申上候由右衛門外貳人ニ見合、人之勸ニ同意いたし候とへ懸揚、太右衛門例之沖船頭・源兵衛同様之始末ニ候得共、誰、頭取と申も無之、一同之儀ニ付、品輕く、伺之通、身上ニ應し過料、
(本書) 評議之通濟

同人御代官所
同國熊野郡湊宮村
百姓
勘三郎
外七拾人

同人御代官所
同國與佐郡時村
年寄
新右衛門
百姓代
又右衛門

右之もの共儀、破船ニ事寄、沈米懸揚中、盗いたし候儀とへ不聞候得共、其後、沖手ニて、沈俵、懸揚候へ、村役人共申談、御代官え訴出可申處、無其儀、破船之節、沈米、沖手え卷出候儀ニも可有之哉、と乍心附、内證ニて配分いたし候段、日敷を經候儀と之申口も、難取用、一同、不埒ニ付、身上ニ應し過料、

右之もの共儀、破船ニ事寄、庄屋・太右衛門馴合候儀とは不聞候得共、出役之手代、引取候後、懸揚米いたし候もの有之を、太右衛門差圖ニて、村限ニ賣拂、代銀取立候様子、及見聞候へ、庄屋取計之儀ニ候とも、重三

郎・惣五郎等申談、太右衛門之心を添、御代官え訴出可申處、無其儀、右賣代銀を以、人足賃ニ相拂候節も、太右衛門ニ立合、手傳等いたし候始末、不致同意と之申口は、難取用、年寄并百姓代之身分ニては、不埒ニ付、新右衛門は年寄役取放、一同、重過料、

此儀、前書、太右衛門例ニ申上候由右衛門外貳人ニ見合、最初より同意いたし候ものニは無之、格別品輕く御座候得共、是迄、御年貢米之儀は、存罷在、村役又ハ百姓代をも相勤候身分ニ付、新右衛門ハ、役儀取放之上、過料錢拾貫文、又右衛門は、百姓代之儀ニ付、品輕、過料錢五貫文、
(本書) 評議之通濟

- 同人御代官所
- 同郡浦懸り
- 畑村
- 庄屋
- 彦兵衛
- 外三拾五ヶ村

庄屋共

右之もの共儀、破船ニ事寄、御廻米、掠取候筋は不相聞候得共、出役之手代、引取候後、懸揚米有之候ハ、可訴出儀、勿論、間人村、庄屋太右衛門之心附可申處、無其儀、既、跡懸揚米有之を、太右衛門、内證之取計いたし候始末、不存段、庄屋之身分ニは不束之儀、其上、懸揚米、御拂直段、下直ニ付、冥加之ため、増直段を以、郡中え引受候濡米、賣過銀有之儀、御代官え不申立、村々之餘荷銀ニいたし候段、一己之欲心ニ不拘とは乍申、不正路之取計、不埒ニ付、過料錢三貫文ツ、
此儀、吟味書之趣ニては、濡米之分、壹石、三十五匁替之積を以、郡中村々え御拂ニ相成候處、望人有之、代銀賣増有之候得共、御拂代金、納之儀は、前書三拾五匁之積り、相納候趣ニ御座候、御拂直段之儀は、其節之相場等を見計、直段吟味之上、御拂ニ相成候儀ニ付、買受候以後ハ、此もの共、所持之米ニ御座候間、猶又、賣拂候節、賣徳有之候得は、徳用ニ爲致候筋ニて、其段、不申立候ても、不埒之筋トハ難申、出役手代、引取候後、此もの共、引取候節、湊内之小船、致徘徊候

九右衛門

外四ヶ村

庄屋共

舩、及見候ものも、有之候得共、漁業ニ出候儀と存罷在候趣、吟味書ニ有之、漁師共、密ニ沈米、懸揚、太右衛門其外之もの共、内證ニて徳用ニいたし候を、不存罷在候不念迄ニ御座候間、一同、急度叱り
但、左之通、黄紙科書、相直し可申渡、被仰渡、可然哉ニ奉存候、
(内本)

此、彦兵衛外三拾五ヶ村庄屋共儀、御廻米破船之儀ニ付、不埒之取計ハ、不相聞候得共、出役之手代、引取候後、漁師共、猶又、自分と掛揚米いたし候處、間人村、庄屋太右衛門取計、内證ニて、村入用餘荷ニいたし候をも不存罷在候段、不念ニ付、
(本書) 評議之通濟

- 野村權九郎御代官所
- 丹後國熊野郡旭湊浦懸り
- 仙石越前守領分
- 同國同郡葛野村
- 庄屋

右之もの共儀、破船ニ事寄、御廻米、掠取候筋ニは不相聞候得共、懸揚米入札直段、下直ニ付、村々冥加之ため、増直段を以、引受候沈米、望人相増、直段を上ケ、配分いたし候ハ、有舩、御代官え可申立候處、無其儀、賣過銀、村々入用銀之餘荷、いたし候段、不正路之取計、其上、出役之手代、引取候後、小前百姓共、内證之掛揚米いたし候儀、不存罷在候段、村役相勤候身分、不行届儀、旁、不埒ニ付、過料錢三貫文宛、
此儀、前書、畑村、庄屋彦兵衛外三拾五ヶ村庄屋共、同様之趣意ニ御座候得共、銘々支配いたし候小前百姓共、内證ニて御米掛揚、配分いたし候儀、不存罷在候段、品不宜候間、伺之通、過料錢三貫文宛、
但、黄紙科書ハ、左之通相直し可申渡、
此、九右衛門外四ヶ村庄屋共儀、御廻米破船之儀ニ付、不埒之取計は不相聞候得共、出役之手代、引取候後、小前百姓共、自分と沈米懸揚、内證ニ

て配分いたし候儀、不存罷在候段、不念之至、不
埒ニ付、
(本番)
評議之通濟

御仕置例類集 古類集 七之帳

掟事并御觸申渡等を背候部

異國人え内通いたし候類

三〇五 寛政十年御渡

八十八番

長崎奉行伺

一 元阿蘭陀通詞・名村恵助、加比丹と内々書通
いたし候一件、

阿蘭陀積古通詞

名村喜三郎同居養父

元阿蘭陀小通詞末席

名村恵助

右之もの儀、都て阿蘭陀人え内通等いたし候儀は、重キ
御制禁ニて、持渡之品々、日本之相場等、假初ニも咄合

致間敷段へ、元通詞を勤、相辨乍罷在、部屋働・忠藏を
以、手本藥種等迄差遣、度々文通いたし、殊ニ、當春、參
府御斷申上度旨、之内談等は、不輕儀ニ有之處、猥ニ、存
寄申敷、謝禮等迄貰受候段、不届至極ニ付、後々之見懸
之ためニも御座候間、紅毛屋敷・於門前・獄門、

此儀、安永三年、長崎奉行、伺之上、御仕置申付候、
元積古通詞・北山進士儀、拔荷御法度之儀へ、前々よ
り嚴重ニ御觸有之、度々殿敷申渡置候處、上野喜十
郎、不如意ニ候迎、重キ御法度を相背、唐人より密買
可致旨、鶴允讓并施示亮等え馴合、拔荷持渡之儀、相
企、同類共申談、洋中え、船差向、寅七番唐船入津之
砌、荷物取卸候始末、不届ニ付、死罪ニ相成、安永七戊
年、肥前國長崎村之内、十善寺郷住居・孫之進儀、吉
次・兵次任勤、致同意候由、申立候得共、兩人、欠落い
たし、行衛不相知候ニ付、引合之證據無之、いつれニ
も、居宅床下より抜穴を堀、殊ニ、六平次・五郎作を相
勤候上へ、旁、發頭ニ無相違、度々穴を潜、内圍之石垣
を登り、塀を乗越、館内え忍入、品々密買いたし、賣
拂、配分并合力錢取之候段、巧成仕方、其上、少分ニ候

とも、唐人え金子を渡候始末、重々不届至極ニ付、引廻し之上獄門、ニ相成、其外、唐船ニ乗移又ハ館内え立入候類之先例ハ有之候得共、何レも、密賣買之儀ニて、此もの儀も、藥種類之直段、内通いたし、謝禮等受用いたし候不埒而已ニ候ハ、右例ニ見合、可然哉ニ候得共、此もの、異國人え内通いたし候は、密賣買而已ニハ無之、當春、カヒタン、参府御断申上度旨之内談、横文字を以申遣、殊ニ、奉行所え之願書案、外國人え認遣候ハ、御國之法を洩し候ものニて、公儀え對し候重科ニ御座候、主殺し親殺し、關所破り且、公儀え對し重謀計之儀ハ、御定書ニも、人相書を以、御尋之箇條ニ有之、御法度之第一を相背、異國人え、日本之取計を内通いたし候は、關所難通類、山越等いたし候もの、其所におゐて、之御定にも可相當ものニ御座候間、於長崎、

但、和解書之内、西牧九郎、堀門十郎名前も有之、右兩人住所之儀ハ、惠助を相尋候ハ、可相分筋も可有之哉と、是又評議も仕候得共、長崎奉行ニて、再應吟味いたし、行衛も不相知、殊ニ、拘り候筋、無之儀と、其

土地之奉行、見切候て、御仕置之儀、相伺候上ハ、別段、評議仕不申上候、
(本書) 評議之通濟

長崎今籠町

忠 藏

右之もの儀、日々、紅毛屋敷え罷出、隠物持出入、御殿禁ニ有之段は、乍辨、加比丹并元通詞、名村惠助より被頼、度々、双方より内通之横文字、其外加比丹より惠助え之禮物等、取次遣し、既以、右ハ重キ御法度之筋又ハ不輕内談ニ有之處、右之始末、不届ニ付、此上、紅毛屋敷え出入仕候ものえ之見懲之ためニも御座候間、死罪、
此儀、密買之儀ニ同意いたし、書狀其外隠物持、唐・紅毛屋敷え出入いたし候例ハ、有之候得共、右ハ、密買之儀ニ付、難引當、前書、惠助ニ見合、品輕御座候間、伺之通、死罪、
(本書) 評議之通濟

異法又ハ奇怪異説之類

三〇六 安永三年御渡

拾四番

御勘定奉行

石谷備後守
川井越前守 伺

一 飛州村々淨土眞宗之百姓共、不正義之宗法
を持候一件、

大原彦四郎御代官所

飛州吉城郡

沖ノ町村

百姓忠藏親

清左衛門

外二拾壹人

右之もの共儀、淨明法意、致信仰候得共、人を勸候儀ハ無之、不正義ニ相立候以來、正義ニ立戻り、是迄、不正義

之勸を信候段、致後悔候心底ニ無相違、彌、正義を相守可申旨、一同、申之候由ニ御座候、

此儀、三鳥派不受不施之御定、傳法を受候もの、改宗いたし、自今、右宗旨、持間敷旨、致證文候ニおゐてハ、無構、と有之、三鳥派不受不施ニても、右之通之御定ニ御座候間、一同無構、
(本書) 評議之通濟

同人御代官所

同國大野郡

高山三ノ町

宮田屋

庄次郎

右之もの儀、圓光寺・淨明、勸候不正義之法意を、年來持、俗人之身分ニて、淨超を始メ、自他之門徒を勸、去々辰年、京都西本願寺より、判者・善巧寺、罷下り、札之上、淨明法意、不正義ニ相立候後も、尙又難存替、罷在候段、吟味之詰ニ相認申候、

此儀、吟味書之趣ニては、人を勸メ、内寄爲致、又ハ定

式之寄講之御も、淨明・教之法意を爲申聞、爲致信仰候趣意ニ御座候得共、不正義ニ相立候後、致内寄候儀ハ無之、心底ニハ難存替、罷在候處、今般、吟味ニ相成、實々、心底改候由、申之、三鳥派不受不施類之法を、勸候もの之御定え、引當候ては、遠嶋ニ相當り候得共、一幹對 公儀候事ニハ無之、捨身を不服杯、格別、異流之勸方ハ勿論、怪敷儀も無御座、一宗之法意を心得違候迄ニテ、三鳥派不受不施類、よりハ品輕御座候間、永牢、

評議之通濟

同町 宮田屋庄次郎伴

喜四郎 外貳人

右之もの共儀、銘々親共は、淨明法意を持、不正義ニ相立候以後も、難存替趣ニ付、再應、正義を守候様、申聞、此もの共は、正義ニ改候處、猶又今般吟味之趣、承候ては、彌、正義を守可申旨、一同申之候趣ニ御座候、

此儀、三鳥派不受不施類之法を勸候もの之御定、但書ニ、勸候もの、俗人ニ候ハ、其子共、可致改宗旨、申ニおゐてハ所拂、と有之候得共、前書、庄次郎、評議之簡條ニ申上候通、三鳥派不受不施類トハ違ひ、格別、品輕く御座候間、正義ニ改候上ハ、三人とも、御答之不及沙汰、

評議之通濟

三〇七 安永四未年御渡

京都町奉行伺

一 怪敷宗門相勸候一件、

三拾番

土岐美濃守領分 河州志記郡澤田村

百姓 嘉兵衛

右之もの儀、近江屋作兵衛より一向宗法義、怪敷唱方、教を受、相唱候得共、心得違仕候段、相佗、先達て、且那

寺々同心狀差出候旨、申之候、併、木屋徳右衛門・岩本屋六右衛門え、作兵衛を善知識と心得候事之由、申聞、并了解相濟候日を、命終之忌日と心得、年忌ニ成候節、法事仕候事之由、六右衛門え申聞候段、紛敷儀共、不届ニ付、居村拂、

此儀、作兵衛を善知識と心得候事之由、了解相濟候日を命終之忌日と心得候杯、岩本屋六右衛門え申聞候迄ニテ、人を勸候ニハ無御座、三鳥派不受不施之御定、傳法を請候もの、改宗いたし、自今、右宗旨、持間敷旨、證文いたすニおゐてハ、無構、と有之、三鳥派不受不施ニても、右之通之御定ニ付、別紙類例も御座候間、以來、紛敷宗法、持間敷旨、證文申付、無構、

評議之通濟

同村

百姓

武兵衛

外貳人

右之もの共儀、近江屋作兵衛より、一向宗法義、怪敷唱

方、教を請、相唱候段、不埒ニ御座候得共、心得違仕候段相佗、先達て、且那寺え、同心狀差出候儀ニ御座候間、以來、相改、右舛紛敷儀、堅ク相止可申旨、證文申付、叱り、此儀、教、受候迄ニテ、先達て心底改候間、前書加兵衛評議之簡條ニ申上候趣意ニテ、證文申付、一同無構、

評議之通濟

例

去年年、石谷豊前守・川井越前守、差上候、大原彦四郎御代官所、飛州村々淨土眞宗之百姓共、不正義之宗法、持候一件、御仕置之儀、評定所一座より評議仕申上候内、

大原彦四郎御代官所

飛州吉城郡

沖ノ町村

百姓忠藏親

清左衛門

外二拾壹人

右之もの共儀、淨明法意を信仰いたし候得共、人を

勤候儀ハ無之、不正義ニ相立候以來、正義ニ立戻り、是迄、不正義之勤を信候段、致後悔候心底ニ、無相違、彌、正義を相守可申旨、申之候間、一同無構段、可申渡旨、被仰渡、可然哉之段、申上、其通相濟候、

雪駄屋町烏丸西江入町
大津屋傳兵衛借屋
近江屋

作 兵 衛

右之もの儀、東本願寺ニ參詣仕候節、禪門より一向宗法義、怪敷唱方、咄承り、并所々法談ニて承り候趣を以、相考、百姓・嘉兵衛始、其外之もの共え、佛間又ハ廻室之内ニて、右唱方等敬遣、其上、岩本屋六右衛門より、兩度、銀五匁程、受納仕候儀共、不届ニ付、洛中拂、

此儀、吟味書之趣ニては、法談ニて承り候趣を、佛間又ハ廻室之内ニて、唱方を教へ、唱へ候もの之首筋又ハ腰を押候趣ニ相聞、吟味之上、後悔いたし、以來信仰いたす間敷旨申之、三鳥派不受不施類之法を勤候

もの之御定え引當候ては、遠嶋ニ相當り候得共、捨身を不厭坏、格別、異流之勤方は勿論、怪敷儀も無御座、一宗之法意を心得違候迄ニ御座候間、右御定より輕く、別紙類例ニ見合、永牢、
(永牢)
評議之通濟

類 例

去年年、石谷豊前守・川井越前守、差上候、大原彦四郎御代官所、飛州村々淨土眞宗之百姓共、不正義之宗法、持候一件、御仕置之議、評定所一座より評議仕、申上候内、

大原彦四郎御代官所

飛州大野郡

高山三ノ町

宮田屋

庄次郎

右之もの儀、圓光寺・淨明、勤候不正義之法意を、年來持、俗人之身分ニて、淨超を始メ、自他之門徒を勤、去ル辰年、京都西本願寺より、判者・善巧寺、罷

下り、札之上、淨明法意、不正義ニ相立候後も、猶又難存替、罷在候段、不届ニ付、永牢可申付旨、被仰渡、可然哉之段、申上、其通相濟候、

三〇八 天明七未年御渡

貳拾六番

大坂町奉行

小田切土佐守伺

一 不埒之書本拵候一件、

西高津町紅屋仁兵衛借屋

御厨屋

大 作

右之もの儀、家筋先祖之儀、新作之書物、書顯候事、御停止之旨、先年、被 仰出も有之上へ、假令、名前を替候とも、右跡之書本、決て仕間敷處、徳用ニ拘、主殿頭御役御免ニ付、同人先祖より之儀、其外、取計之儀等、及承之儘、名前替、異説を取交セ、書本ニ編立候段、不届ニ付、江戸を構、大坂三郷拂、

此儀、新作之書本拵候は、別紙例も同様ニ御座候處、右例は、佐竹秀丸一家中限之儀ニて、大作は 公儀重キ御役人之名前、替名いたし認候段、例より品不立御座候間、輕追放、
(永牢)
評議之通濟

例

寶曆八寅年、土屋越前守懸、伺之上、御仕置申付候、

新乘物町

源藏元店

藤 兵 衛

右之もの儀、講釋師馬場文耕、樽正町・竹内文長宅ニて、不届成儀、講釋いたし候儀、携候儀無之候得共、世上之異説、當時之噂事、流布いたし候儀ハ、停止之段、存罷在、佐竹秀丸、在所家中ニて、不埒有之、仕置申付候雜説を書留置、住所も不知・秋田旅人・長助え便り、右一件を猶又、承、文耕え申聞、著述爲致、賃錢を取、貸本ニいたし候段、不埒ニ付、江戸拂、

順慶町五丁目

井筒屋新右衛門支配
借屋

綿屋
喜助

右之もの儀、家筋先祖之儀、新作之書物ニ書願候事、御
停止之旨、先年、被 仰出も有之上ハ、假令、名前替候
とも、右替之書本、決て仕間敷處、徳用ニ拘、主殿頭御役
御免ニ付、同人先祖より之儀、其外、取計之儀等、及承
之儘、名前替、異説を取交セ、書本ニ可致と、最初存付、
大作え誂候段、不届ニ付、存命ニ候ハ、江戸を構、大坂
三郷拂、可申付ものニ候段、一件之もの共え申渡、

此儀、吟味書之趣ニては、田沼主殿頭、御役 御免ニ
付、同人先祖并取計之趣ニ、風説取交セ、書本編立、貸
本いたし候ハ、徳用可有之と存付、大作え申談、右
替之儀は、如何と心付、差止度存候得共、最早、大作認
懸ケ候ニ付、難及斷、代銀不調由申、仲ケ間相退、其
後、携不申由、申之、最初之存付は、此ものニ付、始終
拘り合罷在候ハ、前書、大作より、品重ク可有御座

哉ニ候得共、如何と心付、仲ケ間相退、其後、携不申儀
ニ御座候間、大作同様、輕追放可申付處、病死いたし
候ニ付、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡、
(本書)
評議之通濟

同町五丁目

經師屋佐七支配借屋
越前屋
平兵衛

右之もの儀、家筋先祖之儀、新作之書物ニ書願候事、御
停止之旨、先年、被 仰出も有之上ハ、假令、名前替候
とも、右替之書本、決て仕間敷處、徳用ニ拘、主殿頭御役
御免ニ付、同人先祖より之儀、其外、取計之儀等、及承
之儘、名前替、異説を取交、書本可致と、喜助存付、致同
意、大作え誂、其後、大作より取戻度旨、懸合候節も、名
前違有之候得は、不苦旨、申答、不差返段、不届ニ付、江
戸を構、大坂三郷拂、

此儀、新作書本可致と、喜助存付、承、仲ケ間ニ相成候
迄ニ候ハ、前書、大作、喜助より、格別、品輕可有御

西高津町

紅屋仁兵衛借屋
醫師
小松大進

座候得共、大作より、差戻候様申聞候節、不差戻不埒
も御座候間、大作例ニ申上候藤兵衛ニ見合、伺之通、
江戸を構、大坂三郷拂、
(本書)
評議之通濟

南笠屋町

松葉屋五兵衛借屋
松屋
佐兵衛

右之もの儀、家筋先祖之儀、新作之書物ニ書願候事、御
停止之旨、先年、被 仰出も有之上ハ、假令、名前替、認
有之候とも、右替書本、決て取扱申間敷處、平兵衛儀、主
殿頭御役 御免ニ付、同人先祖より之儀、取計之儀等、
異説を取交セ、書本ニ編立候趣、承、徳用ニ拘、右本、平
兵衛より買取候段、不埒ニ付、過料三貫文、

此儀、前書、平兵衛ニ見合、品輕御座候間、伺之通、過
料錢三貫文、
(本書)
評議之通濟

三〇九 天明八申年御渡

大坂町奉行伺

一 異風成・法義、相勸候一件、

西ノ九番

右之もの儀、家筋先祖之儀、新作之書物、書願候事、御停
止之旨、先年、被 仰出も有之上ハ、假令、名前替、認有
之候とも、右替書本、決て取扱申間敷候ニ付、大作ニ被
相頼、平兵衛懸合候節、平兵衛、名前認替有之上ハ不
苦旨、申候とも、再應懸合、差留可申處、無其儀、平兵衛
申候通、名前替有之候得は、不苦儀と存、其段、大作え申
聞、賣主ニ相成可遣旨、申談候段、不埒ニ付、急度叱り、
此儀、本賣主ニ可相成旨、大作え申聞候急忽迄ニ付、
伺之通、急度叱り、
(本書)
評議之通濟

平野町貳丁目

綿屋武兵衛家守

瀬戸物屋

與兵衛

外三拾七人

右之もの共儀、異弊之法儀と申儀、不心付、致歸依、與兵衛儀は、自分之宅ニおゐて、念佛之意味を、歸依之ものえ咄聞、右宗意ニ引入候手引いたし、休意清八、安兵衛、武右衛門、善次郎、三郎兵衛、やつ、又兵衛儀ハ、同様之手引いたし候段、旁、不埒之儀、其餘之もの共も、手引ハ不致候得共、一旦、歸依いたし候段、不埒ニ御座候得共、一同、異弊之儀と發起之上、同心いたし候上ハ、與兵衛儀は三十日押込、休意清八、安兵衛、武右衛門、善次郎、三郎兵衛、やつ、又兵衛は、急度叱り、餘之もの共は、叱り之上、一同同心證文申付、尤、右之内、病死仕候ものハ、同様可申付ものニ候段、一件并所之もの共え、可申渡、

此儀、吟味書之趣ニては、瀬戸物屋與兵衛、今林屋休意、川崎屋清八、笠屋安兵衛、榎並屋武右衛門、小豆嶋

屋善次郎、川崎屋三郎兵衛、板屋平兵衛女房やつ、伊勢屋又兵衛九人ハ、慈雲より傳法を受、歸依之もの共を、手引いたし、右之内、瀬戸物屋與兵衛ハ、宅ニおゐて、念佛之意味を、歸依之もの共え咄聞、右宗意ニ引入候、と有之候得共、來迎寺又ハ無量壽庵等ニて、勸候様成、異弊之儀ハ、不致趣ニ相聞、念佛之意味を咄聞候ハ、則、手引いたし候故ニて、宗意を勸候ものにハ相當り申間敷、三鳥派不受不施御定ケ條之内、傳法を受候内、勸メ候もの之住所等世話いたし候もの、遠嶋、但、改宗可致旨、申ニおゐてハ、田畑取上、所拂、と有之候ニ見合、此もの共ハ、一件之寺院共とも違ひ、愚昧より、一旦歸依いたし、全之三鳥派不受不施ニも無御座、其上、傳法之致方、如何之筋と發起いたし、後悔之上、以來、決て右法義ニ不携、心底相改、銘々先祖より之宗旨え同心いたし候旨、申立候間、右御定より輕、九人とも、所拂申付、長濱屋善七、中嶋屋吉兵衛、大和屋小兵衛、板屋平兵衛、大坂屋小三郎、川崎屋源兵衛、川崎屋伊兵衛、難波屋佐右衛門女房すて、木津屋與兵衛、同母妙聞、悴木津屋文藏、丸屋佐兵衛、鴻池

順慶町四丁目

大和屋幸八支配借屋

橋屋

市郎兵衛

屋甚兵衛、和田卜信、丸屋吉右衛門、田中春林、大野屋政七、同女房まつ、奈良屋太七、堺屋清藏同家武兵衛、油屋辰之助、河内屋藤五郎女房まき、嶋屋忠兵衛母まき、平野屋清兵衛、伊丹屋與兵衛、平野屋龜三郎同家幸助、毛馬屋彌兵衛、近江屋忠兵衛貳拾八人ハ、傳法を受候迄ニて、人を勸、手引等ハ不致、前書之もの共同様、同心いたし候旨申立、三鳥派不受不施御定ニも、傳法を受候もの改宗いたし、自今、右宗旨持間敷旨、致證文におゐてハ、無携、と有之候ニ見合、同心證文申付、一同無携旨、可申渡段、被、仰渡、井筒屋喜右衛門儀ハ同様之ものニ御座候處、病死仕候間、存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候旨、一件之もの共え可申渡、
(本考) 評議之通濟

三〇 寛政元四年御渡

大坂町奉行同

五拾六番

一 玉造稻荷社、地上ケ砂持ニ付、異説申觸候一件、

右之もの儀、本屋仲ケ間ニ加り、商賣いたし候上ハ、猶更、心得も可有之處、稻荷社砂持賑ニ乘し、奇怪成雜説之趣等、古板行致増補、最初ニ、右草双紙、賣出、徳用取、既、追々、同様之異説相綴り候草双紙、賣出候ものも、致出来候様、成行候段、異説申觸し候、同様ニて、不埒ニ付、賣殘草双紙、板行、取上、所拂、
此儀、御定書ニ、奇怪異説申觸し、人集いたし候ニおゐてハ、人集いたし候宿、江戸拂、發起いたし、申觸し候頭取、右同斷、同世話いたし候もの、所拂、と有之ニ見合、今井屋丈助等、申觸し候より事起り、草双紙、取綴り候ものニて、發頭ニは無御座候得共、申觸し候ニハ、形子も無之儀、草双紙を拵、商賣いたし候は、其品残り、趣意ハ同様ニ御座候間、賣殘草双紙、板行、取上、大坂三郷拂、

評議之通濟

玉造岡山町

井筒屋忠兵衛借屋
播磨屋

六三郎

右之もの儀、酒狂之戲と之申口、難取用、三右衛門え振廻候酒之肴、馬糞之糞ニ相見候旨、無跡形虚説、申聞候段、不埒ニ付、過料三貫文、

此儀、奇怪之儀、申し候へ、一件之内、文助・善兵衛も、同様ニも相聞候處、吟味書之趣ニても、全、座興之戲ニて、既、播磨屋喜右衛門は、信用不致程之儀ニて、右兩人より格別品軽く御座候間、伺之通、過料錢三貫文、

御差圖、過料五貫文

内淡路町壹町目

笹屋又右衛門支配借屋

關真爾同家忰

雪 外貳人 仙

右之もの共儀、玉造稻荷社持振ニ乘し、不取留異説之儀を、草双紙ニ仕立、賣出候、下繪・言葉書等認遣、庄兵衛・與七郎ハ、乍儀、畫料金錢、貰受候段、別て之儀、三人共、不埒ニ付、庄兵衛・與七郎ハ、過料三貫文宛申付、雪仙儀ハ、畫料貰請不申候儀ニ付、急度叱り、

此儀、吟味書之趣ニては、三人とも、畫工渡世いたし候もの共ニ候上ハ、畫料申受候迎、差別ハ有御座間敷哉、不埒之下繪、言葉書等いたし候迄ニは、御座候得共、一通之不念、不束より、品不宜候間、三人とも、過料錢三貫文宛、

評議之通濟

三二一 寛政八辰年御渡

脇坂淡路守伺

一 越後國飯柳村・市左衛門、異法相持候一件、

八十三番

御勘定所附支配所

越後國蒲原郡飯柳村

百姓

市左衛門

右之もの儀、父祖より相傳、仕來候宗門之法義ハ、本山之宗意ニ背キ候段、乍相辨、道理面白事と心得、奇怪之修法等ハ不致候とも、右異法を信し、村々之もの共え咄聞、歸依之ものは、同行と唱、石内村・久太郎方を、致定宿ニ、折々罷越、右同行共を集メ、異法之意味、説聞、俗之身分を以、信施之鳥目、申受、從來、異法相持候段、不届ニ付、存命ニ候ハ、遠嶋、

此儀、吟味書之趣ニてハ、祖父え、淨運寺より傳候持方は、日月を以、父母とも阿彌陀とも尊ミ、農業出精いたし、父母を大切ニいたし、主人を敬、慈悲を專ニ心掛候得ハ、五穀も實り、後生も宜間、日月之惠、疎ニ致間敷旨之教ニ候處、敬信、療治受、懇意ニ相成候醫師・林庵も、同宗信仰より、法義之持方を、人之五弊或ハ五行ニ割合、醫道え引當、工夫いたし、書籍も仕立候趣承り、面白儀ニ存、右之持方を信心いたし、同行

共え説聞セ、邪法とハ不心附、罷在候趣ニ御座候、安永三千年、評議ニ御下ケ被成候、石谷備後守・川井越前守、御勘定奉行之節、相伺候、飛州高山三ノ町・宮田屋庄次郎儀、一向宗圓光寺・淨明、勸候不正義之法意を、年來持、俗人之身分ニて、淨超を始め、自他之門徒を勸、辰年、京都西本願寺より、判者・善巧寺、罷下り、糺之上、淨明法意、不正義ニ相立候後も、猶又、難存替、罷在候段、不届ニ付、評定所一座、評議可致、被一仰渡候様、仕度旨ニて、御仕置附ハ不仕申上、評議之上、三鳥派不受不施類之法を勸候もの之御定え引當候ては、遠嶋ニ相當り候得共、一辨對 公儀え候事ニハ無之、捨身を不厭坏、格別、異流之勸方は勿論、怪敷儀も無御座、一宗之法意を心得違候迄ニて、三鳥派不受不施類よりハ品軽く御座候間、永率と申上、其趣、相濟候例ニ見合、此度之市左衛門儀ハ、林庵工夫之持方、井同人著述之書籍をも、祖父代より同様取用、人ニ勸、信施之鳥目、申受候段、品不宜候間、三鳥派不受不施類之法を勸候もの之御定ニも准し可申哉ニ付、伺之通、存命ニ候ハ、遠嶋、

評議之通濟

牧野備前守領分

同國古志郡富鳴村

庄屋

五郎兵衛

右之もの儀、市左衛門より説聞候宗意は、邪法ニ無之候とも、本山并菩提所ニても不取用異流之法義、殊ニ、市左衛門は、俗ニて、右躰之儀、取計候を、筋違之儀とも不心附、同行ニ相成、法義相持、書物も借受、寫取候始末、庄屋役をも相勤候身分、旁、不届ニ付、重追放、

此儀、吟味書之趣ニてハ、市左衛門説聞候宗旨之持方ハ、菩提寺之教化トハ相違いたし候、と乍辨、俗人之勤方を信仰いたし、殊ニ、書籍迄も借受、寫取、菩提寺之教化と違候故、同行外之ものえ相咄候儀、致間敷旨、市左衛門、申聞候ニ任セ、秘し罷在候處、領主ニて吟味有之段、承り、菩提所え、回心狀差出候ものニ御座候、三鳥派不受不施類之傳法を受候名主、改宗可致旨、申候とも、輕追放、之御定ニ准し、輕追放、

評議之通濟

同人領分

同郡稻葉村

百姓

與惣右衛門

外 四人

右之もの共儀、市右衛門(内本左に作る)より説聞候宗意は、邪法ニ無之候とも、本山并菩提所ニても不取用異流之法義ニて、殊ニ、市左衛門ハ、俗ニて、右躰之儀、取計候を、筋違とも不心附、同行ニ相成、右法義、相持候段、不届ニ付、五人とも、所拂可申付候哉、然ル處、與惣右衛門、久次右衛門ハ、病死仕候、

此儀、御仕置附書付之趣ハ、いつれも、回心狀差出候間、三鳥派不受不施類之傳法を受候もの之御定ニ引當可申處、一通り、傳法を受候にも無之、從來、歸依いたし候ものニ付、御仕置ニ相成候方、御取締ニ可然と之見込を以、御仕置附仕候段、申上、市左衛門、重之同行と相聞候間、呼出候段も、吟味書之内、朱書ニ有之

候得共、勤候もの之住所等、世話いたし候ものニも無御座、三鳥派不受不施類之傳法受候もの之御定ニも、從來、信仰いたし候もの之差別ハ無之、致改宗、自今、(内本右に作る)古宗旨持間敷旨、證文いたすニおゐてハ、無構、と有之候間、右御定ニ准し候ても、御仕置之沙汰ニハ、及ひ申間敷哉ニ付、五人とも、御咎之不及沙汰、
(朱書)評議之通濟

同人領分

同郡石内村

百姓

久太郎

右之もの儀、祖父代より之仕來ニ候逆、異法相持候、飯柳村・市左衛門、罷越、俗之身分ニて、同行共を相集、右法義、説聞候を乍存、定式ニ宿いたし候段、不届ニ付、三十日手鎖、

此儀、吟味書之趣ニてハ、此ものハ、取留、市左衛門勤候法義を信仰致し候儀は無御座、祖父代より之仕來ニ任セ、宿いたし、回心狀も差出、殊ニ、至て愚昧之生

質ニ相見候段も、吟味書之内、朱書ニ有之、三鳥派不受不施類之傳法を受、其上、勤候もの之宿いたし候もの、改宗可致旨、申ニおゐてハ、重追放、と有之候得共、事實ニおゐてハ、右御定ニも難引當、然共、且那寺之教化と違候由を以、右、寄合之儀、密々ニいたし來候儀は、辨罷在候間、差當り、例ハ相見不申候得共、伺之通、三十日手鎖、
(朱書)評議之通濟

貳拾三番

三二二 寛政九巳年御渡

京都町奉行

菅沼下野守伺

一 城州岡崎村・願成寺・真空、異躰之法義、相持候一件、

高倉三條上ル

疊華院殿長屋

美濃屋

甚 六

外五拾九人

右之もの共儀、異躰之法義と不心附、銘々歸依いたし、餘人を手引いたし候段、不届ニ付、一同、所拂、

此儀、去ル申年、評議ニ御下被成候、大坂町奉行相伺候、平野町貳丁目・綿屋武兵衛家守・瀬戸物屋與兵衛外八人儀、異躰之法義と申儀、不心附、銘々歸依いたし、與兵衛儀は、自分之宅ニおゐても、念佛之意味を、歸依之ものえ咄聞、右宗旨ニ引合、手引いたし、外八人儀も、同様手引いたし候段、旁、不埒ニ付、與兵衛ハ三十日押込、外八人ハ、急度叱り之上、一同同心證文可申付哉之段、相伺候、評議之上、九人とも所拂と申上、其通、相濟候例ニ見合、伺之通、一同、所拂、

但、科書之内、同心之有無、無御座候間、手引いたし候段、不届ニ候得共、吟味之上、異躰之法義と心附、以來、同心いたし、右法義ニ不埒、銘々先祖より之宗旨、歸依可致旨、申立候儀ニ付、と申文段、認入、可申渡、

評議之通濟

隠賣女之類

三三三 安永八亥年御渡

甲府勤番支配伺

一 隠賣女いたし候一件、

丑貳拾番

田安殿領知

甲州八代郡井上村

百姓林右衛門弟

當時林右衛門母方

ニ罷在候

兵右衛門

右之もの儀、十二年以前、江戸表え罷越候てより、母并兄・林右衛門え、通路不仕罷在、其上、神領地にて隠賣女

之儀、發起いたし、内匠え相談之上、初メ候儀、重々不埒ニ付、家財取上、百日之手鎖、

此儀、御定書ニ、隠賣女いたし候もの、身上ニ應し過料之上、百日手鎖ニて、所え預ケ、隔日封印改、と有之、此もの儀、吟味書之趣ニてハ、當時、建家・家財ハ政右衛門、賣女ハ新助え賣渡、親元え歸り罷在候ものニ候得共、此もの、賣女屋發起いたし、其株賣渡、引續、跡株之もの、賣女屋いたし、其上、賣渡候節より、十二月不相立内、吟味取懸り候儀ニ付、舊惡ニハ相成不申候間、右御定ニ准し、當時、身元無之ものニ付、不及過料、百日手鎖ニて、其所え預ケ置、隔日封印改、
(本書)
評議之通濟

渡髮結

半 兵衛

右之もの儀、妻相對之上、賣女爲動候とハ乍申、隠賣女有之場所え差出候儀、不埒ニ付、母妙閑・弟七郎兵衛え相渡、三十日手鎖、

此儀、御定書ニ、飢渴之もの、夫婦申合、賣女爲致候迄

ニて、盜等之惡事無之候ハ、札明ニ不及、と有之、去々戌年、大坂町奉行相伺候、無宿・松右衛門、致自滅候一件之内、播州上福嶋村・大和屋次兵衛儀、女房さわニ隠賣女爲致候段、不届ニ御座候間、百日手鎖懸、其儘・村預之上、隔日封印改可申付哉之段、相伺、其節、一座ニおゐて、評議仕、右御定ニ引當、隠賣女とハ無之候得共、趣意ハ同様ニ可有御座哉ニ付、咎之沙汰ニ及間敷旨、申上候處、其通、被仰渡候儀ニ御座候間、右ニ見合、咎之不及沙汰、
(本書)
評議之通濟

元 大岡十三郎御代官所
當時岩松直右衛門

同郡二ノ宮村

髮結

庄 七

右之もの儀、去亥二月、渡髮結・半兵衛より、同人女房、そよを預り置、半兵衛對談之上とハ乍申、みちのくと名改、賣女爲仕候て、配分取候儀、不埒ニ付、建家・家財

取上・百日手鎖、

此儀、評議仕候處、そよニ賣女爲致候は、夫・半兵衛得心之事ニ御座候間、隠賣女之請人・人主、身上ニ應し家財三分二取上候程之過料、之御定ニ准し、此もの儀も、家財三分二取上候程之過料、
(未定)
評議之通濟

甲府金手町

久四郎伴

藤兵衛

右之もの儀、親・久四郎え、侘・相濟候迄、白菊相對之上とハ乍申、隠賣女之場所え、直ニ差置、賣女爲致候儀、不埒ニ付、三十日手鎖、

此儀、賣女・白菊を一旦請出候間、飢渴之ものニは無之ニ付、隠賣女之請人・人主ニ准し可申間、家財三分二取上候程之過料、申付、可然ものニ御座候得共、親掛之ものニ付、五十日手鎖、
(未定)
評議之通濟

三三四 寛政三亥年御渡

日光奉行伺

一 野州今市宿・源八、隠賣女いたし候一件、

日光道中

今市宿

家持

權平

七拾八番

右之もの儀、旅籠屋渡世いたし罷在候處、近年、旅人止宿少く、困窮ニ候連、賣女、可相始心底ニて、兼て知人・素佐原宿・林左衛門え、働下女、召抱候旨、申聞、小山宿・傳兵衛え申談實ひ、食賣女、引入候始末、不埒ニ付、過料錢五貫文、
此儀、隠賣女、可相始心底ニて、食賣女引入、未、渡世は、不始候得共、食賣女引入、賣女爲致候心得ニ候上は、賣女いたし候も同様之儀ニ付、一件之内、源八ニ見合、御定之通、身上ニ應し過料之上、百日手鎖ニて、所え預ケ、隔日封印改、

(未定)
評議之通濟

三一五 寛政四子年御渡

京都町奉行

菅沼下野守伺

一 當時無宿・佐藤斧八、盗いたし候一件、

貳拾貳番

七條新地下三之宮町

越前屋吉兵衛借屋

丹波屋

嘉兵衛

右之もの儀、遊女商賣之儀、一場所ニ二拾軒之外、難相成候處、餘商賣いたし候身分ニて、右商賣人・加賀屋平助え相對を以、同人方遊女きん、預り置、度々、遊女宿いたし、又は大和屋吉兵衛方え、きん差遣、遊女働、爲致候儀共、不埒ニ付、所拂、

此儀、一件之内、大和屋吉兵衛ニ見合、此ものハ、外不埒も無之、遊女商賣人・加賀屋平助え相對いたし、遊

女を預り・宿いたし又ハ外えも差遣候不埒迄ニ付、五十日手鎖、
(未定)
評議之通濟

同町

家持

遊女商賣人

升屋

幸之助

右之もの儀、遊女商賣、差免候節、同商賣人之外えハ、遊女共、決て差遣間敷旨、申渡置候處、普請中、居宅、間狭ニ候連、同商賣人ニても無之、大和屋吉兵衛宅を借受、契精町より割渡ニ相成候そのつる、度々、差遣、遊女働、爲致候儀共、不埒ニ付、そのつる儀、契精町え差戻し、身上ニ應し過料之上、百日手鎖・所え預・隔日封印改、

此儀、同商賣人之外えは、遊女遣間敷旨、申渡置候處、普請中、居宅、間狭ニ候連、吉兵衛宅を借受、遊女そのつるを、遣置、客爲取、右申渡も有之處、餘商賣い

たし候吉兵衛方え、遊女差遣候不埒にて、一辨、差免
置遊女ニ候得へ、隠賣女商賣いたし候よりハ品輕入、
可有御座候間、隠賣女いたし候もの之御定より輕く、
そのつるへ、契情町え差戻し、百日手鎖、
(本書)
評議之通濟

三一六 寛政十年年御渡

四十番

甲府勤番支配伺

- 一 無宿・民藏、盜并半坂いたし候一件、

元 榊原小兵衛御代官所
當時堀谷文右衛門

甲州巨摩郡垂崎宿

旅籠屋

惣左衛門

右之もの儀、兼々御法度之儀を乍存、觸を背、隠賣女仕
候儀、不届ニ付、身上ニ應し過料之上、百日手鎖、宿方え
預ケ置、隔日封印改、

此儀、去ル丑年、御書付ニハ、隠賣女抱主、身上不殘、
建家共取上、百日手鎖にて、所え預、隔日封印改、と有
之候處、同年、曲淵甲斐守、御勘定奉行之節、手限伺之
上、御咎申付候、上州・野州・武州村々、隠賣女いたし
候もの共儀、右、御書付之通、可奉伺儀ニ御座候處、江
戸町々と違ひ、在方之ものニ付、無身上ニ相成候て
ハ、御咎中、御當地飯料迄も差支、殊、多人數之儀ニ
付、建家等取上候ては、旅人休泊ニも差障、其上、木崎
宿之儀ハ、例 幣使道ニ付、旁、差支可相成儀も難
計、奉存候間、御定之通、奉伺候段、申上、其通、相濟候
例も有之、此一件ハ、多人數ニも無御座候得共、在方
之ものハ、江戸町方とも違ひ、無身上ニ相成候てハ、
田畑ニも相放レ、其上、垂崎宿ハ、甲州道中ニ付、旅人
休泊之差支、難計ハ、同様之儀ニ付、隠賣女いたし候
もの之御定にて、伺之通、身上ニ應し過料之上、百日
手鎖にて、所え預、隔日封印改、
(本書)
評議之通濟

猥ニ本則を受并鳴物停止中執
行ニ出候類

三一七 明和九辰年御渡

巳三番

大坂町奉行伺

- 一 御停止中、虛無僧執行ニ罷出、致口論候一
件、

上本町四丁目南半

奈良屋善兵衛借屋

播磨屋

竹名鐵鬼 藤右衛門

外貳人

右藤右衛門、甚兵衛儀、宗法をも不承札、御停止中、借屋
人之身分にて、虛無僧執行、罷出候段、旁、不埒ニ御座候
間、居町拂、

- 一、要藏儀、藤右衛門、甚兵衛兩人とも、弟子ニ候得共、兼

て、宗法をも得と申聞置、殊更、口論之節、申宥方も可有
之處、俱々、乍立加、無其儀段、不行届儀ニ御座候間、急
度叱り、

此儀、一件吟味書之内、難分儀有之、評議難決御座候
ニ付、伺之上、大坂町奉行を懸合、於彼地、京都明暗寺
相札候處、寶曆九卯年十月六日、阿部伊豫守殿、寺社
奉行之節、於内寄合、百姓町人え、本則致附與候儀、停
止之旨、一月寺・鈴法寺え、書付を以、申渡有之候ニ
付、卯十月以前、百姓町人え致附與候本則之儀、相伺
候處、右以前之分ハ、其分ニいたし置候様、申渡有之、
播磨屋藤右衛門、久寶寺屋甚兵衛・田見屋要藏とも
ニ、卯十月以前之本則ニ候處、其後、明暗寺院代并當
住、本則認直シ、引替候趣、申候段、大坂町奉行より申
越候ニ付、寺社奉行書留等、相札候處、寶曆九卯年、申
渡候趣ハ、相違無御座候得共、諸國配下之寺院ニも、
一月寺・鈴法寺より申達、右以前、致附與置候・百姓町
人本則所持之分、人別爲差出、限印と唱、兼て相渡置
候本則之裏え、印形差出候、以來は、百姓町人え、本
則不相渡、右限印渡置候百姓町人えも、住持代り之

節は、先住、致附與置候本則裏え、致繼印、相渡、尤、限
印受候百姓町人は、其身一代限之事にて、二代目よ
り、元仕官のものにて、本則附與不相成、鳴物停止
之内は、相續、修行ニ罷出様、一月寺・鈴法寺より
申渡置候儀ニ御座候、此三人のもの共、卯年以前之本
則ニ候得共、其後、認直し相渡、其上、藤右衛門・甚兵
衛、宗法を不承置、鳴物停止中、修行ニ出、及口論候始
末、不埒之至、要職儀も、兼て宗法を不申聞、殊ニ、口
論之節、取續も不致段、是又不埒にて、御答同様にて
可有之哉ニ付、差當り、例は不相見候得共、三人とも、
本則法具取上、三十日手鎖、
(本則) 評議之通濟

泉州大島郡福田村

百姓大吉同店

竹名友笛事

善兵衛

三一八 寛政六寅年御渡

七十二番

大坂町奉行伺

一 虚無僧疵受候一件、

小出金三郎知行

右之もの儀、百姓町人え本則附與、御制禁之儀、別て、渡
世慰等ニ、虚無僧修行いたし候宗法ニハ無之處、百姓
之身分にて、明暗寺又ハ清海寺本則、二重ニ致附與、吹
入會判を以、春待より差免候迎、宗意不承札、狼ニ、虚無
僧修行いたし、文通ニ行違候初、宗禁請、後悔之上、宗門
學候儀、相止候由之一札をも差遣乍置、士流本則附與之
世話いたし、既、同人儀、容易ニ宗具相用、宗縁之もの、
徒黨同前之申合ニ加り、俱々及狼藉候仕儀ニ至り候始
末、不届ニ付、最前明暗寺より附與之本則取上、所拂、
此儀、安永二巳年、評議ニ御下被成候、大坂町奉行相
伺候、上本町四丁目・善兵衛借屋・藤右衛門、北平野
町三丁目・伊兵衛借屋・甚兵衛儀、宗法をも不相札、御
停止中、借屋人之身分にて、虚無僧修行ニ罷出候段、
旁、不埒に付、居町拂と相伺、評議之上、兩人とも本則
宗具取上、三十日手鎖、と申上、其通、相濟候例ニ見

合、品不宜候間、清海寺より附與いたし候本則印紙并

宗具は、先達て取上候ニ付、最初、明暗寺より附與之

本則取上、五十日手鎖、

(本則) 評議之通濟

鈴木新吉御代官所

河州若江郡稻葉村

氏神宮守

(内本本堂に在り)
竹名守翁事

求 七

右之もの儀、百姓町人之身分にて、本則附與、難成儀、乍
相辨、元浪人之名前申立、狼ニ、清海寺本則附與いたし、
其上、渡世のため虚無僧修行いたし候宗法ニは無之處、
吹入會判を以、春待より差免候迎、宗意をも不承札、虚
無僧修行ニ罷出、且、湖風え申談、宗門學候儀、退候後
も、同人并身元も不相分候宗縁之ものを、一宿爲致候始
末、不届ニ付、所拂、

此儀、前書、善兵衛例ニ申上候、藤右衛門外壹人ニ見

合、三十日手鎖、

不實之類

(本則) 評議之通濟

三一九 安永八亥年御渡

子十二番

道中奉行伺

一 勢州鹽濱村之もの共、東海道四日市宿・獵船
を追散、乗組之内、變死いたし候一件、

松平甲斐守領分

東海道四日市宿

獵師網元

理兵衛

右之もの儀、鹽濱村地先、濱魚獵之儀ニ付、右村獵師共
と申争、扱中、双方、魚獵相止罷在候内、密ニ、魚獵可致
旨、乗組之もの共え申聞、其上、鹽濱村之もの共ニ被追
散候節、與八、逃後、打擲ニ逢、水中ニ漂候を、取揚、相果

候ハ、持歸、可訴出處、鹽濱村洲先ニテ、被打殺候躰ニ、重立取拵、洲先え死骸拾置、翌日見附候趣、^(大内本)申成候段、有躰ニ無之、旁、不埒ニ付、過料錢五貫文可被、仰付哉之旨、相伺申候處、獵いたし候發端之もの、右躰、不届之頭取ニテ、畢竟、右仕方より、死失人も出来、殊ニ、申立方も取拵、偽之仕方、重々不届ニ候得は、御仕置甚輕く可有之旨、御尋有之、彈正少弼御答之趣へ、獵いたし候發端之もの、不届之頭取ニテ、右仕方より死失人も出来、殊、申立方も取拵、偽之仕方ニ御座候得共、右例ニ相添、差上候越後國岩瀨村外貳ヶ村之もの共も、領主普請所え、小屋懸いたし、差留候を不相用、押て獵いたし候ニ付、銘々村過料錢申付、右は領主より差留置候獵場ニ御座候、此度之獵場へ、一躰、殺生不相成場所ニも無御座、前々より、双方、入會來候場所ニ付、別紙裁許之儀も、其通奉伺、双方入會之場所ニ御座候處、論中故、村役人申合ニテ、魚獵留置候迄ニテ、品輕く、且申立方取拵候仕方も、不届ニ相聞候得共、與八、打擲ニ逢、相果候ニは相違無御座、右相果候場所を替、願出候ても、有躰ニ訴出候ても、鹽濱村之もの共御仕置ニ、振候儀は無

御座、變死之ものを内證ニテ葬候寺院、五十日通塞、之御定有之、百姓ニ候得は、其品ニより、三貫文、五貫文之過料、申付來、内證ニテ相濟し候よりへ、四日市宿之もの、願出候方品輕く、申立方之不埒も、過料程ニ相當、左候得は、過料ニ當り候科、貳ツニ御座候間、過料錢五貫文ニテ、相當可仕哉と奉存候旨、申上候、此儀、論所へ、都て吟味中、手入致間數旨、申付置候處、手入いたし候もの、其品ニ寄、急度叱り又は過料錢申付來、爭論取扱中、村役人差留置候場所ニテ、獵いたし候科も、同様ニ御座候、與八死骸を洲先え拾置、其所ニテ被打殺候躰ニ取拵、訴出候は、不届ニ相聞候得共、吟味書之趣ニテは、與八、水中ニ漂候を、船中え引揚候處、殿敷打擲ニ逢候様子ニテ、言舌も不相分、甚弱り候ニ付、介抱いたし候内、無程、相果候處、死骸持歸候てへ、鹽濱村を相手取、申立候趣意、薄可相成と存、右之通、取拵候趣ニ御座候、御定書ニ、名目重ク相聞候とも、事實ニおゐて、強て人之害ニならざるへ、罪科輕重、格別之事、と有之、別紙、武州新會村、馬士忠兵衛變死いたし候は、松平加賀守、足輕、致打

擲候故之儀と、風聞有之候を、怪我ニテ致落馬、相果候儀と存候旨、申立候へ、事輕可濟と存、吟味之節、其旨申立候同村、年寄六郎左衛門え、過料錢三貫文申付候例有之、右は、全、變死之ものを押隠、申立候趣意ニテ、六郎左衛門申立ニ寄、殺候もの御仕置、振可申處、此ものへ、與八、打擲ニ逢候より、相果候ニは無相違處、其所ニテ相果候儀と申立候へ、趣意薄ク、相成間數と心得違候取拵ニ御座候間、前書之例ニ見合候ても、格別、品重キ取拵ニは、無御座候間、伺之通、過料錢五貫文、

- 阿部 備中守
- 戸田 因幡守
- 太田 備後守
- 牧野 豊前守
- 桑原 伊豫守

此儀、吟味書之趣ニテは、此もの、網元ニテ、乗組之もの共ニ、差圖いたし、村役人共、獵致間數旨、留置候場所え忍參、魚獵いたし候より、事起、死失人も出来い

たし、其上、與八、遊後、打擲ニ逢、水中ニ漂居候を、船中え引揚、介抱いたし候内、相果候程之儀ニ候へ、早速乘歸、村役人え申聞、醫師等掛、不相届迄も、手當いたし可申處、無其儀、死骸を持歸候てへ、塩濱村を相手取、申立候趣意、薄ク可相成と存候迎、塩濱村洲先え、態々持參、與八死骸を拾置、罷歸候段、不實之至り、其上、妻子其外之もの共えも、與八を見失候ニ付、若、先え罷歸候哉之旨、偽申聞、皆々驚、尋ニ罷出、翌朝ニ至り、鹽濱村洲先ニテ、與八死骸、始て見付候躰ニ取拵候段、甚、不埒ニ御座候、最初、道中奉行より、右例ニ申上候越後國岩瀨村外貳ヶ村之もの共、領主普請所え、致小屋掛、差留候をも不相用、押て致獵候段、始末へ、似寄候得共、誰、重立候と申儀も無之候故、村過料ニテ相濟候儀と相見候間、此度之理兵衛えへ、相當申間數哉、此もの儀へ、品へ輕キ儀ニ御座候得共、乗組之もの共え、致差圖、獵留之場所ニテ、兩度迄、魚獵いたし候段、全、頭取之趣意ニ相當、利欲ニ拘、死失人迄致出来、其上、取拵候不埒も御座候間、例へ相見不申候得共、家財取上、所拂、

土岐美濃守
牧野大隅守
曲淵甲斐守
御差圖、家財取上、所拂

太田備後守
牧野豊前守
桑原伊豫守

同人領分

同宿

獵師

拾人

右之もの共儀、鹽濱村地先、濱魚獵之儀に付、右村獵師共と申争、抜中、双方、魚獵相止罷在候内、利兵衛任差圖、密ニ、魚獵いたし、其上、鹽濱村之もの共ニ、被追散候節、與八、逃後、打擲ニ逢、水中ニ漂候を引揚、相果候處、鹽濱村洲先え捨置、其所ニて、被打殺候躰ニいたし成候段、不埒に付、一同、急度叱り、

此儀、前書、理兵衛ニ見合、右理兵衛差圖ニ隨ひ候もの共ニ御座候間、伺之通、一同、急度叱り、

阿部備中守
戸田因幡守

此儀、獵留之場所ニて、魚獵いたし候段ハ、理兵衛、致差圖候故、同人よりハ、始末輕ク、御座候得共、理兵衛ニ同意いたし、與八死骸を、鹽濱村洲先え捨置、罷歸、翌朝、始て見出候躰ニいたし成候段、不埒に付、前書、理兵衛例ニ、道中奉行、申上候越後國岩瀬村外貳ヶ村之もの共、領主普請所え小屋懸いたし、差留候をも不相用、押て、獵いたし候もの共、村過料之例ニ見合、拾人え、過料錢五貫文、

土岐美濃守
牧野大隅守
曲淵甲斐守

御差圖、拾人え過料錢五貫文

三三〇 天明五巳年御渡

午六番

大坂町奉行伺

一 泉屋吉左衛門家督讓渡、差滯候一件、

豊後町
泉屋
理兵衛

右之もの儀、私欲等有之、吉左衛門を押込候様、取計候儀とは不相聞候得共、子年裁許之趣、吉左衛門と和融之儀、申渡、既、吉左衛門儀、手代之内、七右衛門外貳人、不與之もの共立入、差留候ハ、可致和融旨、申談候上は、吉左衛門致納得候様、取計方可有之處、無其儀、和融之儀、打捨置、万次郎、與一、善兵衛、相頼候連、吉左衛門えも不及對談、万次郎と和融いたし、本家え立入、致世話、右不與之手代共をも呼入、家事爲取計、且、作右衛門儀は、不敬之咎、申付候ものニ候處、吉左衛門えも不申聞、元手銀井家號等迄、差遣、爲致別家候段、不埒之至、其上、吉左衛門、万次郎、疎遠ニ成候儀も、不差構、江戸店不取締ニ候連、吉左衛門え届も無之、未、同人名前之店え、万次郎手代、保兵衛を、再應差下し、吉左衛門より、

家守取放、立入差留候手代、又四郎、由兵衛等呼返し、又四郎ハ中橋店支配人ニ申付候段、吉左衛門を其之取計より事發、吉左衛門、彌、憤、万次郎え、家督讓渡之儀も、差滯候様、成行候儀ニて、事を好候取計、重モ立候親類ニハ有間敷仕方、旁、不埒ニ御座候間、五十日押込、此儀、重立候親類ニ候上は、吉左衛門と和融いたし、諸事世話可仕處、和融不致、同人、暇差出候手代共、呼戻、家事爲取計候故、吉左衛門、憤、万次郎え家督讓渡、差滯候、始末ニ相成候段ハ、全、理兵衛取計より事起り、手代共も、半々ニ相成候儀と相聞、不埒ニ御座候間、差當、例は相見不申候得共、一件之内、吉左衛門ニ見合、却て品不宜方ニ御座候間、百日押込、

長堀茂左衛門町
泉屋
理右衛門
同町
泉屋善次郎同家親

理 助

右之もの共儀、子年裁許後、吉左衛門不興之手代共、本家立入差留有無ニ拘り、和融不相調、吉左衛門一存ニて家事取扱、不取締ニ候ハ、双方え、得と申談、取治方も可有之儀、其上、吉左衛門え不申聞、理兵衛・万次郎、致和融、同人、本家え立入、家事取計、吉左衛門・万次郎とも、疎遠ニ相成候儀をも、乍承、其分ニいたし置、且此度、理兵衛願之趣、申談候節も、先ッ吉左衛門え掛合、不埒之返答いたし候ハ、出訴可致事ニ御座候處、無其儀、理兵衛取扱方、巨細之趣意も不存、同人願ニ同意いたし、證文差遣候始末、不行届等閑之儀ニて、親類之身分ニて、有間敷仕方、不埒^{大内本}御座候間、三十日ッ、押込、此儀、前書、理兵衛ニ見合、品輕御座候間、五十日押込、
(本書) 評議之通濟

三二一 寛政二戌年御渡

四十九番

大坂町奉行伺

一 伊豫國櫻井村、爲右衛門、同村・友右衛門を殺害いたし候一件、

元 万年七郎右衛門御代官所
當時菅谷彌五郎
伊豫國越智郡櫻井村

百姓

近右衛門

右之もの儀、利八宅ニおゐて、友右衛門、被殺候様子、承り、俄ニ、其夜、女房、だいを致離別候段、至、爲右衛門と縁有之、縁合有之候てハ、後難可相應哉と推量、右辨取計候段、不實之至、不埒ニ付、急度叱り、此儀、吟味書之趣ニてハ、兼て、だいに不行届儀も有之、心底ニ不叶、其上、爲右衛門所行、不見届候故、無何ト、疎遠ニ打過候處、去ル未十二月晦日、爲右衛門、居宅ニおゐて、友右衛門を殺候沙汰有之候ニ付、身分ニ拘り候儀も、出來可致哉と推量、右辨取計候趣ニ御座候、右取沙汰承り、難縁いたし候段ハ、不實ニ有之、一通り之不束よりハ、品不宜候ニ付、過料錢三貫文、

(本書) 評議之通濟

三二二 寛政四子年御渡

拾五番

町奉行

池田筑後守伺

一 荒井十兵衛・舊家來・近藤甚左衛門、不埒之取計いたし候一件、

伊奈右近將監支配所

武州葛飾郡下鎌田村

浄土宗

安養寺ニ居候

源 兵衛

右之もの儀、兄・孫右衛門より、同人娘、はまを預置候處、身上不如意ニ相成、養育難致、相對之上、神奈川宿・旅籠屋え、月雇・飯賣女ニ差遣置候處、近藤甚左衛門任申、孫右衛門え對談も不致、甚左衛門え養女ニ遣、其上、

同人、人主、此もの受人ニ立、四ッ谷内藤新宿・旅籠屋・忠兵衛方え、飯賣女ニ差遣、給金之内、壹兩三分貰受、酒食ニ遣捨候段、不埒ニ付、三十日押込、

此儀、はまハ、此もの兄・孫右衛門娘ニて、同人身上仕廻候ニ付、被頼、引取、養育いたし置候處、此ものも、身上不如意ニ成、はまと相對之上、月雇・飯賣女ニ差遣、又ハ近藤甚左衛門方え養女ニ遣し、其後、同人年季・飯賣奉公、爲致候節、自分、金子入用有之、年季相増、加判いたし遣、右給金之内貰受、遣ひ捨候儀ニて、此もの之養女ニは無之候得共、輕キもの、養娘、遊女奉公ニ出し候もの、實方より訴出候とも、無取上、と有之御定も、御座候間、飯賣女又ハ養女ニ差遣候段ハ、御咎、附候程之儀ニも、有御座間敷候得共、右、御定、但書ニ、養娘、格別難儀いたし候事を、養父取計候ハ、可途吟味候、實子ニても、親仕方、法外之儀有之候ハ、吟味之上、相應之御仕置、可申付事、と有之、此もの兄・孫右衛門より被頼、引取置候姪を、同人え相談も不致、無沙汰ニ飯賣女又ハ養女ニ遣、給金貰受、自用ニ遣ひ候段は、不實之致方ニ御座候間、右、

御定。但書ニ見合、過料・手鎖等ニテ相當可仕哉之處、
身上も無之、其上、病氣ニテ手足とも不叶之ものニ
付、右御各ニハ難申付候上ハ、伺之通、三十日押込、
(本番)
評議之通済

三三三 寛政六寅年御渡

五十九番

長崎奉行伺

一 日向國眞光寺村・吉助儀、捨子を貰ひ、直ニ
其子を捨候一件、

長崎金屋町

市

助

右之もの儀、權八出生之女子を、養育料錢四貫五百文相
添、養子ニ貰ひ、育兼候ハ、權八方え可差返處、女房致
難縁、其上、此もの病身ニ成、難儀ニ候迎、右小兒を、京
屋利三次方え捨候段、不届之至ニ付、引廻し之上死罪、
此儀、寶曆九卯年、土屋越前守、町奉行之節、伺之上、
御仕置申付候、阿部川町・喜平次店・平六方ニ居候治

兵衛儀、長左衛門孫娘・そよを貰受候節、證人ニハ、淺
草醫王院門前・清七店・茂兵衛を相立、有合判押置、其
段、茂兵衛えは不申聞、其上、此もの女房・つね、欠落
いたし、右そよを養育成兼、長左衛門方え、引取吳候
様、申聞候處、養育金相添、口入人等立合之上、可引取
旨申候ニ付、金子之手當も無之、左候得は、捨候より
外無之旨、申候得共、長左衛門、取敢不申候ハ、訴
出、致方も可有之處、無其儀、養娘そよを、總泉寺境内
え捨候段、不届至極ニ付、遠嶋申付候例ニ見合、遠嶋、
(本番)
評議之通済

長崎出來鍛冶屋町

京屋

利三次

右之もの儀、捨子有之候節ハ、早速、町役人え申立、御役
所えも可相届旨、兼て申渡置候處、不相守、非人・龜松を
頼、錢貳貫文相添、内々ニテ、右捨子を無宿・吉助え差遣
候段、不埒之至ニ付、過料錢五貫文、
此儀、捨子有之候を、内證ニテ、隣町等え、又候、捨候

當人、所拂、之御定ニ見合、養育料を相添、吉助え差遣
し候は、右御定より、品輕御座候得共、吉助を無宿と
ハ不存候とも、身元をも不相糺、差遣候不念も有之候
間、伺之通、過料錢五貫文、
(本番)
評議之通済

三三四 寛政九巳年御渡

午壹番

町奉行

小田切土佐守伺

一 龜嶋町・吉兵衛、不實之取計いたし候一件、

龜嶋町

長三郎店

吉兵衛

右之もの儀、同居爲致候藤七ハ、鍛冶道具并金子等相
添、厄介ニいたし候積リニテ、藤七・元家主・勘兵衛え、
大切ニ養育可致旨、書付等も差出置候上ハ、老年之儀ニ
も候得ハ、旁、龜末ニ無之様、養育可致處、貧窮ニテ、暮

兼候迎、藤七を物質ニ差出、其上、途中ニテ相煩、右町内
より引取候後、藥用も不爲致、差置、既ニ、此もの留守
中、藤七相果候段、不仁成致方、不届ニ付、輕追放、
此儀、藤七ニ、物質ひ爲致候儀并藥用之手當不行届段
ハ、貧窮之ものにて、其日を送り兼候故之儀ニ有之候
得共、由緒も無之・藤七を、世話いたし候積リにて、鍛
冶道具、其外鍋釜并金壹兩相添、最初、引受候上は、可
成丈、深切ニ可取計儀、御座候、御定書ニ添候例書之
内、武州上大崎村・五兵衛儀、同國上平野村・清右衛門
方ニ奉公いたし、傍輩女さよと密通いたし候處、傷産
之上、相煩候ニ付、同國高島村ニ居候母方え、連參り
候迎、途中にて、さよ相果候處、最初懷胎候節、五兵衛
子ニテは無之旨、偽り申聞置候故、死骸を持行候儀も
難成、同國小針村地内ニ捨置候段、不仁之仕方、其上、
さよ、未果内、捨候哉も不決ニ付、遠嶋可申付哉と相
伺、重敵之上、重追放と、御差圖有之ニ見合、藤七相
果候節は、此もの留守之儀ニテ、一躰之趣意も、右例
よりは輕く御座候處、乍少分、金子を貰ひ、引受、人情
之薄始末ハ、敲ハ附可然哉ニ御座候間、右例より一等

軽く、敵之上、輕追放、
(本番)
評議之通濟

同店

甚 八

右之もの儀、隣家・吉兵衛方ニ居候藤七、病氣にて、土間
え轉ひ落、疵も少々出来候に付、此上、右躰之儀、無之
様、致度旨、せん、相頼候へ、如何様とも、致方可有之
處、老年之上、病氣之ものを、右躰、帶にて、肩より脇腹
え懸ケ、縛置候段、不埒ニ付、五十日手鎖、

同店

惣 内

右之もの儀、せんニ被頼、病人・藤七ニ附添罷在候儀ニ
付、不埒之筋ハ無之候得共、藤七死骸、葬候節、火葬札を
以、葬送いたし候を、如何之儀とも不心附、附添參候段、
不埒ニ付、急度叱り、

此儀、兩人とも、藤七儀、老害いたし、火を龜末ニいた
し候故、水谷町・市右衛門店よりも差戻し、其上、立

騒、土間え落、すり疵も出来いたし候上は、此上、怪我
有之候ては、不實旨、吉兵衛妻・せん、申聞候ニ付、帶ニ
て縛り、柱え結付候儀は、下賤之もの、附添居候儀も
難相成上は、無據筋ニ可有之、火葬札にて、極樂寺え
葬候儀は、不苦事と、心得候儀にて、格別之不埒も無
御座、甚八は、品不實候間、伺之通、五十日手鎖、惣内
ハ、急度叱り、
(本番)
評議之通濟

三二五 享和二戌年御渡

貳 番

大坂町奉行伺

一 備中國西江原村・百姓嘉右衛門、居催促爲致
候一件、

板倉周防守領分

備中國松山南町

山田屋

幸 八

外 貳 人

右之もの共儀、半右衛門より借受候銀子ハ、領主え之用
立銀ニ候とも、半右衛門・平五郎より、領主役人え引合
候事ヲ無之、此もの共、田畑も書入有之上ハ、銀主共、此
もの共え之貸附銀ニ候旨、申聞候儀も、最初より應對之
趣にてハ、相分有之筋にて、假令、領主より下ケ銀無之
とも、銀主え對、難相濟儀ニ有之上ハ、如何様共、納得い
たし候様、取扱方、可有之處、下ケ銀無之を幸ニ、永々、
滯銀・元利共、不差遣、拾置候段、不實之取計、既、嘉右衛
門・斧右衛門、催足ニ參候節、斷、申聞候而已にて、實意
之懸合、無之より、居催促人を附、市郎兵衛方にて、及高
高候仕儀ニ相成、十郎兵衛儀ハ、其節、留守中之儀ニ候
とも、元來、不取計之段、一同不埒ニ付、幸八・市兵衛ハ
三十日押込、十郎兵衛ハ急度叱り、
此儀、掛合方不行届迄ニハ候得共、幸八・市郎兵衛ハ、
一通之不行届よりハ、品不實候間、過料錢三貫文宛申
付、十郎兵衛ハ、伺之通、急度叱り、
(本番)
評議之通濟

板倉周防守領分

備中國松山本町

醫師

竹井秀伯

外 壹 人

右之もの共儀、嘉右衛門・斧右衛門より、銀子返濟之儀、
申聞、市郎兵衛・幸八え、懸合候節、領主役人より下ケ
銀無之、難相濟旨、申之候とも、素々、市郎兵衛外兩人、
借受候證文ニ有之上ハ、領主より下ケ銀無之候とも、不
拾置、如何様ニも、取扱可致筋にて、嘉右衛門・斧右衛
門儀も、領主用立銀ニ差出候段ハ、證文文段ニも相見、
殊ニ、勝手方役人裏印も有之上ハ、領主え拘り候儀、無
之と之申立ハ、不束之儀ニ付、双方え幾重ニも申宥、穩
潤之懸合、可致様、取計も可有之處、無其儀、不行届段、
不束ニ付、急度叱り、
此儀、不束迄ニ付、伺之通、急度叱り、
(本番)
評議之通濟

囚人頼ニ應し取計遣候類

三二六 安永七戌年御渡 拾八番

火附盜賊改

土屋帯刀伺

一 中郷村・無宿・八十、盗いたし候一件、

上野元黒門町

行事

長兵衛

五人組

善兵衛

細取

平次郎

右之もの共儀、預り置候囚人・吉兵衛、任頼ニ、小手纏ゆるめ遣し、其上、同人より圍六え、銀子預ヶ候始末も、不心附、等閑之致方、不埒ニ付、銘々、急度叱り、

此儀、別紙類例ニ見合、壹人、過料錢三貫文ツ、
評議之通濟

三二七 安永八亥年御渡 子拾番

大坂町奉行伺

一 無宿・樽屋の彌助、船圍を拔出竝牢内ニて女を殺候一件、

堂嶋彌左衛門町

浪屋

次兵衛

右之もの儀、牢番ニ罷出候節、きよえ、小刀貸遣候より事起、既、十右衛門、右小刀を以、牢仕切之板、切明ヶ、きよを引入、密會仕、刺、突殺候仕儀ニ相成候段、旁、不届至極ニ付、死罪ニも可奉伺ものニ候得共、きよ儀、遠嶋申渡申置候身分、殊ニ、女之儀ニ付、暫時貸遣候迎、別條も有之間敷と、誠ニ心得違候趣、無相違相聞候間、遠嶋、

此儀、都て、入牢申付候ものハ、懷中迄、悉、相改、脚之品ニても、爲持置候儀、無之候處、小刀貸遣し候段ハ、牢番いたしなから、右を忘却いたし候段、不届ニ御座候間、別紙類例ニ見合、伺之通、遠嶋、
評議之通濟

三二八 安永九子年御渡 拾番

大坂町奉行伺

一 無宿・長柄の十右衛門、牢抜いたし候一件、

播州西成郡役人村

和泉屋利兵衛借屋

住吉屋

伊兵衛

右之もの儀、在牢中、爲手當、相詰居候身分にて、囚人頼ニ隨ひ、質物之世話いたし、徳用取、刺、牢内拔出候手段ニ、致荷擔、手鎖を外し遣し、牢屋敷表門を連出候段、重々不届至極ニ御座候間、死罪、

此儀、先達て、評議仕、申上候、無宿・樽屋の彌助・長柄の十右衛門、船圍を拔出、牢内ニて女を殺候一件之内、堂嶋彌左衛門町・桑野教連借屋・浪屋次兵衛儀、牢番ニ罷出候處、きよえ、小刀貸遣し候より事起り、既、十右衛門、右小刀を以、牢仕切之板、切明ヶ、きよを引入、密會仕、刺、突殺候仕儀ニ相成候段、不届ニ付、死罪ニも可奉伺ものニ候得共、きよ儀、遠嶋申渡置候身分、殊ニ、女之儀ニ付、暫時、貸遣候迎、別條も有之間敷と、誠ニ心得違候趣、無相違相聞候間、遠嶋可申付哉之旨、申上、其通、相濟候ニ見合、此ものハ、徳用を取、殊ニ、十右衛門手鎖を外し、牢屋表門を連出候段、旁、不届至極ニ御座候間、伺之通、死罪、
評議之通濟

三二九 天明元丑年御渡 拾九番

日光奉行伺

一 野州和泉村・彌兵衛倅・直吉、人を殺候一件、

日光御領

下野國都賀郡和泉村

百姓彌兵衛組合

利左衛門

右之もの儀、直吉入牢之節、附添罷出候上ハ、急度附添可罷在處、無其儀、直吉儀、吟味之筋ニテ、致入牢候ものニ候處、同人任相頼、目代役所えも不相伺、十次郎方え參、青梅嶋布子壹、受取參、直吉え相渡候段、不埒之至ニ付、過料三貫文、

此儀、内分ニテ、直吉え、布子相渡候迄之不埒ニ御座候間、差當、例は相見不申候得共、伺之通、過料錢三貫文、

燒失いたし不相知旨、申來ル

計いたし候一件、

北久太郎町貳丁目

近江屋伊右衛門支配借屋

田中屋

傳兵衛

右之もの儀、町預申付置候藤十郎より、吉兵衛方え遣候書狀、藤十郎任頼、自分名前相認、長崎え差遣候段、不埒ニ御座候間、三十日手鎖、

此儀、不束迄ニ御座候間、急度叱り、
評儀之通濟

三三一 寛政五丑年御渡

火附盜賊改

三拾壹番

長谷川平藏伺

一 寄場人足、入墨あご吉事、與四郎、盜いたし候一件、

三三〇 寛政四子年御渡

大坂町奉行伺

拾貳番

一 長崎表え罷越、唐物賣買之儀ニ付、不埒之取

寄場人足

世話役

吉兵衛

右之もの儀、芝え引取人相頼ニ罷越度旨、與四郎任相頼、俱々申儀、其上、差添罷在候途中、帶、盜取候砌、被見咎、右品相返し、内分ニ取計候ハ、罷歸候節、其向えも可申出處、無其儀、俱々押隠し罷在、殊ニ、右、與四郎儀、途中之盜いたし候處、會て不存罷在、其上、借受候南銀、預り置候段、差添候證も無之、旁、不埒ニ付、預り置候南銀取上、三十日手鎖、

此儀、安永七戌年、評議ニ御下ケ被成候、土屋帶刀相伺候、中ノ郷無宿、八十、一件之内、上野元黒門町、行事長兵衛、五人組善兵衛、繩取平次郎儀、預り置候囚人、吉兵衛、任頼ニ、小手繩ゆるめ遣、其上、同人より圓六え、銀子預ケ候始末も不心附、等閑之いたし方、不埒ニ付、銘々、急度叱りと相伺、評議之上、過料錢三貫文宛と申上、其通り、相濟候類例ニ見合、伺之通、南銀取上、三十日手鎖、

評議之通濟

三三二 寛政十二申年御渡

火附盜賊改

七拾貳番

岡部内記伺

一 本所無宿、入墨龜五郎、博奕いたし候一件、

淺草福井町貳丁目

書役

佐兵衛

右之もの儀、囚人預り、差添罷在候ハ、假令、如何様ニ相頼候とも、知ル人の方え爲立寄候儀ハ勿論、面談等も爲致間敷處、差添罷在候證も無之、囚人任頼、禮物等は取不申候得共、後々、遣恨受可申儀をいとひ、知人吉兵衛、政右衛門宅え爲立寄、刺、政右衛門方ニテハ、町抱長次郎、貸遣候金子、取次遣し、殊ニ、右、始末ニ候ハ、送り届候上は、其段、可申立處、無其儀、其儘ニいたし置候上は、申合候も同様之始末、不埒ニ付、過料三貫文、

此儀、書役と唱へ、事馴罷在候儀ニ候とも、一辨、町内抱之身分ニ付、纏取同様、急度叱りニても相當可仕哉ニ候得共、後々、遣恨受可申儀を厭ひ、囚人、龜五郎任申、爲立寄可申旨、彦九郎并纏取之ものを申聞、其上、龜五郎借受候金子、取次遣候ものにて、品不宣候間、伺之通、過料錢三貫文、
(本番) 評議之通濟

淺草福井町貳丁目

月行事

彦九郎

纏取

小三郎

外登人

右之もの共儀、囚人預り、差添罷在候へ、たとへ、如何様之儀、相頼候とも、知ル人之方え、爲立寄候儀は勿論、面談等も爲致間敷處、差添罷在候證も無之、囚人任相頼、禮物等へ取不申候得共、後々、遣恨受可申儀を厭ひ、其上、書役、佐兵衛、取扱候事故、同人儀 公邊向も馴

候ものニ付、障も有之間敷と存、吉兵衛、政右衛門兩人宅え爲立寄、其上、政右衛門方にてへ、町抱、長次郎、貸遣候金子、佐兵衛取次、龜五郎相渡候へ、右始末、送り届候上、可申立候處、無其儀、行事、彦九郎儀へ、町役をも相動候上へ、猶又、心附方も可有之處、無其儀、一同不埒ニ付、急度叱り、

此儀、彦九郎儀へ、其節、行事をもいたし、附添罷越候ものニ候得共、佐兵衛儀、事馴罷在候儀故、同人申ニ任七、道寄等爲致候へ、一通り之不念より品不宣候間、過料錢三貫文申付、小三郎外登人へ、纏取ニ罷越候迄にて、品輕く御座候間、伺之通、急度叱り、
(本番) 評議之通濟

深川八幡旅所門前

勘助店

町抱

長次郎

右之もの儀、纏付之もの、金子無心申聞候へ、捕押、訴出可申處、無其儀、人立いたし候儀を厭ひ、行事、政右衛

門えも不申聞、金子貸遣候段、不埒ニ付、急度叱り、此儀、囚人、龜五郎罷越、金子借受度旨、申聞候ニ付、人立いたし候を厭ひ、用立遣候段へ、小田切土佐守、差上候例書之内、深川八幡旅所門前、庄八、同様之趣意ニ付、伺之通、急度叱り、
(本番) 評議之通濟

三三三 享和元酉年御波

五拾六番

火附盜賊改

岡部内記伺

一 青山無宿、利八、博奕いたし候一件、

四ツ谷長安寺門前

行事

十兵衛

五人組

市兵衛

右之もの共儀、囚人預り、差添罷在候へ、たとへ、如何

様ニ相頼候とも、知人之方え、爲立寄候儀は勿論、面談等爲仕候儀も難相成儀、町役をも相動候上は、辨可罷在處、利八任相頼、定右衛門方え爲立寄、又へ平七、松五郎方えも爲立寄、或は金子、下帯、手拭等之無心爲致、殊ニ、右鉢之始末ニ候へ、召連候上、其段、可申立處、無其儀、不埒ニ付、過料錢三貫文ツ、

此儀、去申年、評議ニ御下ケ被成候、岡部内記、相伺候、淺草福井町貳丁目、月行事彦九郎、纏取小三郎、同六兵衛儀、囚人預り、差添罷在候へ、たとへ、如何様之儀、相頼候とも、知人之方え、爲立寄候儀は勿論、面談等も爲致間敷處、差添罷在候證も無之、囚人任相頼、禮物等へ取不申候得共、後々、遣恨受可申儀をいとひ、其上、書役、佐兵衛、取扱候事故、同人儀 公邊向も馴候ものニ付、障も有之間敷と存、吉兵衛、政右衛門兩人宅え爲立寄、其上、政右衛門方にてへ、町抱、長次郎、貸遣候金子、佐兵衛取次、龜五郎相渡候へ、右始末、送り届候上、可申立候處、無其儀、行事、彦九郎儀へ、町役をも相動候上へ、猶又、心附方も可有之處、無其儀、一同不埒ニ付、急度叱りと相伺、評議之

上、彦九郎ハ、過料錢三貫文、細取小三郎外登人ハ、伺之通、急度叱りと申上、其通、相濟候例、彦九郎ニ見合、伺之通、過料錢三貫文ツ、
(本意) 評議之通濟

鯉河橋仲町

次兵衛店

松五郎

右之もの儀、利八より、品送り吳候様、申越候砌、囚人え送り物之儀、難相成筋と、一旦心附、相斷候上にて、後々、遺恨を被合候儀も、難計と存附候へ、其段申出、取計方も可有之處、無其儀、跡より、途中迄追駈盡り、品物送り遣候段、不埒ニ付、急度叱り、

此儀、去申年、評議ニ御下ケ被成候、岡部内記、相伺候、淺草福井町貳丁目、月行事彦九郎、細取小三郎、同六兵衛一件之内、深川八幡旅所門前、勘助店、町抱、長次郎儀、纏附之もの、金子無心申聞候へ、捕押、訴出可申處、無其儀、人立いたし候儀をいとひ、行事、政右衛門えも不申聞、金子貸遣し候段、不埒ニ付、急度叱

りと相伺、評議之上、伺之通と申上、其通、相濟候例ニ見合、伺之通、急度叱り、
(本意) 評議之通濟

吟味ニ成候もの之雜物改之節
取隠候類

三三四 安永七戌年御渡

大坂町奉行

京極伊豫守伺

一 出所不知・唐物、賣買仕候もの共、竝薩州之ものえ銅・斐海鼠等賣渡候一件、

貳本松

菊屋久左衛門借屋

和泉屋

亥十二番

平兵衛

右之もの儀、利欲之筋は不相聞候得共、津國屋庄七儀、主人同然之ものニ候逆、奉行所より召捕候儀、乍承、同人廻船ニ積入有之、銅、内々にて取退、殊更、阿波屋庄七任申、久次郎俱々、右品、川中え沈置、取隠候仕方、不届ニ御座候間、居町拂、

此儀、去ル午三月十日、御渡被成候、神谷大和守、大坂町奉行勤役之節、相伺候、出所不知、唐物、賣買仕候もの共、御仕置評議一件之内、吉田町、平野屋源兵衛儀、菱屋源左衛門、相頼候逆、賣買御停止之廣東人參、買受、并大黒屋俊助申談、出所不知、薙甲等、組合買取、近江屋嘉兵衛方え差登セ、賣捌、其上、井上市郎兵衛、伊勢屋文助より除取候正銘象牙、右兩人より近江屋嘉兵衛方え、送り名前之手板を受取、船頭共え相渡、長崎出船以後、嘉兵衛入牢之様子、承、同人名前にて、差登候ては、取上ニも可相成哉と存付、長州赤間關ニ待受罷在、船頭共より、手板受取、送り先、間違候由、申聞、嘉兵衛名前を、小西屋善兵衛と張替候始末、旁、不届ニ御座候間、存命ニ候ハ、身上三分二取上候程

之過料、可申付ものニ候段、所之ものえ可申渡候哉之段、相伺、評議之上、長崎を構、輕追放、可申付ものニ御座候處、病死いたすニ付、其旨、可存段、一件之もの共え、可申渡旨、被仰渡、可然哉と申上、其通、相濟候例ニ見合、此ものハ、廣東人參賣買いたし候ニも無御座、一辨之始末、品輕御座候間、伺之通、居町拂、
(本意) 評議之通濟

三三五 天明八申年御渡

大坂町奉行伺

一 所々にて金子かたり取候一件、

拾貳番

上本町貳丁目

内藤玄庵借屋

河内屋安次郎幼少

代判安兵衛同家

庄兵衛

外登人

右之もの共儀、徳之丞、奉行所ニ留置相成候様子、承、庄兵衛儀、組之もの罷越候を及見、徳之丞方家内改ニ罷越候儀と相察、其段、きやうえ内證申聞、家内之道具、取隠候様申敷、其上、兩人とも、右退ケ道具、持運ひ候、致手傳候段、不届御座候間、庄兵衛儀ハ所拂、新六儀ハ過料三貫文、可申付哉之旨、可奉伺處、兩人とも病死仕候間、其段、一件之もの共え申渡、

此儀、欠落之もの、關所ニ可成、家屋敷を隠置候もの之御定ニ見合、庄兵衛ハ、徳之丞(方)家内改之もの、罷越候儀と相察、きやうえ内證申聞候不埒も御座候間、過料錢五貫文申付、新六ハ、伺之通、同三貫文可申付ものニ御座候處、兩人とも病死仕候間、其旨、可存段、一件之ものえ可申渡、
(未考) 評議之通濟

三三六 寛政六寅年御渡

甲府勤番支配伺

四十三番

一 當時無宿・左京儀、花火と偽、火術仕候一件、

甲府柳町

喜 八

右之もの儀、左京宿いたし候ハ、身元得と相札、宿可致處、無其儀、幸助任頼、宿いたし、其上、宿取書上、遅リ、左京入牢、雜物改之節、左京より預り候箱、残し置、不差出候段、重々不埒に付、過料三貫文、

此儀、去丑年、曲淵甲斐守、手限伺之上、御仕置申付候、上總國一ノ袋村・源右衛門儀、不受不施内信心は不致候とも、親・市左衛門所持之品、關所ニ相成候節、取隠置候段申聞、伯父・源兵衛・源五左衛門より、書物相渡候節、受取置、其後、捕方之もの、罷越候儀を承、猶又、右兩人申聞候ニ任セ、右書物、隠候始末、不埒ニ付、書物取上・五十日手鎖、申付候例ニ見合、五十日手鎖、
(未考) 評議之通濟

不筋之世話いたし又ハ不慥成
ものと乍心付差置候類

三三七 明和八卯年御渡

甲府勤番支配伺

辰四十五番

一 甲州龍王新町ニ元罷在候勝右衛門、箱訴并
不埒之取拵いたし候一件、

久保平三郎御代官所

甲州巨摩郡富竹村

彌兵衛組頭

勘 兵 衛

長百姓

庄 左 衛 門

年番名主

吉 右 衛 門

右之もの共儀、龍王新町ニ元罷在候勝右衛門、六年以

前、亥年、龍王新町、致欠落候以後、富竹村・彌兵衛方ニ忍罷在候段、彌兵衛、内意申聞、存罷在候上ハ、彌兵衛えも申談、取計方も可有之處、等閑ニ致置、其上、去卯三月、龍王新町・名主・長百姓共、申聞候ニ任セ、右勢之不埒成、勝右衛門、龍王新町え歸村之儀、一紙書付え致連印、御代官所え願出候段、不行届取計方、重々不埒ニ付、名主・吉右衛門ハ、過料三貫文、長百姓・庄左衛門・組頭・勘兵衛ハ、過料壹貫文ツ、

此儀、御定書ニ、受合人も無之、欠落ものを、圍ひ置候もの、過料、と有之、村役人之御定ハ、無御座候得共、欠落ものを圍ひ置候を乍存、其分ニいたし置候ハ、當人も同様ニ可有御座候哉、然處、吟味書之趣ニてハ、龍王新町役人共え懸合候も、吉右衛門、重ニ取計、勘兵衛・庄左衛門ハ、御代官え、勝右衛門歸村之願いたし候節ニ至り、取計候迄ニ、相聞候間、吉右衛門ハ、前書、御定ニ准し、過料錢五貫文、勘兵衛・庄左衛門兩人ハ、同三貫文ツ、
(未考) 評議之通濟

三三八 安永二巳年御渡

未拾壹番

大坂町奉行伺

一 巧を以、江戸表之ものを、證文引渡、評定所裏判願受候一件、

南瓦屋町

川崎屋源兵衛家守

多田屋市兵衛支配借屋

鳴屋吉次同家父

吉兵衛

右之もの儀、徳用ニ拘、五郎右衛門・巧ニ同意仕、次兵衛裏判、爲願受候段、不届ニ御座候得共、徳用不得取儀ニ御座候間、輕追放、

此儀、吟味書之趣ニてハ、古證文之類を取集、貸銀之替りニ、讓受候趣ニ取拵、於江戸表、出訴仕、證文主と銀主、割符いたし候積りに付、此もの手筋ニ、右辨證文も有之候ハ、取集、差越可申候、三奉行裏判之目

安、附候得は、借方之もの、速路對決ニ罷下候儀、迷惑ニ存、無故障、出入相済可申間、右之内ニて、此ものえ、世話料可遣旨、五郎右衛門より承、罷在候處、船屋次兵衛儀、年久敷、貸銀證文、所持致し候得共、願出候ても、大坂表にてハ、無取上筋と存、捨置候ニ付、何卒、願方之手段も、可有之哉と相頼候故、引受、致世話、其上、五郎右衛門・任申旨、目安文言ニ引合候一札を、爲取替候趣ニ、相見申候間、一件之内、喜七ニ見合、所持之品取上、大阪三郷拂、

評議之通濟

豊後町

石川屋吉兵衛借屋

綿屋五助同家

嶋屋

與市

右之もの儀、三右衛門・證文銀之儀ハ、於大坂表、出訴可仕筋ニ御座候處、借方之もの、難澁を見込、五郎右衛門讓受候趣、爲を以、三奉行裏判、爲願受候儀、承候ハ、

差留可申處、無其儀、五郎右衛門世話料之儀迄、承合遣候段、不届ニ御座候得共、徳用ニ拘候儀ニは無御座候間、大坂三郷拂、

此儀、吟味書之趣ニてハ、三右衛門所持之證文を以、五郎右衛門儀、江戸表え出訴之手段も承罷在、世話いたし候ものニて、五郎右衛門え遣候讓證文之儀ハ、三右衛門直相對ニいたし、不存趣ニ候得共、五郎右衛門方え讓受、可及出訴手段、存罷在候上ハ、讓證文之儀を不存候迎も、同様之儀ニて、一件之内、吉助ニ見合、居町拂、

評議之通濟

安堂寺町五丁目

播磨屋利兵衛家守

名倉屋十助支配借屋

八幡屋

儀助

右之もの儀、清兵衛貸銀之儀ハ、於大坂表、出訴可仕筋ニ御座候處、五郎右衛門・巧之趣、清兵衛え申間、儀助世

三三九 安永二巳年御渡

午三拾貳番

甲府勤番支配伺

一無宿・藤兵衛、盗いたし候一件、

元 小田切新五郎御代官所
當時眞野惣十郎
甲州山梨郡國玉村

話を以、借銀之替、讓候趣、取拵候一札、相添、證文、五郎右衛門え相渡遣候段、不届ニ御座候得共、徳用ニ拘り候儀ニハ無御座候間、播・河兩國拂、

此儀、吟味書之趣ニてハ、致懸意候木屋清兵衛、貸銀有之、不身上を見兼、世話いたし、喜七、證文取集候趣、及承、清兵衛え申談、讓證文爲差出候、取次、いたし候得共、徳用ニ拘り候儀は無之趣ニ相見候間、一件之内、又兵衛よりは輕く、三十日手鎖可申付處、六十日以上入牢之ものニ付、令有免、御咎之不及沙汰、

評議之通濟

百姓

五郎兵衛

大原彦四郎御代官所

飛州大野郡久々野郷宮村

百姓

久兵衛

右之もの儀、藤兵衛、盜賊とは不存候得共、無宿ものと乍存、折々逗留爲仕、錢貰受候段、不届ニ付、所拂、
此儀、御定ニ添候例書ニ、同類ハ無之、死罪^(大本内本)可成盜人を乍存、宿いたし、配分は不取候得共、宿錢貰候もの、田畑取上・所拂、と有之候ニ見合、此ものは、盗人と不存、宿いたし、右例よりは、品軽く御座候間、田畑取上ニ不及、伺之通、所拂、
(本番) 評議之通濟

右之もの儀、地改及難遊、徒黨之もの共之宿いたし、寄合場所より、村々え内通いたし候段、不届ニ付、遠嶋、
此儀、一件之内、於其所・磯、と申上候もの共之外、頭取差續之もの之宿いたし候上、村々え致内通候儀と相聞、惡黨ものと乍存、宿いたし、又ハ五七日宛、逗留爲仕候もの、重追放、之御定ニ見合、品重御座候間、伺之通、遠嶋、
(本番) 評議之通濟

三四〇 安永三年御渡

拾三番

御勘定奉行

石谷備後守
川井越前守 伺

一 飛州村々、地改赦免之儀ニ付、及強訴候一件、

馬喰町四丁目

大兵衛店

江戸宿

幸手屋

九兵衛

右之もの儀、飛州・地改難遊いたし候百姓共、呼出之外

ニ罷出候もの共を、吟味を厭ひ、隠置、其上、生國飛州ニ候を相包、實父・儀兵衛方え、尋ニ逢候節之儀迄、申合遣、殊ニ、大沼村・久左衛門、牢死いたし候を、死骸申受、死骨可遣旨、是又、書狀遣し、又ハ高山一ノ町・吉右衛門、罷越候節、届も不致、内々ニて、中野屋半兵衛方え頼遣、宿爲致候始末、不届ニ付、中追放、

大坂町奉行伺

一 攝州石田新田・宇兵衛方ニ雇置候安兵衛、同所・次郎兵衛え、手疵爲負候一件、

久世出雲守領分

河州澁川郡東足代村

無高百姓

彌右衛門

此儀、吟味書之趣ニてハ、飛州百姓之内、呼出候名前外之もの共を、隠置候儀と相聞、重立候ものを隠置候ニハ無御座候得共、實父・儀兵衛方え、尋ニ逢候節之儀迄、申合遣、久左衛門死骸申受、死骨可遣杯、書狀遣候段、全、強訴百姓共之荷擔人と相聞候間、御定書ニ、人殺ニ手傳は不致候得共、荷擔いたし候もの、中追放、と有之候ニ見合、此ものハ、公儀をはかり、久左衛門死骨可遣杯、飛州え申遣候段、品重御座候間、重追放、
(本番) 評議之通濟

右之もの儀、縦、安兵衛、難儀之旨、申候とも、同人儀、欠落仕候ニ付、親類共一同、先達て久離相願、承届置候上は、内分ニて、世話仕間敷處、無其儀、宇兵衛相頼、同人方え、日雇ニ遣置候段、不埒ニ御座候間、二十日押込、
此儀、御定書ニ、請合人も無之、欠落ものを、圍ひ置候もの、過料、と有之候を見合、過料錢三貫文、
(本番) 評議之通濟

三四一 安永五申年御渡

三拾壹番

三四二 安永七戌年御渡

亥廿七番

京都町奉行伺

一 山崎太仲・原田民部、巧事いたし候一件、

大坂酒邊町

升屋善七借屋

井筒屋

忠右衛門

右之もの儀、和泉屋傳兵衛出店、平次郎、名前人相動候節之差引銀、取立方之儀ニ付、平次郎任頼、譯書預り置、其後、阿野家講取金之儀ニ付、太仲を平次郎え引合遣候處、平次郎より太仲え、右銀子取立之儀、直ニ申談、則、阿野家名目金ニいたし、可取立旨、太仲より原田民部え及示談候儀共、承知いたし、諸事互取計、罷下り候様、太仲え申遣候ニ付、傳兵衛方え、阿野家より催促之爲、使者太仲・左門、罷下り候砌、平次郎より預り置候譯書、左門え相渡置候迄ニて、其餘、申合候儀ハ、無之候得共、右、太仲・左門・平次郎、申合、借受證文取拵、傳兵衛方え無辨申懸、猶又、民部儀も罷下り、傳兵衛方え、合符挑燈損候段、申立、ねたり罷越、剩、奉行所を相謀、民部・太

仲、願出候儀共、全、平次郎え、太仲を引合遣候より、右辨、事を巧候様相成、甚、不届ニ付、輕追放、

此儀、巧之儀、申合候ニは無之候得共、平次郎差引銀之儀を、阿野家臺所金ニ取拵、銀主は、民部ニ可致旨、承罷在候ものニ御座候間、一件之内、熊谷主計ニ見合、伺之通、輕追放、
(未考)
評議之通濟

東六條中八百屋町

茶屋

三郎兵衛

右之もの儀、山崎太仲・原田民部・根津彌十郎并平次郎申合、和泉屋傳兵衛方え、阿野家名目銀、貸附之證文取拵、其外、事を巧候儀は、不存旨、申之候得共、太仲を彌十郎え引付遣、其上、彌十郎儀ハ、東本願寺家來ニて、境内ニ罷在、内外様子も存罷在ながら、阿野家家來ニ相成候請人ニ相立遣、阿野家・爲使者、大坂表え罷越候節、路錢等も貸遣、其後、太仲、永暇申渡之節、彌十郎同道いたし、大坂表え罷下り候儀共、不届ニ付、洛中拂、

此儀、前書、井筒屋忠右衛門ニ見合、品輕御座候間、伺之通、洛中拂、
(未考)
評議之通濟

三四三 天明二寅年御渡

佐渡奉行伺

一 佐州大和田村・彌次兵衛、國制之山吹銀、他國え可持出と企候一件、

卯四番

佐渡奉行當分御預所

佐州雜太郎大和田村

百姓與次右衛門梓

源 藏

右之もの儀、金右衛門・彌次兵衛ニ被頼候迎、世話更賃、取候儀も無之候得共、國制之山吹銀、拔賣之世話仕候段、不届ニ付、蔽之上、所拂、

此儀、例も相添、差上申候得共、今般之一件は、拔賣、仕遂不申、品輕く、盜物と乍存、致世話、配分ハ不取も

の蔽、之御定ニ見合、蔽之上、親與次右衛門え引渡、
(未考)
評議之通濟

同郡相川彌十郎町

外吹買石

新太郎

右之もの儀、山吹銀持出候儀、徳用を取可申爲ニハ不相聞、金右衛門に無據被頼、其上、母、申聞候迎、若輩之儀ニ付、山吹銀持出候得共、國制を相背候儀、不届ニ付、遠嶋、

此儀、吟味書之趣ニては、格別品輕相聞、一件之内、徳次郎ニ見合候てハ、江戸拂程之不届ニ可有御座候間、江戸拂ニ准し、相川拂、
(未考)
評議之通濟

三四四 天明四辰年御渡

山田奉行伺

一 勢州宇治今在家町・伊八方ニ懸り居候幸助、

拾七番

盗いたし候一件、

勢州度會郡宇治今在家町

金 助

右之もの儀、盗物とは不存、質入いたし候旨、申候得共、幸助、身分不相應之品、日々、質入相頼候事ニ候得ハ、怪敷心附可申處、無其儀、剩、伊八方より、幸助相返し候様、申越、組合之ものよりも、幸助風聞、悪敷候間、差置申間敷旨、申聞候處、幸助任相頼、居不申候旨を偽、差置候始末、旁、不届ニ付、重追放、

此儀、御定書ニ、悪黨ものと乍存、宿いたし、又ハ五七日宛、逗留爲仕候もの、重追放、と有之、吟味書之趣ニテハ、幸助盗いたし候儀ハ、不存由ニ候得共、幸助身分、不相應之品、度々、質入いたし遣、其上、伊八より、幸助相返し候様、申聞、組合之もの共も、差置間敷旨、申聞候處、幸助不罷在旨、偽、差置候ハ、全、日々、雜用請取候徳分を見込、悪黨ものと乍存、數日留置候ニ相當、品不届候間、右御定より重ク、敵之上、重追放、
(本考) 評議之通濟

三四五 天明四辰年御渡

貳拾三番

大坂町奉行

小田切土佐守伺

一 巧之訴狀差出候一件、

安治川上登町目

播磨屋四郎兵衛支配借屋

笠岡屋

嘉兵衛

右之もの儀、欲心ニ拘候筋ハ無御座候得共、與兵衛頼ニ任セ、古キ帳面ニテ、出訴難成銀子を、可取立ため、願人を、餘人之名前ニいたし、右、與兵衛を相手之内え書入、彼是、取拵候訴狀、證文認遣候段、不届ニ付、存命ニ候ハ、重追放、

此儀、御定書ニ、謀書と乍存、任頼、認遣候もの、重追放、と有之候得共、右は、全之謀書謀判いたし候ものニ被頼、認遣候もの之御定ニ可有御座哉、此度之一

山田奉行伺

一 勢州宇治山田ニテ召捕候無宿・幸助、盗いたし候一件、

稻垣播津守領分

志州答志郡島羽中之郷町

作 兵 衛

右之もの儀、所拂ニ相成候幸助、罷越候ハ、早々、爲立去可申處、病氣之由、申候連、兩三日、逗留爲致候段、不届ニ付、過料錢三貫文、

此儀、請合人も無之、欠落ものを、圍ひ置候もの、過料、之御定ニ准し、伺之通、過料錢三貫文、
(本考) 評議之通濟

三四七 天明八申年御渡

拾貳番

大坂町奉行伺

一 所々ニテ金子かたり取候一件、

三四六 天明五巳年御渡

拾六番

(本考) 評議之通濟

件、本人之不届、全之謀書謀判ニは無御座、例を見合、敵之上、中追放と評議仕候間、本人より重ク可相成筋ニハ有御座間敷哉、去ル未年、評議ニ御下ケ、被成候、大坂町奉行、相伺候、巧を以、江戸表之ものえ、證文引渡、評定所一座、裏判、願受候一件之内、南瓦屋町・植木屋吉助儀、大坂表ニテ、出訴可仕、貸銀證文を、五郎右衛門・巧之趣、承り、右證文銀之儀も、嚴敷取立相成候様、仕度存、江戸表ニテ、願吳候様、喜七を以、相頼、借銀之替、讓候趣ニ取拵候一札、相添、證文引渡、偽之目安を以、爲願受、其上、五郎右衛門任頼、丈助・庄兵衛・清兵衛・源兵衛・又兵衛證文も、吉助より讓候趣、偽之一札、仕遣し候段、不届ニ御座候得共、いまた、返濟銀不得取儀ニ付、輕追放、可申付哉之段、相伺、評議之上、居町拂、可申付旨、被仰渡、可然哉と申上、其通、相濟候例ニ見合、存命ニ候ハ、居町拂、

玉造森町山城屋正意借屋

長門屋桑之進幼少代判

石町灘屋武兵衛支配
借屋

淡路屋

清左衛門

右之もの儀、丈作任頼、同人儀、幼少之衆之進を名前人ニいたし、實ハ其身之住居ニ、借屋借受候儀ニ候處、此もの同意之上、代判いたし遣、丈作儀は、同家人別ニも不加、長々差置候段、不埒ニ御座候間、其身住居之町内を構、所拂、

此儀、御定書ニ、人別帳ニも不加、他之ものを、差置候もの、當人并差置候ものともニ所拂、名主重キ過料、組頭過料、と有之、此もの、他ニ住居いたし候得共、衆之進幼少ニ付、代判いたし、丈作を差置候ものニ御座候間、前書、御定ニ見合、伺之通、其身住居之町内を構、所拂、
(本書)
評議之通濟

三四八 天明八申年御渡

大坂町奉行伺

一 重御役人之家來と偽、廻米取組いたし、金子かたり取候一件、

羽倉權九郎御代官所

攝州西成郡上福嶋村

平戸屋太兵衛支配借屋

丹波屋

忠 七

外 取 人

右之もの共儀、榮左衛門ハ、是迄、同村ニ罷在候節之身分をも存居候上ハ、假令、元主人ハ歸參相叶、用向被申付、忍ニて罷登候旨、申聞候とも、容易ニ信用致間敷處、銘々、身爲に相成候者、榮左衛門申ニ迷、得と實否をも不相糺、金主引付之世話いたし、三郎兵衛・伊兵衛をも、榮左衛門ハ引合候段、不埒ニ御座候間、過料三貫文宛、此儀、吟味書之趣ニてハ、いつれも、源七事・榮左衛門

ハ、同村ニ罷在候ニ付、心易いたし柏崎領出生之由も及承罷在、榮左衛門、取拵之儀、可申聞ものとハ不存、同人申聞候趣、實事と存罷在候ものニ御座候間、實否も不糺、金主之世話いたし候ハ、全、不念迄ニ御座候處、榮左衛門任申、廻米取組、成就いたし候ハ、銘々身爲にも可相成と申合、世話いたし候段、一通り之不念より、品不宜候間、伺之通、過料錢三貫文ツ、
(本書)
評議之通濟

三四九 天明八申年御渡

五拾八番

大坂町奉行伺

一 米賣買之儀ニ付、不正之取計いたし候一件、

天滿老松町

茨木屋

武 兵 衛

右之もの儀、淨心は、米賣買之儀ニ付、京都・於町奉行所、山城國中拂ニ相成、當時無宿之儀等、乍承、引受、伊

助・借屋ニ、當六月以來、無人別ニて差置、其上、淨心儀、先達之御仕置をも不相恐、猶又、此度米商ひいたし候儀をも、世話仕候段、旁、不届、御座候間、大坂三郷拂、此儀、吟味書之趣ニては、淨心は、兼て懸意ニいたし候處、於京都町奉行所、山城國中拂・御仕置ニ相成候後、身分之世話いたし呉候様、淨心悴・伊兵衛より、此もの并伊助方え、書狀を以、頼越候間、世話いたし、無人別ニて伊助店ニ差置候は、數月之儀ニも無之候得共、人別帳ニも不加、他之もの、差置候もの、當人并差置候ものともニ所拂、之御定ニ准し可申處、米賣買筋ニ付、不届之仕形も有之、御仕置ニ相成候ものニ、米賣買爲致候不埒も、御座候間、伺之通、大坂三郷拂、
(本書)
評議之通濟

羽倉權九郎御代官所

攝州西成郡會根崎村

茨木屋

伊 助

右之もの儀、淨心は、米賣買之儀ニ付、京都於町奉行所、

山城國中拂ニ相成、當時無宿之儀をも乍承、武兵衛俱々、世話いたし遣、當六月以來、此もの借屋ニ、無人別ニテ差置、殊、先達て之御仕置をも不相恐、尙又、此度、米商ひいたし候儀を、不差留、其儘ニいたし置候始末、旁、不届、御座候間、所拂、

此儀、前書、茨木屋武兵衛ニ見合、品輕御座候間、伺之通、所拂、
(未考) 評議之通濟

右之もの儀、重兵衛より被相頼、同人、日切受候預ケ銀滯出入、返済銀、調達難相成候付、期を延、爲可申、名目銀借受居候姿ニ取拵、返済相滞旨、願出候儀を、最初、龜之助伯父・伊助え頼次遣候段、公儀を不恐仕方、不届ニ付、大坂三郷拂、
此儀、一件之内、若狹屋與八ニ見合、品輕く御座候間、過料錢三貫文、
(未考) 評議之通濟

三五〇 天明八申年御渡

西四拾四番下

大坂町奉行伺

一名目銀貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件、

玉造左官町
伊勢屋
金兵衛

角倉與一御代官所

河州澁川郡植松村

百姓

源 七

右之もの儀、七兵衛外七人を相手取、濟方相願置候預ケ銀滯出入、日切中、與兵衛方より、名目銀出入願ニ付、此もの出入、引上ニ相成候處、先達て、五郎兵衛え貸置候銀子、返済之便ニも可相成哉と存候迎、五郎兵衛より被頼、同人并外拾人之もの、相手取、久兵衛より相願置候預ケ銀之出入を、引上可申ため、名目銀願付候手段

を、最初、次兵衛え頼次遣、謝禮金銀迄、取替遣候段、公儀を不恐仕方、重々不届ニ付、家財取上、居村并大坂三郷拂、

此儀、吟味書之趣にてハ、上若江村・五郎兵衛え、貸置候銀、返済相滞、催促いたし候節、五郎兵衛外拾人、連判借り之預け銀滯出入、備中屋久兵衛より願出候ニ付、右返済銀、差支、難儀いたし候ニ付、右出入引上候ため、名目銀借受候姿ニ取拵、名目銀支配人より願出候儀、相頼吳候様、五郎兵衛相頼候ニ付、世話いたし遣候ハ、此ものより五郎兵衛え貸置候銀子、可差戻旨、申候に付、其儀ニ泥ミ、世話いたし遣候ものにて、一通りニ世話被頼候而已ニも無御座、前書、伊勢屋金兵衛ニ見合、品不宜候間、過料錢五貫文、
(未考) 評議之通濟

いたし候一件、

羽倉權九郎御預所
攝州東成郡天王寺村
堀越町天王寺屋伊助
借屋
飼葉屋
長 三郎

右之もの儀、新兵衛博突いたし、手目にて、銀子被掠取候迎、内分にて金子取戻遣、内濟いたし候段、不埒ニ御座候間、過料三貫文、
此儀、差當、例相見不申、新兵衛儀、博突いたし、手目にて、銀子被掠取候段、承、内證にて、金子取戻候段ハ、盗人を召捕、雜物取返、内證にて、逃し遣候もの、當人・名主、叱り、但、死罪ニ可成盗人を、内證にて逃遣候ハ、名主・當人、輕キ過料と有之御定ニも准し可申哉ニ付、叱り、
(未考) 評議之通濟

三五一 寛政二戌年御渡

拾六番

大坂町奉行伺

一 西高津新地五町目・播磨屋九兵衛、手目博奕

三五二 寛政四子年御渡

貳拾七番

日光奉行

高尾伊賀守伺

一 野州鹽野室村ニテ捕候縫殿之助、不埒之取
計いたし候一件、

喜連川左兵衛督領分

野州鹽谷郡

喜連川宿ニ罷在候

縫殿之助

右之もの儀、藤七ハ、最初、無宿トハ不存候とも、出所も
不存ものを、家内ニ差置、其後、藤七ハ怪敷ものと乍心
附、申旨ニ任^(内本大寺ニ作る)金子貸遣し、右代り、衣類六品、受取候
段、不届ニ付、所拂、

此儀、安永六四年、評議ニ御下ケ被成候、土屋長三郎、
駿府町奉行之節、申上候、駿府堤添川越町・市左衛門
店・平四郎儀、十川惣助、主人、池田左門方、致出奔候

儀も不存、被履、濃州大垣迄供いたし罷越、其以後、惣
助を數日手前ニ差置、惣助儀、致出奔候もの之由、風
聞乍承、等閑ニいたし置、其上、惣助ニ被頼、買入いた
し遣し候品之内、衣類貳品ハ、惣助儀、傍輩共之衣類、
取逃いたし候品ニ候處、得と、出所も不相札、右辨之
品、質置主ニ相成、買入いたし遣候儀共、重々不埒之
至ニ御座候間、所拂と相伺、評議之上、過料錢五貫文
と申上、其通、相濟候類例ニ見合、過料錢五貫文、
^(本書)評議之通濟

三五三 寛政七卯年御渡

拾番

火附盜賊改

長谷川平藏伺

一 武州角筈村新町・万藏儀、秋元但馬守・足輕
下田半内妻多き・かたり事ニ携候一件、

武州豊嶋郡角筈村新町

次兵衛店

万藏

右之もの儀、衣類等口入いたし遣、度々承リニ罷越候
處、和田屋市左衛門方より、金子差越候筈之處、未、差越
不申候ニ付、受取候積リニいたし、請取書相認、何方え
成共、隠れ罷在、若、金子参り不申候ハ、右、市左衛門
方迄、罷越可申由、任相頼、路用として、衣類受取、所持
いたし候上ハ、馴合候儀も可有之と、再應、吟味仕候處、
全く、馴合、利欲ニいたし候儀ニテハ無之由、申之候得
共、あき任申旨、取拵ニ荷擔いたし候段、不埒ニ付、過料
三貫文、

此儀、吟味書之趣ニテハ、古着調度候間、知ル人も有
之候ハ、口入いたし吳候様、下田半内妻、あき相頼
候故、兼て知ル人、傳右衛門え、右之趣相咄、口入いた
し遣候様、頼候處、同人儀、古着屋藤次郎、代、佐助、同
道ニテ、あき方え衣類持参いたし候處、外え爲見候
間、差置吳候様、申ニ付、衣類預ケ置、罷歸候得共、如
何相成候哉、承り吳候様、傳右衛門、申聞候間、度々承
リニ参り候處、出羽國福嶋町・親類、和田屋市左衛門

方より、金子差越候筈之處、無據儀有之、右品々ハ、武
州角筈村新町・長五郎え預ケ、金子借受、遣捨候故、及
露頭候てハ難立、前書之金子、一兩日中ニハ、可參間、
衣類代金ハ、受取候積り、受取書認、兩三日、何方え成
共、隠れ居候得ハ、延置候手段ニいたし候間、何分聞
入吳候様、連て相頼、尤、金子参り次第、傳右衛門、佐
助兩人之方、片付、身分ニ不拘様いたし候様申、若、兩
三日之内、金子参り不申候ハ、右、市左衛門方迄、受
取ニ参り吳候様申、所持之品之由ニテ、縮緬女小袖壹
ツ、相渡、賣拂候て、右路用ニ可致旨、申候ニ付、受取
候儀ニテ、全く、欲心ニ拘り、頼受候儀トハ不相聞候
得共、あき任頼、不筋之儀ニ、同意いたし候ものニ御
座候間、明和四亥年、評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉
行、相伺候、河州南法善寺村・醫師・市川元泰儀、旭田、
難澁仕候儀を、氣之毒ニ存、旭田任頼、瑞乘え服藥爲
仕候旨、申偽候儀、欲心ニ拘、頼受候事トハ不相聞候
得共、不筋之儀、一旦、同意仕候段ハ、不埒ニ御座候
間、三十日押込と相伺、評議之上、伺之通と申上、其
通、相濟候類例ニ見合、趣意ハ同様之儀ニ御座候間、

御仕置何類集(古類集)七之帳 捉事并御申渡等を背候部 不筋之世話いたし又ハ不
取逃等いたし候ものを奉公濟爲致候類(三五五―三五六) 五二六

何之通、過料錢三貫文、
(本番)
評議之通濟

三五四 寛政八辰年御渡

大津御代官

石原庄三郎伺

一 江州大津中關寺町・檜皮屋忠兵衛借屋・桑名屋藤藏、不正之取計いたし候一件、

一、大津橋本町髮結・繁八儀、藤藏・不埒之取計ニ馴合候筋ハ、不相聞候得共、兼て知人・善之助、相頼候進、身元も不相札、藤藏を世話いたし差置、一旦、欠落いたし候を、尙又、世話いたし遣候始末、不念ニ付、急度叱り置可申旨、吟味書・朱書ニ申上候、

此儀、安永元辰年、安藤中務少補、御勘定奉行之節、手限伺之上、御咎申付候、上總國藻原村・勘五郎・三之助候、村役人えも不相届、與平次頼ニ任セ、利助・

九拾三番

まつを、勘五郎ハ、數日留置、三之助ハ、店ニ差置候段、不埒ニ付、兩人とも、急度叱り置候例ニ見合、伺之通、急度叱り、
(本番)
評議之通濟

三五五 寛政十年御渡

長崎奉行伺

一 肥前國唐津呼子浦・下松屋重助、金銀街取候一件、

長崎材木町

武三郎

右之もの儀、去ル子年、唐津大石町・油屋利左衛門・下代・祐吉外三人、廣東人參取扱候儀に付、長崎御役所え呼出ニ成候節、唐津呼子浦・重助、長崎ニ参居、同所西濱町・田嶋屋源左衛門申合、賄賂金(本番)取替置候由ニて、右重助より利左衛門え、及催促、迷惑いたし候趣、去秋中、長崎榎津町・八右衛門任申ニ、身分ニも不拘儀を、世話

未ノ四番

料等を見込、態々、利左衛門方迄罷越、都て、他國出いたし候節は、往來切手を取、可罷出旨、兼て之申渡を相背候段、旁、不届ニ付、市中郷中拂、

此儀、無切手ニて他國出いたし候不埒も御座候得共、世話料を見込、不筋之儀と乍存、取扱候段、重之不埒ニ御座候、天明八申年、評議ニ御下ケ被成候、小田切土佐守、大坂町奉行之節、相伺候、南瓦屋町・大和屋長右衛門支配借屋・森本屋平兵衛外登人儀、不筋成・合力之儀、容易ニ世話いたし、殊ニ、平兵衛儀、きし存念も不承、品能相濟候ハ、骨折料、相送可申儀と、存念、其段、嘉兵衛え申聞、兩人共、欲心ニ拘、猶又、追々頼次、忠助・きしを引合遣候段、不埒ニ御座候間、過料五貫文宛と相伺、評議之上、所拂と申上、其通、相濟候類例有之、此もの、吟味書之趣ニてハ、利左衛門・年賦金殘之分、源左衛門、不足いたし遣候様、いたし度旨、申立候ニ付、吟味ニ相成候儀ニて、重助・源左衛門え懸合いたし候儀ニハ、無御座、右類例ニ見合、格別品輕(本番)評議之通濟

取逃等いたし候ものを奉公濟爲致候類

三五六 寛政五丑年御渡

火附盜賊改

長谷川平藏伺

一 神田堅大工町清藏店・市右衛門方ニ居候・儀兵衛事・惣助、盗いたし候一件、

六拾九番

神田堅大工町

清藏店

市右衛門

右之もの儀、受判ニ相立候惣助儀、孫右衛門方ニ相勤候砌、金子盜取候儀、露顯いたし、相預(本番)候ハ、其向えも訴出可申處、無其儀、俱々、主人方え相伺、内分ニいたし貰ひ、其上、配分禮物等、取不申候得共、右籍、盗いたし

御仕置何類集(古類集)七之帳 捉事并御申渡等を背候部 取逃等いたし候ものを奉公濟爲致候類(三五五―三五六) 五二七

候ものと乍存、受判ニ相立候積りにて、利兵衛方え奉公ニ差出、既ニ、右、惣助儀、又候、利兵衛方ニても、盗いたし候始末ニ相成、殊ニ、久次郎任申旨、通ひ帳貸遣し、質入爲致候品ハ、右、惣助、盜取候品ニ有之處、其儀ハ不存候とも、右、質入等いたし遣候ハ、質屋迄同道可致處、無其儀、尤、跡より、證人、甚助印形とも借受、質屋、徳兵衛方え罷越、印形いたし候とハ乍申、最初、質入いたし候砌、通ひ帳貸遣し、無判にて、質入爲致候段、不埒ニ付、過料三貫文、

此儀、外不届も御座候得共、惣助盜金、爲償可申ため、主人え相佗、盗いたし候ものを、猶又、奉公ニ出し、請判ニ相立、又ハ盜物とハ不存、配分も取不申候得共、質入いたし遣候段、重モ之不届ニ御座候間、寄子欠落いたし参り候儀は、存候得共、盗人と不存、宿いたし、雜物質置主に成、世話いたし遣、配分は不取もの之御定ニ見合、此ものハ、盗いたし候儀を、乍存、請ニ相立候儀ニ付、惡黨ものと乍存、宿いたし、又ハ五七日宛、逗留爲仕候もの之御定をも見合、重追放、
(未定)
御差圖、輕追放、

三五七 寛政十年年御渡

火附盜賊改

池田雅次郎伺

一 當時無宿・松次、盗いたし候一件、

年六拾貳

神田久右衛門町登丁目

平助店

貳番組人宿

太吉召仕

文 八

右之もの儀、取逃いたし候松次を、見當り、取逃之品、相糺、質入いたし有之候ハ、主人・太吉えも申聞、取計方も可有之處、無其儀、松次・捕押候儀、同人方えハ不申立、質入いたし有之候品之内、受戻し、相返、残り之品ハ、追々辨濟可致旨、申延、内分にて取計、濟置、又候、松次儀、武家方中間奉公ニ差出、其上、預り置候品ハ、取逃之品ニ有之處、其儀ハ不存候とも、得と、出所も不相糺、衣類・帶、預り置候始末、主人・太吉えも不申聞、取計候

段、旁、不届ニ付、預り置候品取上、江戸拂、

此儀、取逃いたし候松次を差押候ハ、主人、太吉えも中聞、早速可申立處、無其儀、松次相佗候迎、取逃之品々、質入いたし候趣、相糺、右品之内、木綿布子壹ツ、差當り、入用之品ニも有之間敷と存、其儘ニ差置、木綿單物貳ツ、代金壹分餘ニて請戻し、似寄之品ニいたし、松次主人方え相納、残り之品ハ、追々辨濟可致旨申、屋敷え懸合置、松次差押候儀ハ相隠、辨濟之品、いまた、屋敷え不相納内、猶又、中間奉公ニ差出候儀ニて、盗人を召捕、雜物内證ニて取戻、逃遣し候もの、叱り、之御定ニ相當、出所も不相糺、衣類・帶等、預り置候ハ、身分不相應之品ニも無之處、右不埒ハ、明和九辰年之御書付ニ見合、急度叱リニ相當候得共、右躰、取逃いたし候もの、内證ニて濟置、又候、中間奉公ニ差出候段ハ、奉公人病氣ニ付、宿え下ケ候處、快氣いたし候得共、不相歸、外え奉公ニ出し候請人、江戸拂、之御定ニ見合、主人えも不申聞、此もの引受、取計候儀ニて、右御定ニて、伺之通、預り置候品取上、江戸拂、

(未考)
評議之通濟

三五八 享和二戌年御渡

火附盜賊改

貳拾貳番

大河内善兵衛伺

一 麻布今井三谷町・藤四郎寄子・左兵衛、取逃いたし候一件、

芝中門前三町目

甚七店

淺

八

右之もの儀、預り置候品は、左兵衛、先達て、奉公いたし候砌、取逃いたし候品ニ有之處、其儀ハ不存候とも、得と出所も不相糺、預り置、其上、受判いたし、奉公ニ差出候ハ、得と、身元も相糺可申之處、無其儀、既、又候、欠落いたし候始末ニ至、其後、見當候ハ、主人方えも召連、取計方も可有之處、無其儀、又候、下受判ニ相立、寄

子ニいたし遺候段、不埒ニ付、預り置候品取上、過料錢三貫文、

此儀、取逃之品と不存、預り置、又ハ身元も不札、受判いたし候不埒も御座候得共、吟味書之趣ニては、此も、受人ニ立、水口伊織方え、奉公ニ差出置候左兵衛、欠落いたし候後、途中ニて出會、相頼候逆、猶又、下受ニ相立、同人を藤四郎寄子ニいたし、奉公濟爲致候、と有之、伊織方え奉公爲致候節、人主之有無、并左兵衛欠落いたし候砌、米紛失之儀、伊織より此ものえ不申聞候哉、且伊織方え給金相濟し候哉、吟味書ニては、相分不申候ニ付、大河内善兵衛懸合、相糺候處、人主ハ、當時行衛不相知、其節、芝西應寺町・次兵衛店ニ罷在候喜八と申ものにて、米紛失いたし候ハ、左兵衛仕業とも不相知故、此ものえハ不申聞、給金は、此ものより伊織方え相濟し候趣に付、組合人宿ニは無之、好身之ものニ付、人主印形ハ、有合之判を用、自分請ニ立、出し置候奉公人、致欠落候處、主人方えハ不相歸、又候、請ニ立、外え奉公ニ出候ニおいてハ、給金不相濟候ハ、受人、關所、江戸拂、給金相濟し候と

も、受人過料、と有之御定ニ見合、伺之通、預り置候品取上、過料錢三貫文、

主人より預り候品貸遣不相返候逆無沙汰ニ外品取來質入いたし候もの

三五九 寛政五丑年御渡

火附盜賊改

長谷川平藏伺

一 川井新石町・醫師宗意悻・勝次郎、不埒之取計いたし候一件、

川井新石町 宇八店

四拾貳番

右之もの儀、次郎兵衛留守中、隣家・豊次え相斷候とハ乍申、當人相對ニも無之、品持出、質入いたし、先達て、かし置候品、受戻し候段、盜取候も同様之始末、不届ニ付、江戸拂、

宗意悻 勝次郎

帳外之身分ニて元居村え立歸囚人之番いたし候もの

三六〇 寛政九巳年御渡

長崎奉行伺

一 無宿・常三郎、街并盜いたし候一件、

高木作右衛門御代官所

元肥前國浦上村家野郷 欠落立歸

奥右衛門事 權左衛門

此儀、吟味書之趣ニてハ、主人より預り置候布子を、次郎兵衛ニ貸候處、同人、所持之袴・股引と一所ニ質入いたし、不相返候故、無據、次郎兵衛宅ニ出し置候三味線・撥共、布子代り之質品ニいたし、其段、豊次え、傳言申談候上ハ、盜ニハ無御座、畢竟、次郎兵衛儀、借受候品を、質入いたし、不相返、不束より、事發り候儀ニて、此ものハ、徳用ニ拘り候儀無之、當人え不懸合、不念迄ニ、御座候、併、主人より預り候品を、人ニ貸遣候段、不埒に御座候間、差當り、例相見不申候得共、三十日手鎖、

評議之通濟

右之もの儀、先年、村方欠落いたし、去辰五月立歸、帳外之身分ニ罷在、同村里郷・秀五郎相頼候逆、囚人之番ニ罷在、其上寢入罷在、無宿・常三郎、逃去候をも不存段、不埒之至ニ付、過料錢五貫文、

此儀、一件之内、秀五郎例ニ申上候もの共ニ見合、帳

御仕置例類集（古類集）七之紙 按事并御勝申進等を貫候部 額外之身分にて元居村々
立歸囚人之番いたし候もの（三六〇）

外之身分にて番人ニ罷出候段、品不宣候間、伺之通、
過料錢五貫文、
（兼書）
評議之通濟

奥附欠頁





322.15

0.77

